

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会(第 72 回)

日時：令和 8 年 8 月 7 日（金）13:00～15:30

場所：K K R ホテル名古屋 芙蓉の間

会 議 次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 本丸搦手馬出周辺石垣の修復について <資料 1>
- (2) 特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定について <資料 2>
- (3) 天守台及び周辺石垣の保存対策について（天守台西側内堀御深井丸側
石垣及び鶴の首（小天守西）水堀側石垣の保存対策） <資料 3>

4 その他

5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会（第 72 回）

出席者名簿

■構成員

（敬称略）

氏 名	所 属	備考
北垣 聡一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	座長
宮武 正登	佐賀大学教授	
千田 嘉博	名古屋市立大学高等教育院教授 奈良大学特別教授	
西形 達明	関西大学名誉教授	

■オブザーバー

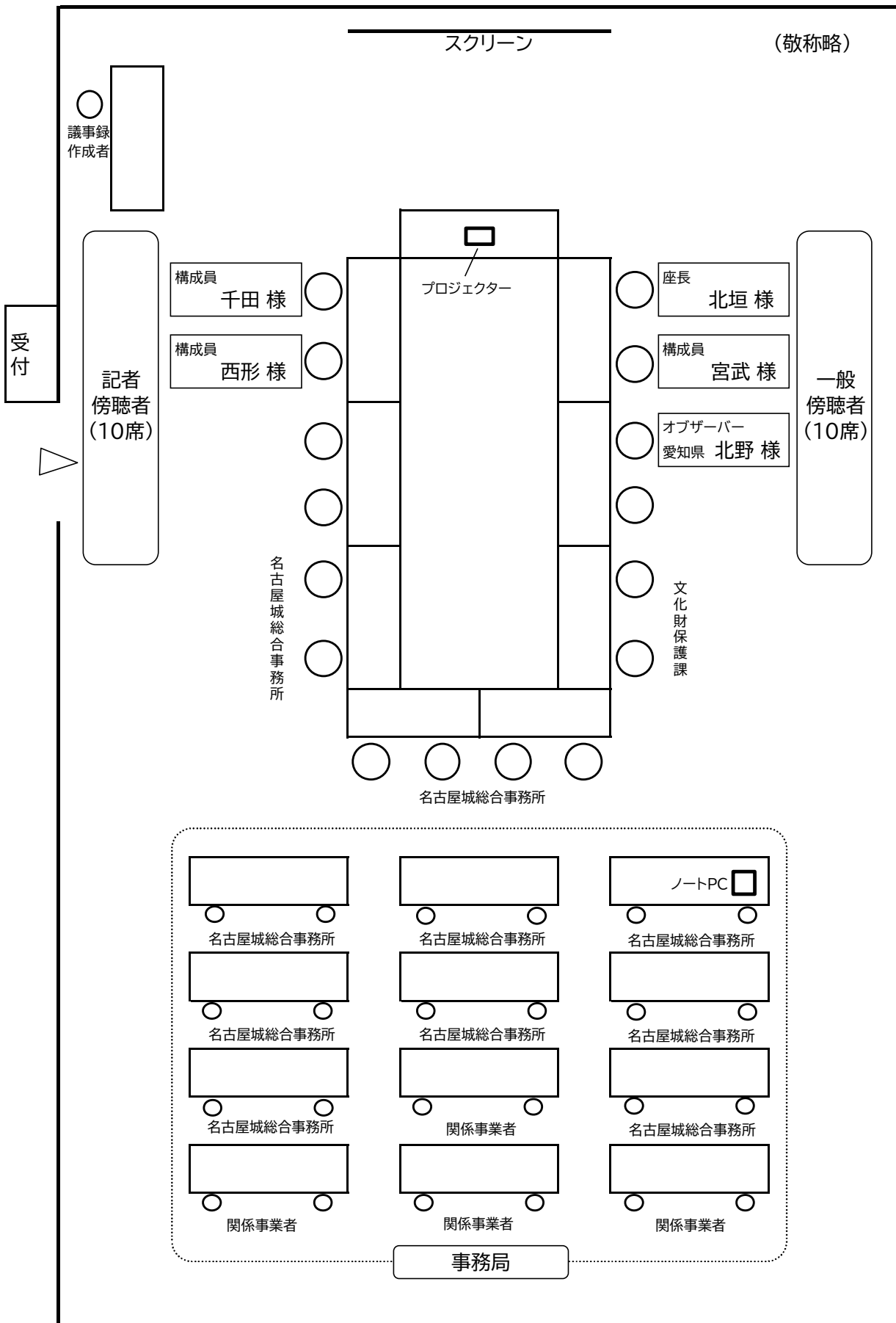
（敬称略）

氏 名	所 属
北野 孝拓	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室

第72回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会

座 席 表

令和8年8月7日(金)
13:00~15:30
KKRホテル名古屋 芙蓉の間



本丸搦手馬出周辺石垣の修復について (天端整備の方針整理)

1 要旨

本丸搦手馬出石垣の平面整備の実施にあたり、発掘調査結果及びこれまでの議論等を踏まえて天端整備の方針を整理する。

2 基本方針（R7. 11. 1 第 68 回石垣部会、R8. 3. 30 第 70 回石垣部会にて議論済）

- ・本丸搦手馬出の天端整備における復元時代は、江戸時代後期とする。
- ・天端整備にあたり、発掘調査の成果から得られる遺構の遺存状況等および関連する史資料等を参考にしながら設計する。
- ・バリアフリーの観点等現代の状況を考慮した設計とするが、復元時代設定の雰囲気損なわない仕様となるよう検討する。
- ・参考となる史資料は、「御本丸廻り之図〔嘉永 7 年（1854）〕」、「金城温古録〔万延元年（1860）献納〕」が江戸時代後期の馬出搦手を記しており、活用する方針。

3 天端整備の方針（R7. 11. 1 第 68 回石垣部会、R8. 3. 30 第 70 回石垣部会にて議論済）

2 基本方針及び発掘調査結果に基づき、天端整備を行う。

馬出らしさを感じられるよう、園路を囲む四方の平場については、金城温古録も参考とし張芝を行う。

搦手西側の低石垣に囲まれた高まりについては、隣接する園路との高低差を解消し、搦手平面の連続性を確保する。高低差解消に向けた設計方針として、園路部分については、園路部分は現況地盤高から排水勾配確保のための最小限の盛土を行い、周辺の芝生部分と緩やかな傾斜をもって連続性を確保し、馬出らしい広場空間を創出する。

4 本日の議論のポイント

前回の石垣部会等でいただいたご意見を踏まえて、以下について再検討したことから、ご意見を伺いたい。

- ・修景方針と修景方法（再検討結果）について
- ・スロープの構造等（構造物スロープ、盛土スロープ）について
- ・転落防止柵の配置・材質等について



図 1 本丸搦手馬出修景イメージ

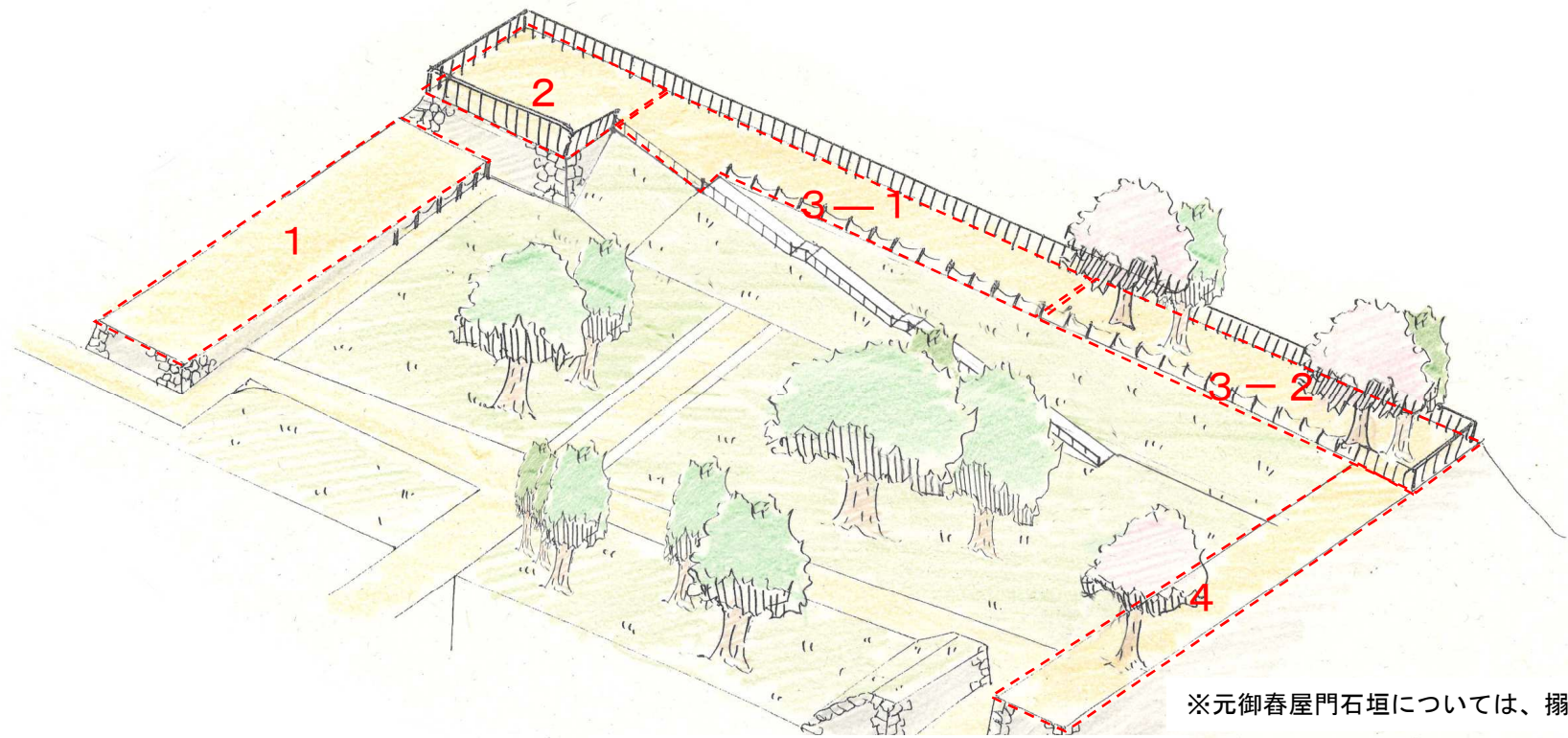


図2 本丸搦手馬出修景イメージ（鳥瞰図）

表1 本丸搦手のエリア別活用方針と修景方法の整理表

エリア	活用方針	活用に向けた配慮事項	修景方法及び安全対策	解体／未解体
1	往時の名古屋城石垣の姿を伝えるエリア	- 石垣の史実性・景観を保持し、往時の石垣の姿を実感させることを目的とする。 - 本丸搦手内外からの景観に配慮する。 - 石垣（南面）が低く当該エリアへと容易に入ることができるため、来場者の立ち入りを制限する。立ち入り防止措置等については、往時の石垣の姿を保つことを優先する手段を選定する。	- 石垣上面に転落防止柵等は設置しない。 - 当該エリアへと容易に入ることができる石垣前面にロープ柵を設置して立入を防止する。	解体・復旧部
2 3－1	展望エリア （常時公開）	- 搦手馬出をはじめとする名古屋城の理解促進のため、眺望点を確保する。 「福祉都市環境整備指針」に基づき、来場者全てが当該エリアにアクセスでき、眺望を体感できるよう努める。	- スロープを設置し、来場者全てが展望エリアにアクセスできる環境とする。 - 展望エリアは来場者の動線が煩雑になり、来場者同士の近接・衝突が懸念される。また、水堀側等の高低差が大きい箇所は転落の恐れがあることから、最低限の安全対策として転落防止柵を設置する。 - 転落防止柵は、史跡としての景観に配慮し、併せて全ての来場者の眺望を確保するものとする。 - 土塁側は、注意喚起のためのロープ柵を設置する。	解体・復旧部
3－2	展望エリア （常時公開：ただし、完成直後は限定的な公開とする。）	- エリア2、3－1と同様に展望エリアとして活用する。 （一方完成直後は、樹木伐採時に切り切れない樹根が地際に残るため、来場者が引っ掛かり転倒する懸念があることから、スタッフによる監視等安全が担保される時に限り特別に公開するなどの運用とする。 - 樹根が完全に腐朽した後、陥没対策が完了し、安全性が担保された際に、エリア2等と同様に常時公開とする。）	- エリア2、3－1と同様に、水堀側に転落防止柵を設置する。また、土塁側にはロープ柵を設置する。 - 転落防止柵は、史跡としての景観に配慮し、併せて全ての来場者の眺望を確保するものとする。 - エリア3－1との境界は、遺構保全を考慮し、地中打ち込み以外（仮設コーン等）の立ち入り防止措置を行う。	未解体部
4	往時の名古屋城石垣の姿を伝えるエリア	- 石垣の史実性・景観を保持し、往時の石垣の姿を実感させることを目的とする。 - 本丸搦手内外からの景観に配慮する。	- 石垣上面に転落防止柵等は設置しない。 - エリア3－2との境界に立ち入り防止措置を行う。	未解体部

※上記以外の芝生エリアは基本的に常時公開とし、搦手馬出を実感させる場とする。ただし、樹木伐採に伴い残る樹根への対応が必要なため、完成直後においては限定的な公開とする。
また、歩行者動線から段差等がなくアクセスできるエリアのため通路と同等の取り扱いとし、来場者の転落が懸念される石垣際については、他の通路同様に転落防止柵を設置する。

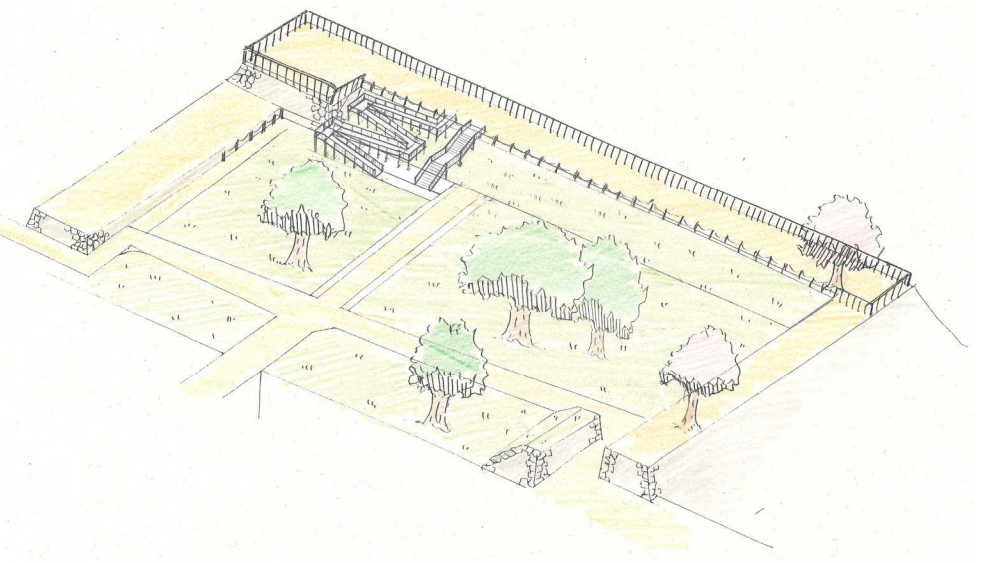
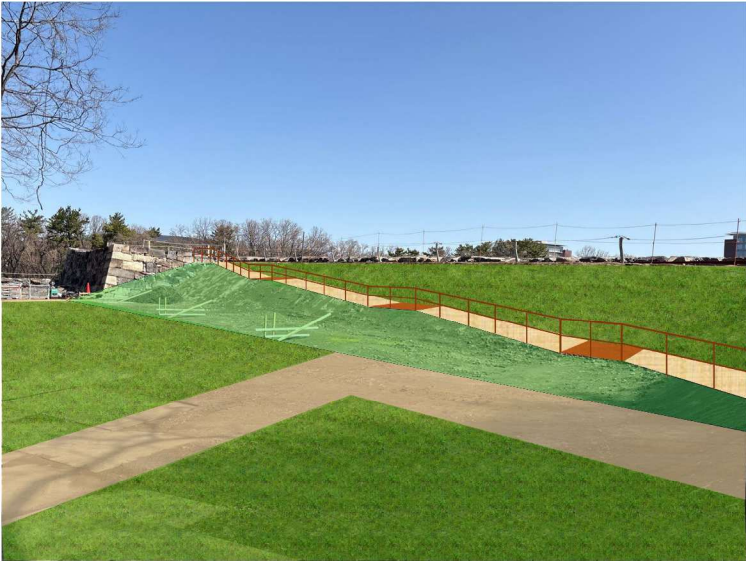
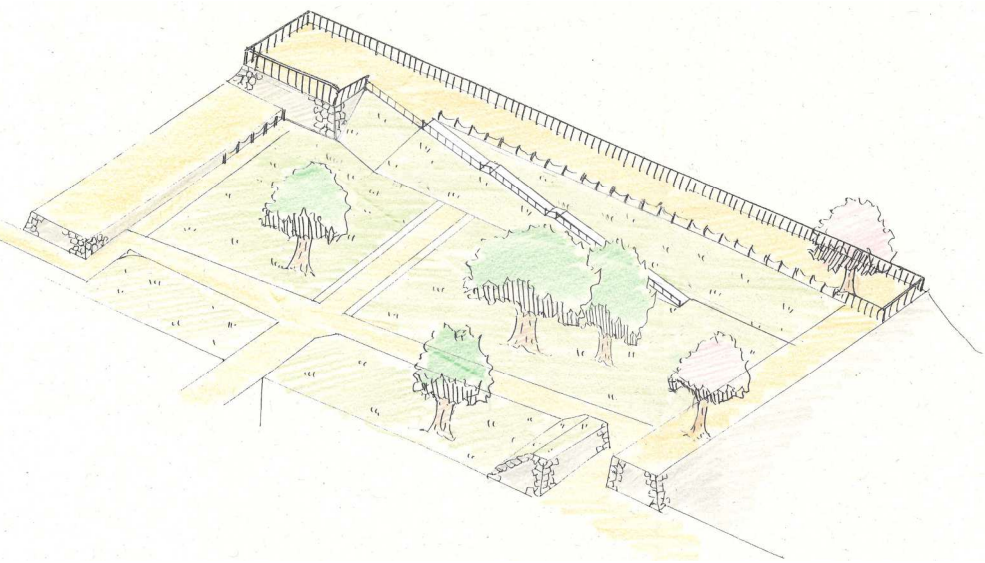
5 付帯施設（スロープ）について

スロープについて、活用方針に基づき再検討した。スロープは案1 構造物スロープ案と案2 盛土スロープ案の大きく2案に分別できる。表2－1のメリット・デメリットを踏まえて、どちらが本丸搦手の空気感になじむか（異質感を来場者に伝えないか）、ご意見をいただきたい。

表2－1 スロープの材質毎のメリット・デメリット比較表

	メリット	デメリット
案1 構造物スロープ案	土塁形状を江戸時代後期と同じ形状にすることができるため、史実性において当時の搦手馬出を正しく来場者に伝えることができる。	江戸時代後期になじまない人工構造物を設置するため、異質感を来場者に伝えてしまう懸念がある。
案2 盛土スロープ案	自然の材質（土砂）を用いてスロープを設置するため、江戸時代後期の空気感を損なわず、来場者が搦手馬出を違和感なく実感できる。	土塁形状（特に法尻線形）が江戸時代後期と異なるため、史実性において搦手馬出の誤った解釈を来場者に伝えてしまう懸念がある。

表2－2 スロープの材質毎のイメージパース比較表

	イメージパース	
案1 構造物スロープ案	 左図 近景	 右図 遠景
案2 盛土スロープ案	 左図 近景	 右図 遠景

また、その他スロープ案を検討した

表 2—3 構造物スロープ案の比較表

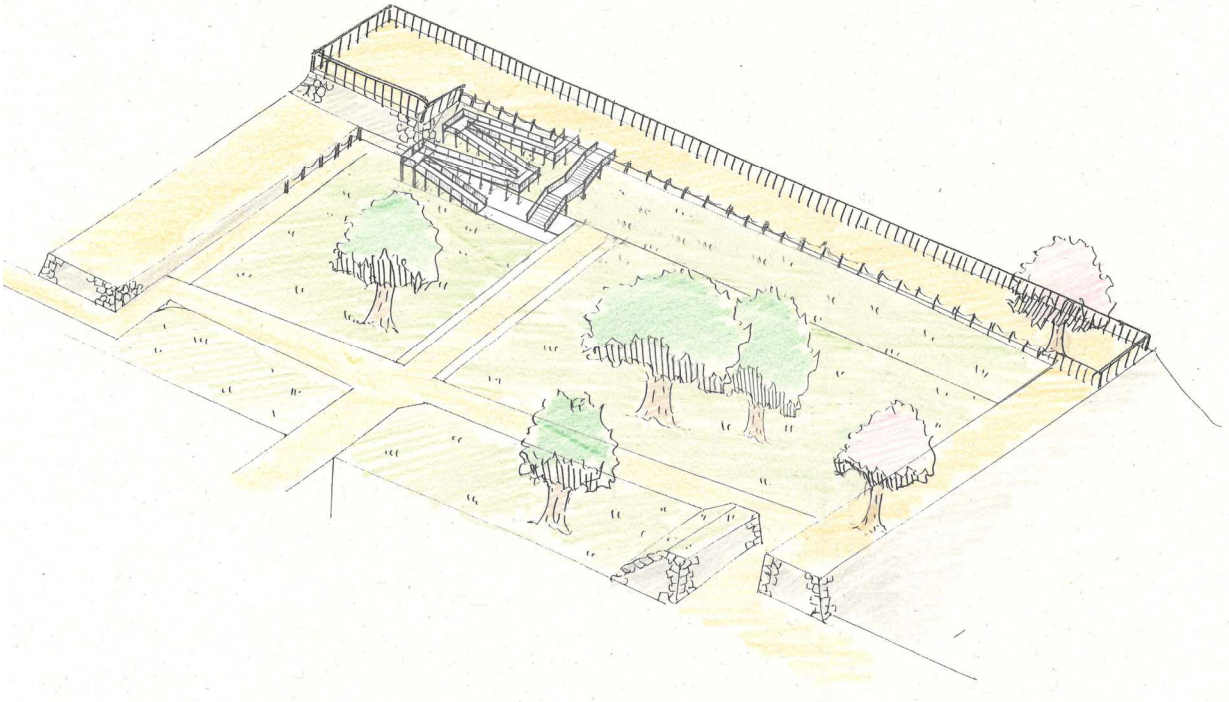
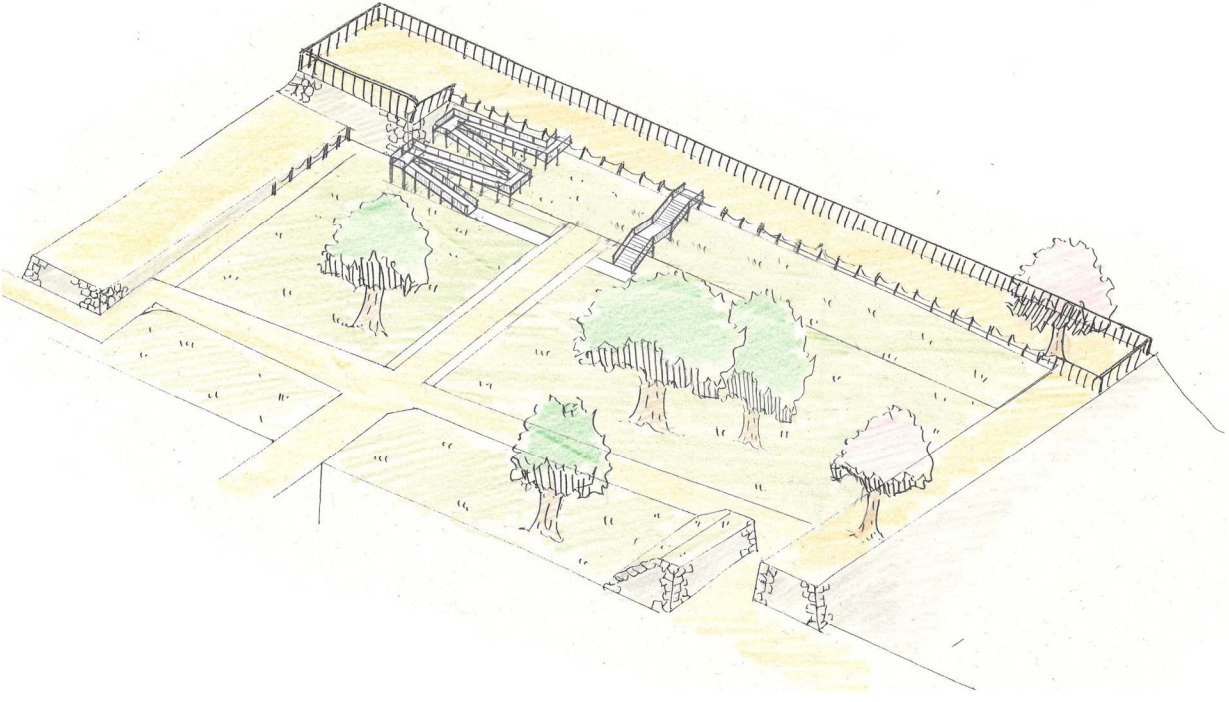
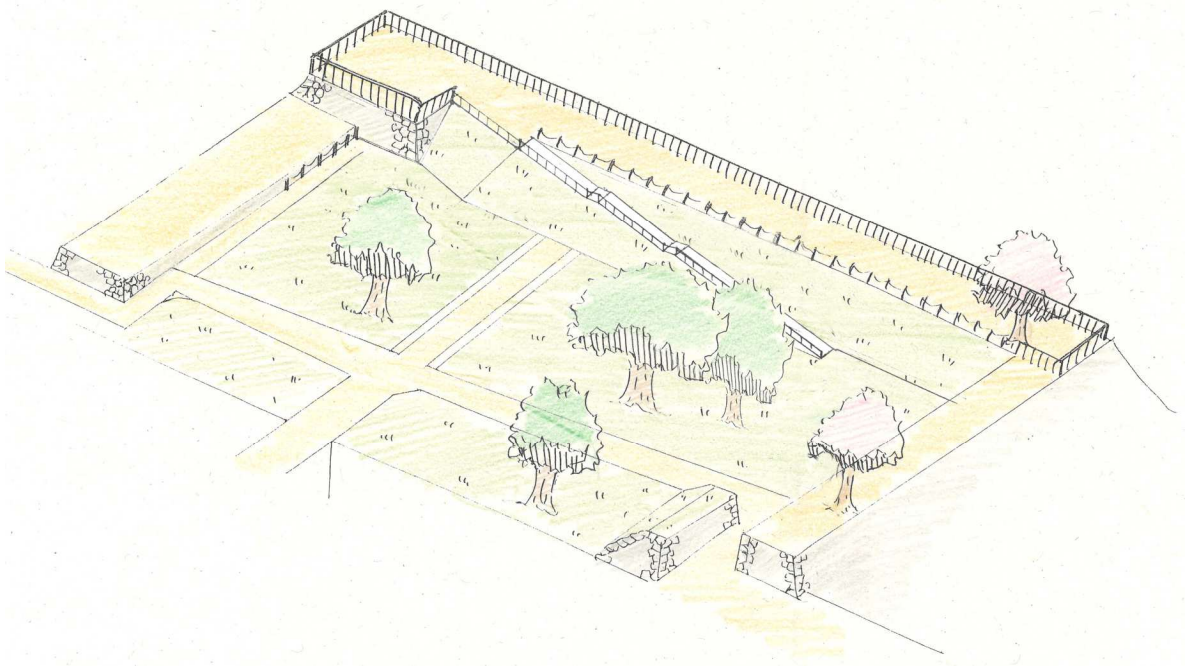
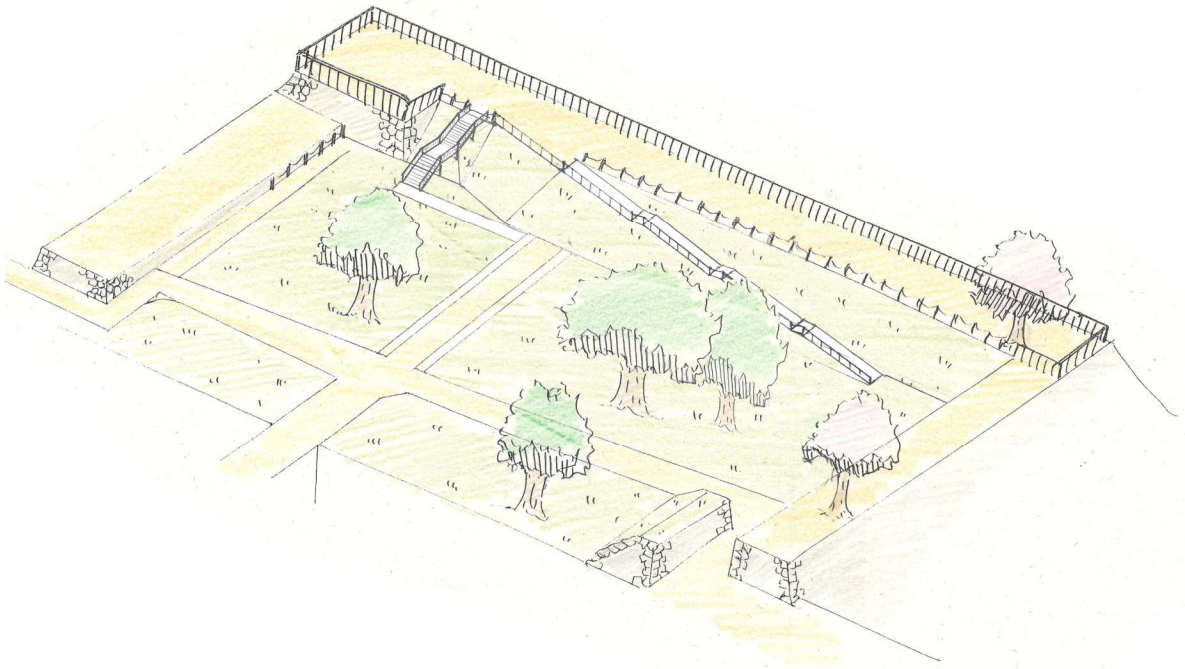
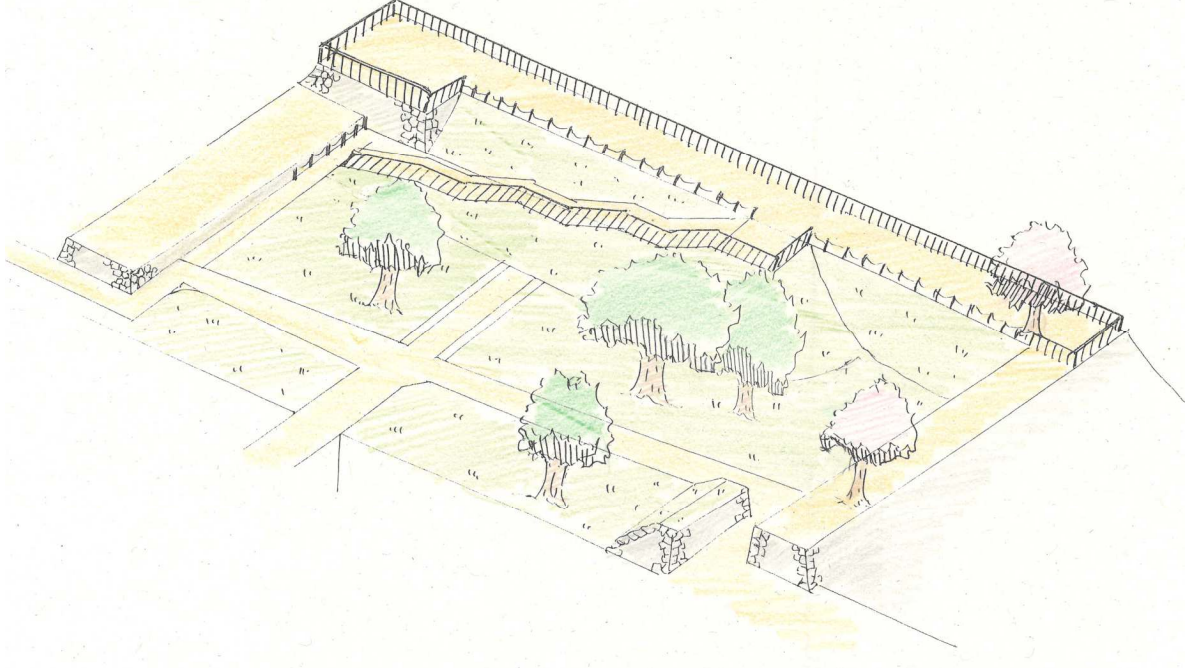
概要	案 1—1：構造物スロープ 案 1	案 1—2：構造物スロープ 案 2
修景 イメージ		

表 2－4 盛土スロープ案の比較表

概要	案 2－1：盛土スロープ案	案 2－2：盛土スロープ + 階段案
修景 イメージ		

概要	案 2－3：盛土スロープ案（北→南に昇降）
修景 イメージ	

6 付帯施設（転落防止柵）について

表 3—1 転落防止柵等設置イメージ（木製）

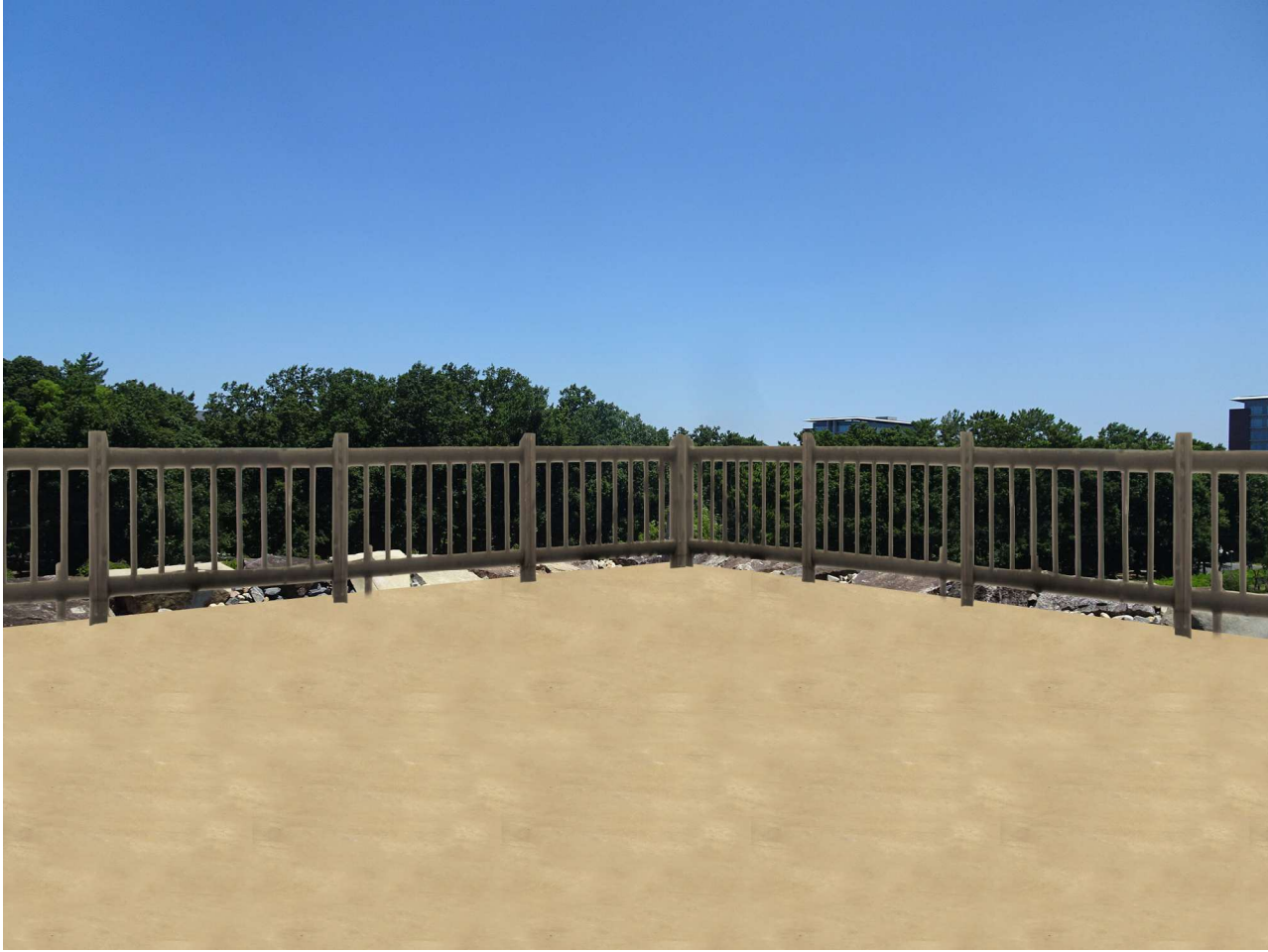
概要	案 1：転落防止柵（木製）	
材質等	木材	
設置イメージ	 左図 近景（石垣上から望む）	 右図 遠景（水堀から望む）

表 3—2 転落防止柵等設置イメージ（低木植栽）

概要	案 2：低木植栽	
材質等	低木植栽	
設置 イメージ		
	左図 近景（石垣上から望む）	右図 遠景（水堀から望む）
※設置イメージの低木は、ヒラドツツジ（丹波篠山城）を採用。		

※低木植栽案が採用された場合、名古屋城植栽管理計画（令和 7 年 3 月）に基づき、樹種はツバキ類が想定される（四季の彩りが市民や来場者に親しまれる名古屋城の形成に寄与するため）。

表 3—3 転落防止柵等設置イメージ（合成木材）

概要	案 3：転落防止柵（合成木材）	
材質等	支柱：合成木材・鋼材（アルミ or スチール等）、笠木：合成木材	
設置イメージ		

左図 近景（石垣上から望む）

右図 遠景（水堀から望む）

表 3—4 転落防止柵等設置イメージ（鋼製）

概要	案 4：転落防止柵（鋼製）	
材質等	スチール	
設置イメージ	 左図 近景（石垣上から望む）	 右図 遠景（水堀から望む）

表 3—5 転落防止柵等 仕様比較表

概要	案 1：転落防止柵（木製）	案 2：低木植栽	案 3：転落防止柵（合成木材）	案 4：転落防止柵（鋼製）
材質等	木材	低木植栽	支柱：合成木材・鋼材、笠木：合成木材	スチール
修景時代との統一感（史実性）	○ ・江戸時代後期にも存在し、家屋や橋梁等の構造物に広く用いられた材質であり、修景方針及び景観によくなじむ。	○ ・江戸時代後期にも存在する材質であり、修景方針及び景観によくなじむ。	○ ・江戸時代後期にも存在する材質を模しており、修景方針及び景観にややなじむ。	△ ・江戸時代後期に一般に構造物用として出回らない材質であり、修景方針及び景観にややなじまない。
景観	○ ・自然素材で江戸時代後期の空気感を壊さない。	○ ・自然素材で江戸時代後期の空気感を壊さない。	○ ・自然素材を模しており江戸時代後期の空気感を大きく壊さない。 ・一部の鋼材も細身のダークトーンで周囲の景観に溶け込み、悪目立ちしない。	○ ・柵が細身でダークトーンのため、周囲の景観に溶け込み、悪目立ちしない。 ・石材（花崗閃緑岩）の色調と合致しており、特に外観において石垣がよく映える。
安全面	○ ・「防護柵の設置基準」を満たす。	△ ・「防護柵の設置基準」の対象外。 ・侵入防止を示唆し安全確保を注意喚起。	○ ・「防護柵の設置基準」を満たす。	○ ・「防護柵の設置基準」を満たす。
コスト	△ ・防護柵市場において木製柵は需要が少なく、初期コストが高い（鋼材比）。 ・経年劣化による耐用年数は短く、維持管理コストは高い（鋼材比）。	△ ・定期的な手入れ（剪定・伐採）が必要で、維持管理コストは高い。	△ ・メーカー毎に仕様が異なるなど一般的でなく、初期コストが高い（鋼材比）。 ・耐用年数は鋼材と比較して短く、維持管理コストは高い（鋼材比）。	○ ・鋼製柵は市場に広く出回っており一般的であり、初期コストは比較的安価。 ・メンテナンス等はほぼ不要で、維持管理コストは比較的安価。
参考事例（他城郭）	史跡金沢城跡（石川県）  鯉喉（りこう）櫓台石垣天端	史跡篠山城跡（兵庫県）  本丸石垣（南面）天端	史跡大和郡山城跡（奈良県）  天守台石垣天端	特別史跡江戸城跡（東京都）  天守台前面の石垣天端

7 植栽について

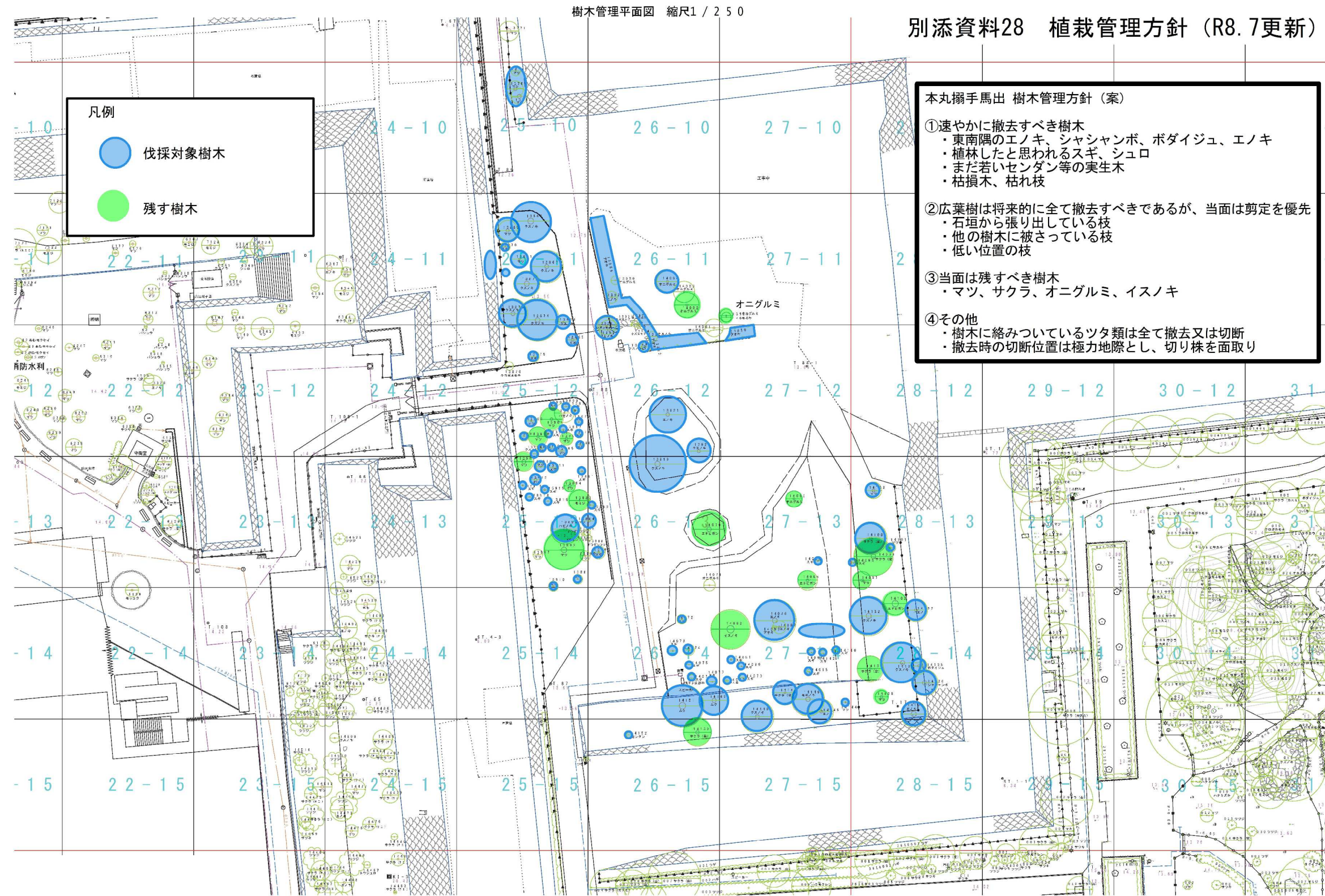


図3 植栽管理方針（特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出周辺石垣修復事業 積直し基本計画（令和4年3月） 一部加筆修正

【参考】特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出周辺石垣修復事業
積直し基本計画（令和 4 年 3 月） 平面計画関連箇所抜粋

6 修景計画

6. 2 活用計画と観覧動線

来場者には搦手馬出から北側や二之丸庭園への眺望をご覧頂くと共に、搦手馬出、下御深井御庭、御波渡場、埋門などについて紹介し理解を深めていただけるよう、石垣上面や櫓台上面を観覧エリアとし説明版等の設置を検討する。

なお、馬出の内部や櫓台上への観覧動線については、アプローチ施設等の設置を視野に入れ、詳細については今後検討する。

6. 3 境門跡及び元御春屋門跡周辺の復元方針

境門跡及び元御春屋門跡周辺はその遺構の配置に関して間違った理解を与えないように修景整備を行う。境門については、現状の石積を遺構上に位置変更する。元御春屋門旗台については、解体前の状態に復旧し、明治期以降に取り払われた北面は残存根石上に保護層を設けたうえで遺構配置が理解できるよう平面又は 1～2 段の疑似表示を検討する。なお、建造物としての門の復元については今後の課題とし、別途検討することとする。

6. 4 緊急車両への対応

内堀に囲まれた本丸への緊急車両の入口は、2 箇所以上とすることが求められている。本丸への入口は表二之門、東二之門、不明門の 3 つである。このうち、不明門は高さ、幅員から緊急車両の通行は困難であることから、緊急車両は表二之門及び東二之門の 2 箇所より進入することとなる。

よって、二之丸より御春屋門を通り東二之門に至るルート of 幅員等については緊急車両の通行を想定した検討を行う。

6. 5 転落防止策

観覧者の安全確保のため、転落防止施設を設置する。城内には、鋼製の防護柵と低木植栽による防護柵がある。本事業による修景では、景観形成上違和感のないものとして、低木植栽も含め検討する。

6. 6 樹木及び植栽の管理

現状では、特に搦手馬出南東側において石垣際に根を張り、石を押し出している樹木があるほか、植林したと思われるスギやシュロ等が繁茂しており景観を著しく阻害しており、石垣の保全と馬出の空間性の確保が必要である。別途策定している城内全体の樹木管理計画とも整合させながら影響が大きい樹木から段階的に整理していく。

7 修景の考え方

修復する石垣の積直し勾配や構造については、事業着手時の変状（孕み出し）が発生する以前の姿に戻すことを基本としており、これらは天和期の積直し以降の姿と同様と考えている。(現時点で天和期以降の大規模な改変履歴が確認されていないため)従って、積直し後の、馬出上面の修景にあたっては天和期以降幕末までの期間の状況を参考にする必要があり、そ

の参考史料として江戸時代後期の状況をよく反映し、情報も豊富である金城温古録（江戸時代後期～明治 35 年、別添資料 32）を用いることとした。

完成後の公開活用や管理等もふまえ、修景イメージは計画平面図、計画断面図、修景イメージ図のような姿を目指すものとし、個別要素については今後、事業実施段階において実施設計を行うなかで具体的な検討を行う。

【参考】平面計画に関するご助言・ご提案

表 4 平面計画に関するご助言・ご提案

カテゴリー	概要・コメント 等
修復方針等の総論	・【全体イメージ】名古屋城は本丸の南側と東側に極めて明確な馬出を備えており、近世初頭のお城の平面構造として高度なものを達成しているのが特徴。現状の搦手馬出は木が生い茂っており、金城温古録で描かれるような広場空間がイメージしにくくなっている。樹木周りが一段高くなっているが絵図上では読み取ることができない。近代以降の改変の可能性はある。(R3. 7. 14 第 43 回石垣部会) ・【方針について】修景方法の選択肢がかなり多いだけに、ちぐはぐな整備手法にならないように、ストーリーを統一する必要がある。 ・境門と元御春屋門の修景手法の統一（復元 or 修復） ・路面上での元のアウトラインの表示は 1 つのテクニックであり、搦手に適応するのが適切かは要検討。 ・方針として、復元は積極的にしないが、補修対象箇所はいくつかあって、なおかつ維持するための表面処置は、別にまた講じなければいけない。 ・地下遺構について表示してやることが、元のオリジナルと今のかたちの間の繋がりを明確にするという。(R4. 2. 17 第 47 回石垣部会)
構造等	・【通路幅】金城温古録の通路幅を再現すると非常に狭く非現実的。通路の形状は踏襲できても忠実な復元は現実的には難しい (R3. 7. 14 第 43 回石垣部会) ・【境門、元御春屋門】搦手左右の仕切り門（境門、元御春屋門）、虎口形状をどう復元するか、今の改変された状況をそのまま修景するか、という点について確認が必要。

カテゴリー	概要・コメント 等
構造等	・計画平面図のとおり今の体裁は、城郭の馬出の左右の出口を保護するようになっていない。部会としてこの形で修景していく方針とするのであれば、それなりの理屈付けが必要。 ・境門について虎口としての体裁を復元しない場合、反対側の元御春屋門の背面も、土居造りの法面で修景するかたちになる（本来は大きな石塁で、背面も石垣造りだった）。土居の法面のままであれば、本来石垣で固定されているものを土居法でむき出しにしてしまうため、浸透する水に対応する措置を取らないと残る石垣に対する浸透雨水からの負担がかかる。排水対策等を別途構築する必要がある。 ・隅切りがある現計画において、搬入道路として車両も往復できるという活用上の利点はある。路面の脱色アスファルト舗装の上に、本来の石垣のアウトラインを示すような舗装表示をしたり、疑似の石を路面に並べてみたりと、説明づける表示の方法もある。 →金城温古録では、芝生と道路の境界の構造は不明。疑似的な石での復元は困難（R4. 2. 17 第 47 回石垣部会）
活用・観覧動線	・【低石垣一帯】本丸から下がる土橋を渡ると両サイドに基壇がある。金城温古録には芝生があるが、現状でも伐採しなければならない樹木が満載の段がある。もともと本来の搦手馬出の中の構造物にないものではあるが、幕末には描かれている以上、正確な判断は別として、樹木が存在していた。よく見ると、金城温古録と同じ形をしていない。地下から検出されている石組水路の横に石垣の根石の様なものが見えている。この性格を明らかにすることは非常に重要だと思う。（R4. 2. 17 第 47 回石垣部会）
	・【構造】搦手馬出の土塁の上や櫓台の上から歴史的な景観を眺望できるのは素晴らしい計画。遺構を壊さない形でのアプローチも適切。（R3. 8. 25 第 44 回石垣部会） ・【眺望】本丸搦手馬出から北東側、熱田台地がおちて本来は北側に大きな庭園広がっている。そういった歴史的な景観を眺められる場所として、地形を理解したうえで眺望点にするというのは適切だと思う。（R3. 10. 29 第 45 回石垣部会） ・【眺望】搦手馬出の南東角。堀を隔てて、本来二之丸御殿が展開していた側を眺められる場所になる。城内を望める眺望点としてこちらを重視して整備していただきたい。（R3. 10. 29 第 45 回石垣部会） ・【観覧動線】階段にスロープを併設することで、車いす利用者も見学できることを担保してほしい。様々な方が名古屋城の歴史を体験できる整備を基本としてほしい。（R3. 8. 25 第 44 回石垣部会）

【参考】本丸搦手馬出天端整備の参考となる史資料

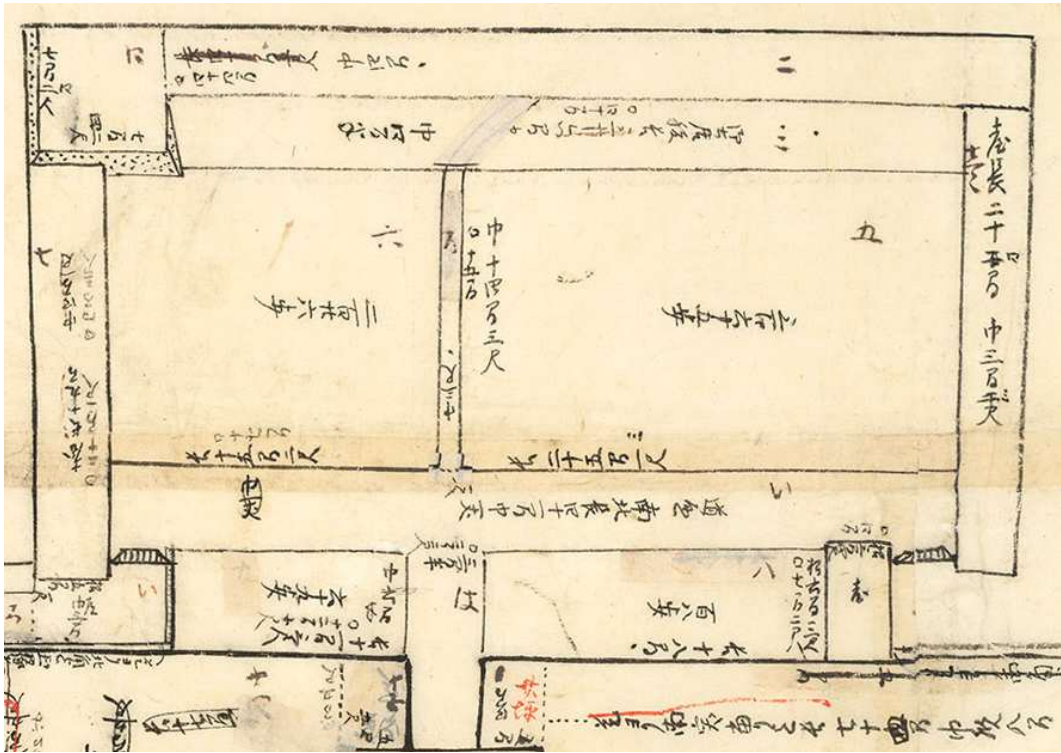


図 4 搦手馬出（『御本丸廻り之図』）

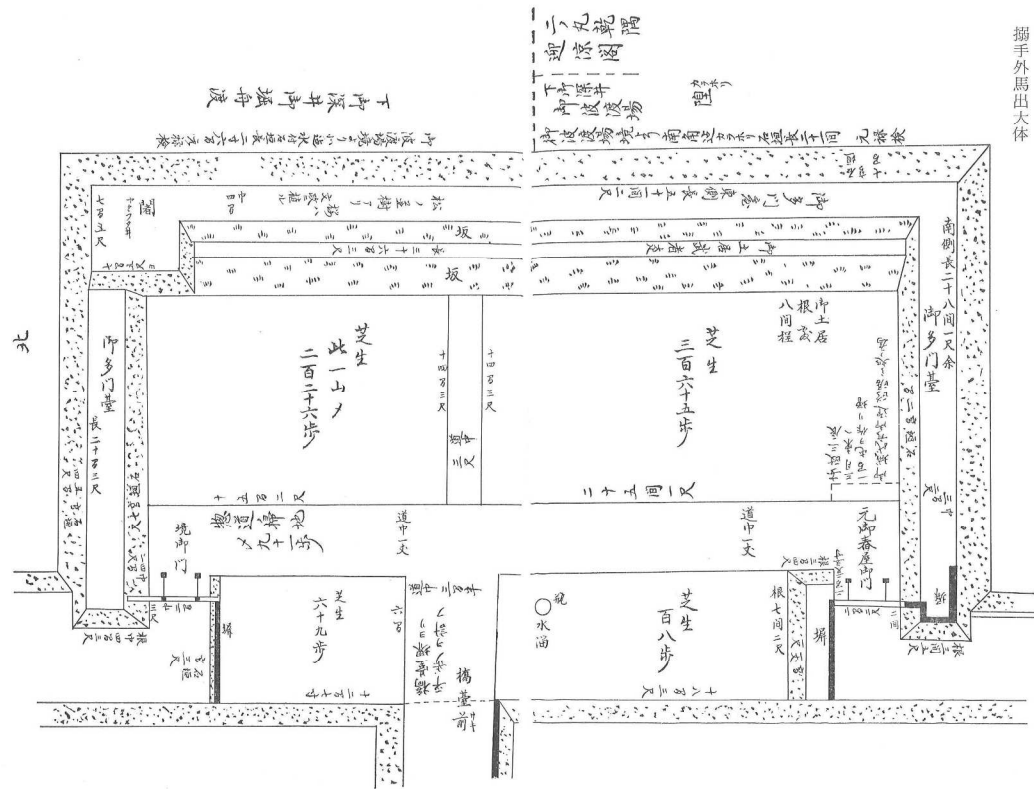


図 5 搦手馬出大体（『金城温古録』第 22 冊）名古屋叢書続篇 14 巻

特別史跡名古屋城跡内の石垣保存方針策定について

1 議題の趣旨

石垣の保存方針策定について、石垣・埋蔵文化財部会では表 1 の通り議論してきた。今回は、第 5 章を中心とした事項を提示する。

表 1 石垣の保存方針議題提出状況

目次案		石垣・埋蔵文化財部会			
		第67回	第68回	第69回	第72回
はじめに					
1章	方針策定の経緯と経過				
	1 節 方針策定の経緯	提出			
	2 節 方針策定の目的	提出	修正		
	3 節 方針策定の対象石垣	提出	修正	修正	修正
	4 節 関連計画との関係	提出			
2章	名古屋城の概要				
	1 節 地理的環境	提出			
	2 節 歴史的環境	提出			修正
	3 節 名古屋城石垣の文化財的価値			提出	修正
3章	石垣の履歴				
	1 節 築城期における石垣構築	提出			
	2 節 築城以後の石垣修理、改変履歴		提出	修正	修正
4章	名古屋城石垣の現況評価				
	1 節 石垣の現況		提出		
	2 節 石垣の現況評価		一部提出	修正、提出	修正
	3 節 保存、安全管理上の課題			一部提出	提出
5章	石垣の保存方針				
	1 節 石垣の保存方針の基本的な考え方				提出
	2 節 石垣保存、管理の手段と方法				提出
	3 節 今後の石垣保存、管理に向けて				提出
※第70回、71回では議題を提出したが、時間都合で議論は行わなかった。					

2 前回からの主な修正内容

- (1) 第 1 章 3 節 方針策定の対象石垣
石垣の時代区分の整理、積み直し、新規築造で区分し、方針対象を整理した。
- (2) 第 3 章 2 節 築城以後の石垣修理、改変履歴
各時期の石垣の特徴をより詳述した。
石垣位置図に示した滅失、埋没範囲を精査、修正した。

3 新たに提示する内容

- (1) 第 5 章 1 節 石垣保存の原則
天守台石垣の保存方針を基礎としつつ、周辺環境の管理に関する記載を追記した。
- (2) 第 5 章 2 節 石垣保存、管理の手段と方法
変状の動態観測(モニタリング)の取り扱いについて、石垣、周辺動線の状況ごとに記載した。
石垣周辺での排水について、具体的な手段等を追記した。
- (3) 第 5 章 3 節 今後の石垣保存、管理に向けて
石垣に由来する石材の管理、地震発生時の対応について触れた

なお、天守台周辺石垣については城内全体の石垣番号とは別に、固有の石垣番号を付しているため、本文では城内全体の石垣番号を使用し、天守台石垣固有の番号は括弧内に示した。

表 2 城内全体の石垣番号(全体番号)と天守台石垣番号(天守番号)の対照表

全体番号	天守番号	全体番号	天守番号	全体番号	天守番号	全体番号	天守番号
005H	U56	059H	H143	432H	BA07	452H	SA09
006H	U57	060H	H144	433H	BA08	453H	SA09-1
007H	U58	061H	H142	434H	BA09	454H	SA10
008H	U59/U82	062H	H147	435H	BA10	455H	SA11
009H	U60	063H	H148	436H	BA11	456H	SA12
010H	U61	064H	H149	437H	BAR01	457H	SA13
011H	U62	065H	H150	438H	BAR02	458H	SA14
012H	U63	221O	S10	439H	BAR03	459H	K10
013H	U64	228O	S17	440H	BAR04	460H	K11
014H	U65	236O	F116	441H	BAR05-1	461H	K13
049H	H135	237O	F117	442H	BAR05	462H	K12
050H	H136	238O	F118	443H	BAR06		
051H	H137	239O	F119	444H	SA01		
052H	H138	243O	F123	445H	SA02		
053H	H139	426H	BA01	446H	SA03		
054H	H140	427H	BA02	447H	SA04		
055H	H141	428H	BA03	448H	SA05		
056H	U62	429H	BA04	449H	SA06		
057H	H145	430H	BA05	450H	SA07		
058H	H146	431H	BA06	451H	SA08		

第**1**章

方針策定の経緯と経過

- 1 節 方針策定の経緯
- 2 節 方針策定の目的
- 3 節 方針策定の対象石垣
- 4 節 関連計画との関係

第 1 章

方針策定の経緯と経過

1 節 方針策定の経緯

特別史跡名古屋城跡には、慶長 15 年（1610）より築かれた石垣が数多く残されている。しかし、その石垣は必ずしも健全な状態ではなく、様々な変状をきたしているものも存在する。

名古屋市は、昭和 45 年（1970）に、豪雨により御深井丸北面にて石垣が崩落したことを契機として、名古屋城内において崩落の危険性がある石垣を順次、解体・積直しを実施してきた（表 1-1）。しかし、修理の対象となる石垣は、目視により抽出したものであったため、専門的な視点による調査と特定の基準に基づく石垣の評価及び保存措置が求められていた。

表 1-1 名古屋城の解体修理石垣

修 理 年 度	場 所	面 積	備 考
昭和 45 年(1970)度～昭和 46 年(1971)度	御深井丸北面	1,027 m ²	豪雨による石垣崩落後の修復
昭和 50 年(1975)度	御深井丸塩蔵構東側	113 m ²	石垣面の膨らみの修復
昭和 51 年(1976)度～昭和 52 年(1977)度	本丸不明門跡周辺	176 m ²	戦災による焼損の修復
昭和 53 年(1978)度	本丸東一之門跡東側	195 m ²	戦災による焼損の修復
昭和 55 年(1980)度	本丸御春屋門跡東側	69 m ²	石垣面の膨らみの修復
昭和 56 年(1981)度	本丸大手馬出東門跡東側	106 m ²	石垣面の膨らみの修復
昭和 57 年(1982)度～昭和 60 年(1985)度	本丸東一之門跡周辺	215 m ²	戦災による焼損の修復
昭和 61 年(1986)度～昭和 63 年(1988)度	御深井丸塩蔵構西側	249 m ²	石垣面の膨らみの修復
平成元年(1989)～平成 3 年(1991)度	本丸東一之門跡西側	162 m ²	石垣面の膨らみ、戦災による焼損の修復
平成 4 年(1992)度～平成 5 年(1993)度	本丸北東側内堀東面	135 m ²	石垣面の膨らみの修復
平成 6 年(1994)度～平成 8 年(1996)度	二之丸東二之門跡北側	609 m ²	台風による石垣崩落の修復
平成 6 年(1994)度、平成 9 年(1997)度	本丸北東側内堀北面	143 m ²	石垣面の膨らみの修復
平成 10 年(1998)度	二之丸東一之門跡西側	125 m ²	石垣面の膨らみの修復
平成 11 年(1999)度	二之丸東二之門跡南側	119 m ²	石垣面の膨らみの修復
平成 12 年(2000)度～平成 13 年(2001)度	御深井丸塩蔵構西側、 本丸北東側内堀北面	240 m ²	石垣面の膨らみの修復
平成 14 年(2002)度～令和 8 年(2026)度	本丸搦手馬出東面・北面	1,558 m ²	石垣面の膨らみの修復

平成 28 年（2016）4 月に発災した熊本地震は、特別史跡熊本城跡の石垣に大きな被害をもたらした。そうした被害状況を鑑み、名古屋市は、名古屋城の本質的価値を構成するすべての石垣の現状把握とそれに応じた対策を行うことを決定した。

平成 29 年（2017）年度からは、石垣の立面写真の傾きや歪みを補正した「石垣オルソ画像」の作成と、石垣の膨らみやズレ、修理履歴などの現況を石垣オルソ画像に記入する「石垣カルテ」の作成に着手した。石垣オルソ画像および石垣カルテの作成業務は、名古屋城の学芸員（令和 2 年度からは名古屋城調査研究センター学芸員）立会いの下、受託業者が作成した。石垣オルソ画像・石垣カルテの作成は、来場者の動線付近の石垣面などを優先的に行い、令和 7 年（2025）度まで 9 年間かけて一度目が完了した（表 1-2）。

なお、天守台石垣及び天守台周辺石垣については、木造天守復元事業の一環として、石垣カルテの作成に先行して総合外観調査を実施し、保存方針を検討している。

表 1-2 石垣カルテの作成状況

年 度	業務内容	受託業者
平成 29 年（2017）度	石垣オルソ画像作成：本丸、西の丸など 41,814 m ² 石垣カルテ作成：本丸正門付近など 4,548 m ²	株式会社 四航コンサルタント
平成 30 年（2018）度	石垣オルソ画像作成：二之丸外堀など 6,880 m ² 石垣カルテ作成：二之丸東門付近など 3,283 m ²	株式会社 C-ファクトリー
令和元年（2019）度	石垣オルソ画像作成：二之丸外堀など 3,452 m ² 石垣カルテ作成：本丸内堀など 5,424 m ²	株式会社 C-ファクトリー
令和 2 年（2020）度	石垣オルソ画像作成：二之丸外堀など 675 m ² 石垣カルテ作成：本丸内堀など 9,552 m ²	株式会社 C-ファクトリー
令和 3 年（2021）度	石垣オルソ画像作成：なし 石垣カルテ作成：西之丸水堀部など 7,412 m ²	株式会社 C-ファクトリー
令和 4 年（2022）度	石垣オルソ画像作成：なし 石垣カルテ作成：二之丸外堀など 11,186 m ²	株式会社 C-ファクトリー
令和 5 年（2023）度	石垣オルソ画像作成：なし 石垣カルテ作成：二之丸外堀など 6,907 m ²	株式会社 四航コンサルタント
令和 6 年（2024）度	石垣オルソ画像作成：三之丸など 4,714 m ² 石垣カルテ作成：城内の雁木、階段など 1,711 m ²	株式会社 C-ファクトリー
令和 7 年（2025）度	石垣オルソ画像作成：三之丸など 25 m ² 石垣カルテ作成：三之丸など 5,217 m ²	株式会社 C-ファクトリー

石垣カルテの調査項目は、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会（令和 2 年 6 月より石垣・埋蔵文化財部会に変更。以下、「石垣部会」「石垣・埋蔵文化財部会」と呼称）にて有識者の指導を受けながら、決定した。また、石垣カルテを作成する中で、調査の進め方や調査項目についても、有識者の助言を聞き、随時修正を行いながら進めていった。

令和 5 年（2023）度には、石垣カルテ作成の目処が立ったことを受けて、名古屋城石垣の保存方針を策定することを決め、令和 6 年（2024）1 月の石垣・埋蔵文化財部会にて方向性を示した。

以降、同部会にて、保存方針の具体的内容について検討するとともに、現地視察にて石垣カルテの内容の確認、修正等も並行して実施した（表 1-3・1-4）。

また、石垣カルテの作成状況や石垣の保存方針について、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にて報告し、意見を聞きながら進めた（表 1-5・1-6）。

表 1-3 石垣の保存方針策定にかかる石垣・埋蔵文化財部会の構成員

氏 名	所属等	備 考
西田 一彦	関西大学名誉教授	座長（第 23 回以前）
北垣 總一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	副座長（第 23 回以前）座長（第 24 回以降）
赤羽 一郎	元名古屋市文化財調査委員会委員長 元愛知淑徳大学非常勤講師	副座長（第 24 回以降、第 65 回以前）
宮武 正登	佐賀大学教授	
千田 嘉博	名古屋市立大学高等教育員教授 奈良大学特別教授	
西形 達明	関西大学名誉教授	
梶原 義実	名古屋大学大学院教授	

※ 所属等は令和〇年〇月現在、または石垣・埋蔵文化財部会構成員退任時のもの。

表 1-4 石垣の保存方針策定にかかる石垣・埋蔵文化財部会の開催状況

日 程	回 次	内 容
平成 28 年 8 月 25 日（木）	第 19 回	石垣カルテ作成とスケジュールについて
平成 29 年 3 月 28 日（火）	第 20 回	石垣カルテ作成のスケジュールについて
平成 29 年 5 月 12 日（金）	第 21 回	石垣カルテのスケジュールと調査項目について
平成 29 年 8 月 9 日（水）	第 23 回	石垣カルテの調査項目について
平成 29 年 9 月 12 日（火）	第 24 回	石垣カルテの調査項目について
平成 30 年 11 月 2 日（金）	第 29 回	石垣カルテの作成状況について
令和元年 5 月 28 日（火）	第 31 回	石垣カルテの調査項目の修正について
令和 2 年 3 月 20 日（金）	第 34 回	石垣カルテの調査項目の修正とスケジュールについて
令和 2 年 10 月 11 日（日）	第 38 回	名古屋城石垣カルテと天守台石垣の総合調査との関係整理
令和 6 年 1 月 16 日（火）	第 58 回	石垣カルテの作成状況と保存方針策定の考え方について
令和 6 年 5 月 31 日（金）	第 60 回	石垣の安全性の評価項目、城内主要動線について
令和 6 年 8 月 5 日（月）	第 61 回	文化財石垣予備診断を踏まえた石垣の評価方法について
令和 6 年 11 月 19 日（火）	第 63 回	文化財石垣予備診断を踏まえた石垣の評価方法について
令和 7 年 3 月 19 日（水）	第 65 回	石垣の修復履歴の検討方法について
令和 7 年 5 月 23 日（金）	第 66 回	「石垣の保存方針」の構成と目次について
令和 7 年 7 月 28 日（月）	第 67 回	「石垣の保存方針」第 1 章、第 2 章、第 3 章について
令和 7 年 11 月 1 日（土）	第 68 回	「石垣の保存方針」第 1 章修正、第 3 章、第 4 章について
令和 7 年 12 月 16 日（火）	第 69 回	「石垣の保存方針」第 1 章の修正、第 4 章について

日 程	回 次	内 容
令和 8 年 3 月 30 日（月）	第 70 回	「石垣の保存方針」第 4 章の修正、第 5 章について
以降追記		

表 1-5 石垣の保存方針策定にかかる全体整備検討会議の構成員

氏 名	所属等	備 考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
赤羽 一郎	元名古屋市文化財調査委員会委員長 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学名誉 教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

※ 所属等は令和〇年〇月現在、または全体整備検討会議構成員退任時のもの。

表 1-6 石垣の保存方針策定にかかる全体整備検討会議の開催状況

日 程	回 次	内 容
平成 29 年 11 月 6 日（月）	第 25 回	石垣カルテ作成状況について
令和 4 年 10 月 7 日（金）	第 52 回	石垣の保存方針の策定の考え方について
以降追記		

2 節 方針策定の目的

名古屋市では、平成 30 年（2018）度に、特別史跡名古屋城跡を後世に確実に継承するとともに、一層の魅力向上を図るため『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』（以下、『保存活用計画』）を策定した。本計画において、近世に築造された石垣を「本質的価値を構成する諸要素」と位置付け、石垣カルテを作成するとともに、それを踏まえて石垣の保全方針を定めることを示している。

上記の計画及び、天守台石垣及び天守台石垣周辺石垣の保存方針での検討も踏まえ、個別の石垣カルテの作成による現況把握と石垣評価の結果に基づき、石垣の保存と来場者等の安全確保の観点から、石垣の保存・管理方法について、基本的な考え方を整理し、優先度を設けて必要な対策を行うため方針を策定する。

3 節 方針策定の対象石垣

『保存活用計画』では、特別史跡の構成要素を（Ⅰ）本質的価値を構成する諸要素、（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素、（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素、（Ⅳ）その他の諸要素、（Ⅴ）名古屋

城に関連する諸要素の 5 種に分類している。この中で、近世に築造された石垣は(Ⅰ)とし、現存遺構の適切な保存管理を行うこととしている。近代に築造された石垣は(Ⅲ)とし、近世に形成された石垣等が持つ本質的価値が顕在化するよう、調査研究を踏まえ取扱いについて検討することとしている。加えて、近代に埋め立てられ新たな石垣が築かれた本丸大手馬出の西側の堀等、修復復元することにより本質的価値の理解を促進させるものについては、重点的に検討を行うこととしている。

これらを踏まえ、本方針では石垣の取り扱いは下記の通りとする。なお、時代区分は保存活用計画の区分を参考に、表 1-7 の通りとしている。管理方法については第 5 章に記載する。

表 1-7 本方針における時代区分

近世	藩政期	【慶長5年(1600)～明治5年(1872)】
近代	陸軍期	【明治5年(1872)～明治26年(1893)】
	離宮期	【明治26年(1893)～昭和5年(1930)】
	市営期(戦前)	【昭和5年(1930)～昭和20年(1945)】
現代	市営期(戦後)	【昭和20年(1945)～現在】

① 藩政期に築造した石垣

保存活用計画における(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素に含まれることから本方針の対象とする。

② 陸軍期、離宮期、市営期(戦前)に積み直した石垣

保存活用計画上では明確に定義されていないが、現状では埋没、水没等により視認できない箇所も含め、藩政期に築造された石垣と一体となることから、(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素に含まれると考え、本方針の対象とする。

③ 市営期(戦後)に積み直した石垣

保存活用計画上では明確に定義されていないが、現状では埋没、水没等により視認できない箇所も含め、藩政期に築造された石垣と一体となることから、(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素に含まれると考え、本方針の対象とする。

④ 藩政期に築造した石垣

保存活用計画における(Ⅲ)歴史的経緯を示す諸要素に含まれることから、本方針の対象とする。

⑤ 市営期(戦後)に築造した石垣

上記保存活用計画上の構成要素に当てはまらず、埋没、水没等により視認できない箇所も含め近世石垣と一体ではないことから、保存方針策定の対象とはしない。

本方針で対象とする石垣は、特別史跡内、特別史跡未告示地区の範囲内(図 1-1)のうち、名古屋市、財務省、文部科学省の所有地に所在し(図 1-2)、管理は名古屋城総合事務所(名古屋市)、緑政土木局(名古屋市)、愛知県によって行われている(図 1-3)。

石垣には面ごとに石垣番号を付与している。石垣番号は全石垣の通し番号と所在場所を示すアルファベット(H:本丸、N:二之丸、W:西之丸、O:御深井丸、S:三之丸、M:水堀の一部)で構成される(図 1-4)。石垣の詳細な位置図は図 3-4～3-11 のとおりである。

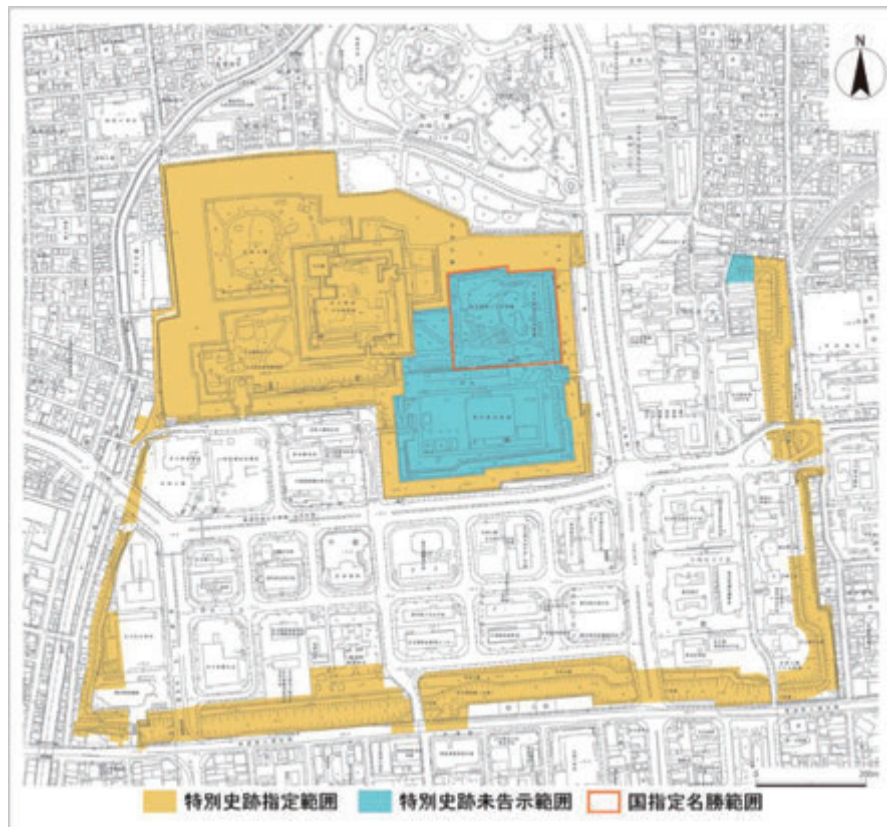


図 1-1 特別史跡等指定範囲

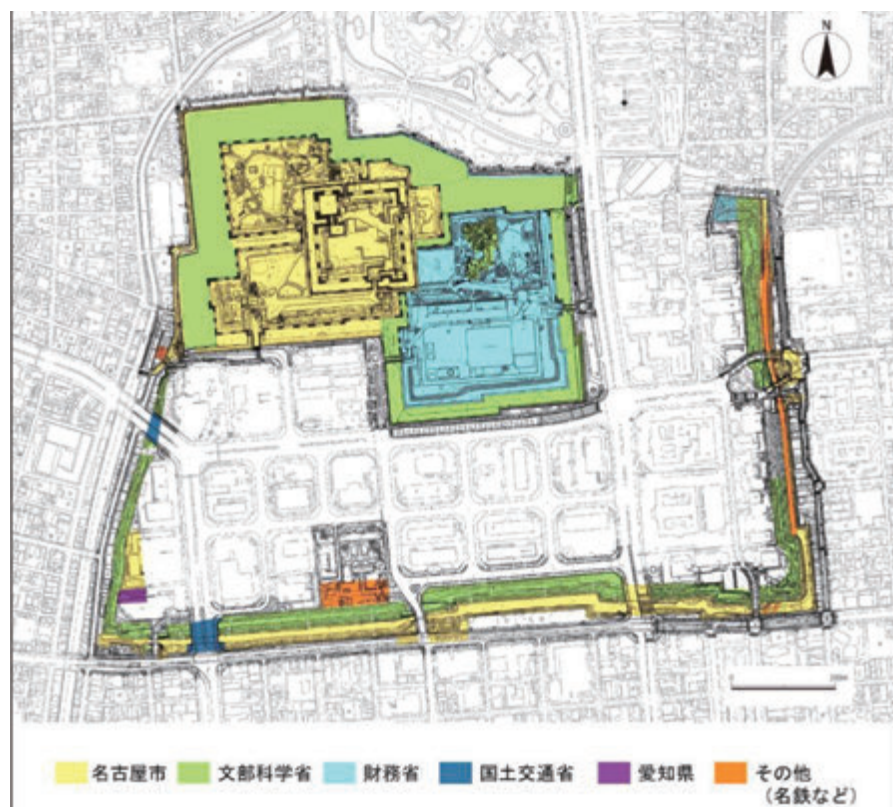


図 1-2 特別史跡等範囲内での土地所有区分

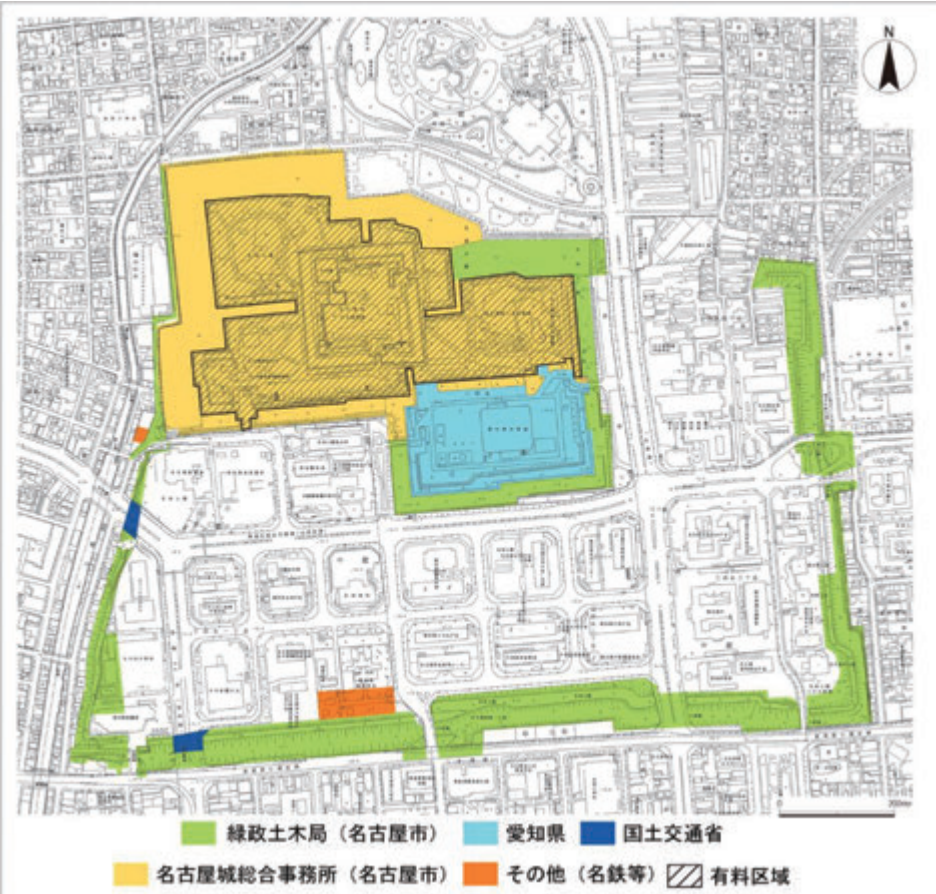


図 1-3 特別史跡等範囲内での管理区分

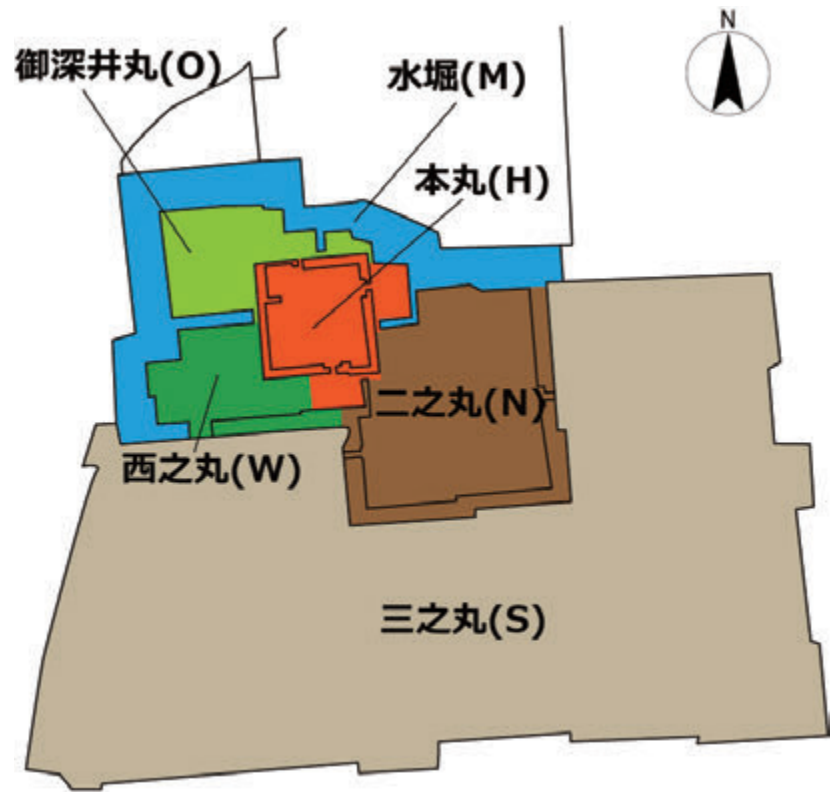


図 1-4 石垣番号に付与したアルファベット位置概略図

4 節 関連計画との関係

本方針は、特別史跡名古屋城跡保存活用計画を上位計画とし、植栽管理計画、重要文化財建築物保存活用計画を関連計画とする。

(1) 上位計画

■特別史跡名古屋城跡保存活用計画（平成 30 年（2018）5 月策定）

特別史跡名古屋城跡の本質的価値と構成要素を整理し明示するとともに、史跡を良好な状態で維持し後世に確実に継承するための「保存」、史跡の価値を正確に伝え魅力の向上を図る「活用」、保存または活用を目的とした「整備」、それらを推進するための「運営・体制」の観点から現状と課題を整理し、それぞれの今後の方針を示すことを目的としている。

石垣については、調査研究の推進とともに、現況を踏まえた石垣カルテを作成し、それに基づいて石垣の保全方針及び修理・修復計画を定めることとしている。

(2) 関連計画

■名古屋城植栽管理計画（令和 6 年（2024）3 月策定）

名古屋城跡の植栽に関する課題を抽出し、それらの課題それらの課題解決に向けた方針を示して取り組むことにより、特別史跡名古屋城跡としての魅力を高め、その価値を将来にわたって確実に継承するための計画的な植栽管理を行うことを目的としている。

石垣との関連としては、石垣を含む文化財に近接する樹木を抽出するとともに、実施方針として、石垣面に生育する実生木は、将来的に石垣を毀損する恐れがあるため、日常管理で積極的に除去することとしている。

■重要文化財建造物等保存活用計画(令和 8 年（2026）策定予定)

文化財(建造物)は近世城郭としての文化財的な価値を損なうことなく確実な保存・活用を行い、地域を代表する文化財として後世へ継承していく必要がある。文化財(建造物)の価値を整理し明示するとともに、保存の観点では名古屋城全域で文化財(建造物)を災害から守るための防災対策、活用の観点では多様な来城者への対応に重点を置き、それぞれの現状と課題を把握したうえで保存・活用の今後の方針を示すことを目的としている。

重要文化財西北隅櫓、東南隅櫓下の櫓台石垣については、両櫓の「耐震検討」を行うため文化庁の実施要領に基づき文化財石垣基礎診断を実施することとしている。

第2章

名古屋城跡の概要

- 1 節 地理的環境
- 2 節 歴史的環境
- 3 節 名古屋城石垣の文化財的価値

第2章

名古屋城跡の概要

1 節 地理的環境

名古屋市の地形は、現在の市域中心部がのっている洪積台地、その西側及び北側にひろがる沖積低地、台地部から東に続く丘陵に大きく区分することができる。中央の台地は、熱田層と呼ばれる洪積層によって構成されており、熱田台地と通称されている。熱田台地は、南は熱田付近までのびており、近世以前にはその南に海が広がっていた。

名古屋城は、熱田台地の北西端に築かれており、名古屋城の南に広がる城下町もこの台地上を中心に展開している。名古屋城の西側及び北側は、数メートルの段差をもって沖積低地へと至る。名古屋城の北側及び西側の水堀は、ほぼこの境界部分にあたる。また、築城にあたっては、この台地の西縁に沿って、堀川が掘削され、伊勢湾から名古屋城までの物資の運搬経路となった。

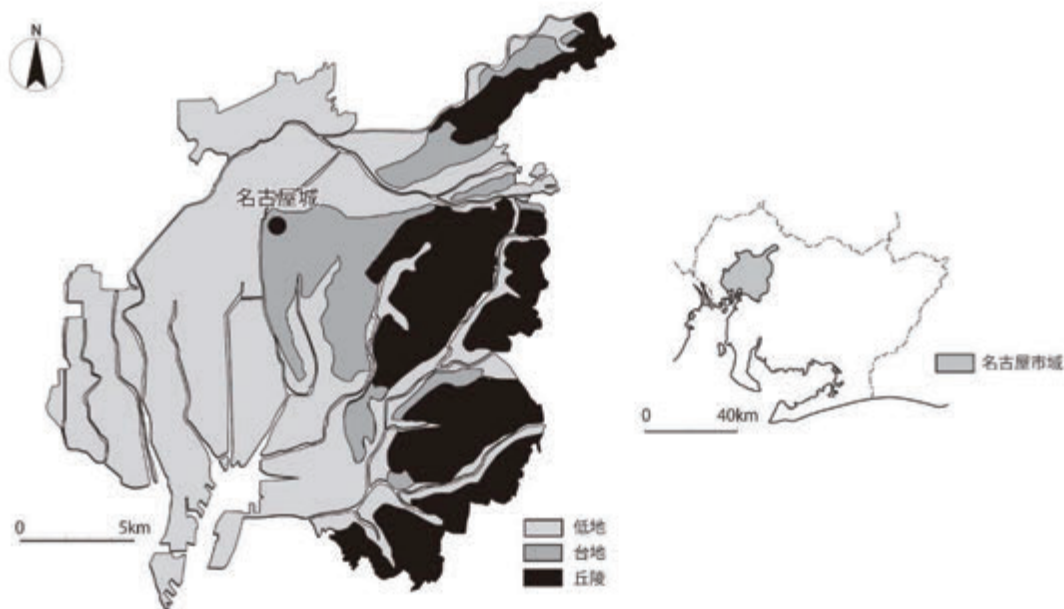


図 2-1 名古屋城周辺の地理的環境

2 節 歴史的環境

先史時代から現代にいたる名古屋城の歴史の概略を述べる。なお、名古屋城築城以降の時代区分については、本方針の区分(表 1-7)をもとに記載している。

(1)先史～中世

名古屋城が立地する一帯は、先述のとおり台地と沖積低地の接点にあたり、縄文時代以降、継続的に利用された。名古屋城の築城に際して大規模に造成等が行われたため、遺跡は把握しにくくはなっているが、現在の名古屋城内でも縄文時代以降の遺物が採集されている。

また、特別史跡の南側にあたる名古屋城三の丸遺跡においては、弥生時代から古墳時代の遺構・遺物が豊富に出土しているほか、古代の集落も確認されている。

戦国時代には、今川氏による城（「那古野城」とする）が存在したことが知られ、発掘調査により堀などの遺構も検出されている。

(2)藩政期【慶長 5 年(1600)～明治 5 年(1872)】

慶長 14 年(1609)、徳川家康により名古屋城築城の方針が決定され、翌 15 年(1610)、公儀普請によって開始された。西国・北国の 20 大名により、地形造成、石垣築造などの普請が行われた。築城時の丁場割については、「名古屋御城石垣絵図」（靖国神社遊就館蔵）等により、普請当初における計画の実態が明らかになっている。これら丁場割図の作図後も数回にわたり縄張の設計変更が行われた。

こうした公儀普請によって築造された石垣の全長は約 10 kmにおよび、二之丸、西之丸、御深井丸の水堀沿いには約 10m、本丸天守台では高さ約 19m に至る高石垣も築かれた。

その後、大工棟梁中井正清のもと、天守等の建築(作事)が進められた。慶長 17(1612)年には天守が完成し、元和元年(1615)には本丸御殿が完成した。同年からは二之丸御殿の建築も始められ、元和 3 年(1617)に完成、その 3 年後には藩主徳川義直が、本丸御殿から居を移している。これ以降、二之丸御殿が藩主の生活の場であると同時に政務の中心となった。義直はこのころ二之丸庭園の造営にも着手し、寛永 5 年(1628)には完成したとされる。

本丸御殿は、寛永 11 年(1634)の將軍家光上洛に際し、上洛殿、湯殿書院が増築された。天守は、築城後、たびたび修理が行われていたが、寛延 3 年(1750)の藩主宗勝の巡覧時に、天守台石垣北西部に変形が生じ、天守も傾いていることが視認されたことから、大規模な修理の必要性が認識されたと思われる。その後、宝暦 2 年(1752)～5 年にわたり、大規模な修理（以下、宝暦

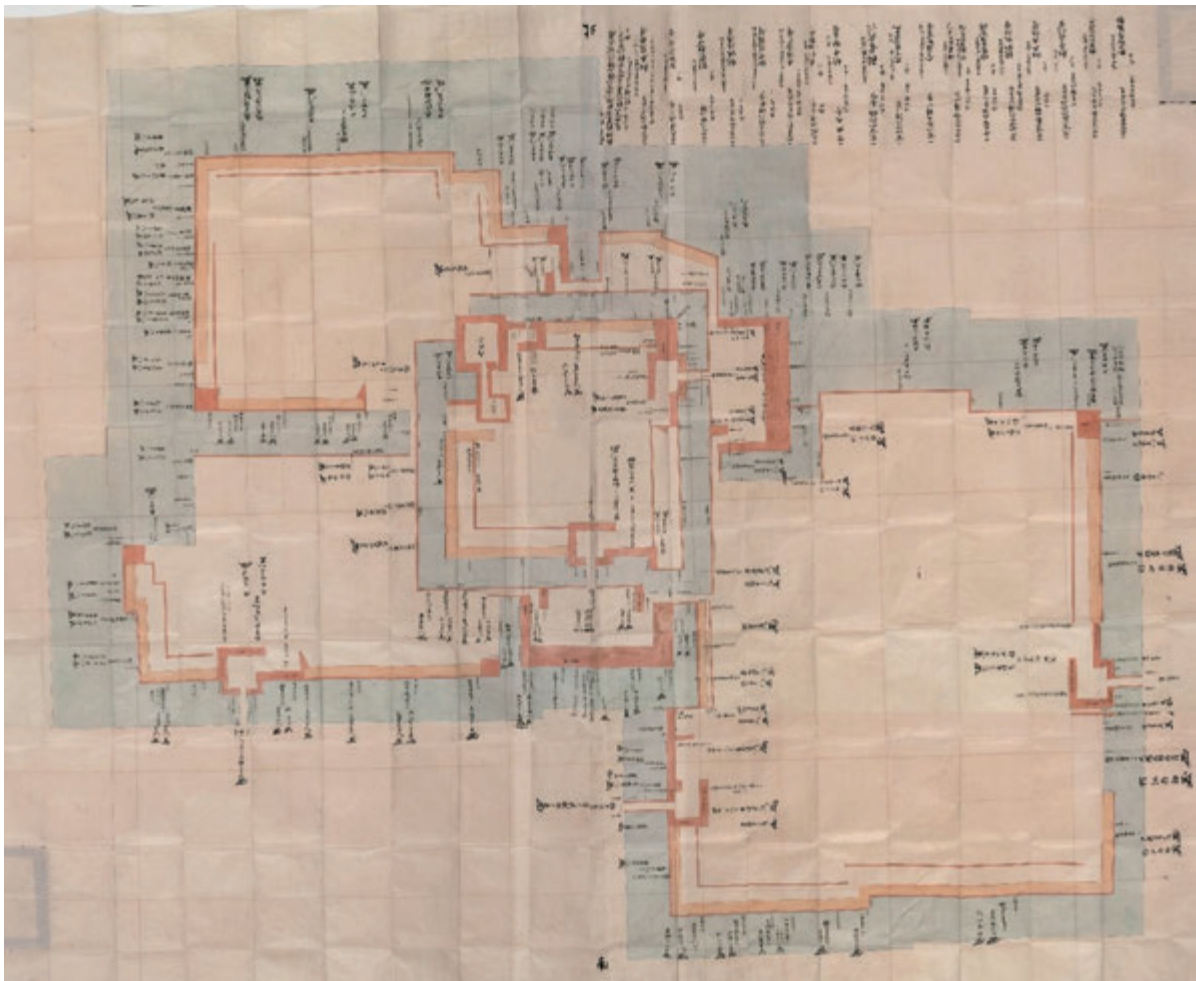


図 2-2 温古録付属 名古屋御城石垣絵図(名古屋城総合事務所蔵)

の大修理)が行われた。二之丸では、寛文3年(1663)以降、庭園の南に、馬場や矢場などからなる向屋敷が整備された。

築城期以降、城内では大規模な縄張りの変更などは行われなかったものの、修理や増改築などを積み重ね、徐々に姿をかえつつ、江戸時代を通じて尾張の中心としての機能を果たした。石垣についても、現在において多くの箇所では築城期の姿を残すが、災害や経年による変形を原因に各所で積み直しが行われた。その詳細は第3章に記載する。

(3)陸軍期【明治5年(1872)～明治26年(1893)】

慶応3年(1867)の大政奉還の後、新政府が発足し、明治4年(1871)の廃藩置県を経て、名古屋城は兵部省、後に陸軍省の管轄となった。明治6年(1873)には、全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方(「廃城令」)が出され、軍事上不要な城郭の「廃城」が命じられたが、名古屋城は存城が決定し、残されることとなった。

陸軍省の所管の元、城内では二之丸御殿をはじめ多くの建物が撤去され、陸軍関連の建物が新たに造られた。一方で、天守、本丸御殿は永久保存すべき存在とも認識されるようになり、明治11年(1878)の明治天皇の巡幸を経て、中村重遠の名古屋城・姫路両城の保存を訴える太政官上申を契機として、翌年には、名古屋城は永久保存されることが決まった。

保存の方針は決まったものの、陸軍省にとってはその修繕費用の負担は重く、保存維持の趣旨から見て、宮内省への移管することが適切と判断された。そのため、宮内省の調査を経て、明治25年(1892)に、宮内省への移管が決まった。

そのための準備が進んでいた明治24年(1891)10月28日に、濃尾地震が発生し、名古屋城でも城内の建造物、石垣等に甚大な被害が発生した。この被害の復旧工事は陸軍省が費用負担の上、宮内省が実施した。



図2-3 地震で被災した大小天守と石垣(宮内庁公文書館蔵)

(4)離宮期【明治26年(1893)～昭和5年(1930)】

明治26年(1893)、名古屋城は陸軍から宮内省へ本丸等が移管され、名古屋離宮と称された。明治42年(1909)には西之丸全域と御深

井丸、水堀の一部も宮内省へ移管された。三之丸では(株)瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀の堀底への鉄道敷設のための借地申請が許可され、以後三之丸の空堀、土塁、枳形は鉄道敷設整備によって改変を受けた。

(5)市営期(戦前)【昭和5年(1930)～昭和20年(1945)】

昭和4年(1929)に、国宝保存法が制定され、建造物も「歴史ノ証徴」「美術ノ模範」となるべきものは国宝として指定できることになると、昭和5年(1930)、名古屋城の天守、本丸御殿等城内建物24棟が国宝に指定された。この国宝指定にむけた動きの中で、名古屋市が名古屋城を維

持管理することとなり、同年名古屋城は名古屋市に下賜され、昭和 6 年（1931）には、名古屋城は一般市民に公開された。

昭和 7 年(1932)には、本丸・西之丸・御深井丸等が史跡に指定された。名古屋城のカヤが天然記念物に指定されたのもこの年である。同 17 年(1942)には、旧本丸御殿障壁画 345 面附 16 面が国宝に指定されている。

昭和 20 年(1945)5 月、太平洋戦争の末期、空襲により、天守、本丸御殿等本丸の主要な建造物群が焼失し、その直下の石垣も被熱などの被害を受けた。



図 2-4 空襲を受け炎上する天守(名古屋空襲を記録する会提供)

(6)市営期(戦後)【昭和 20 年(1945)～現在】

残された国宝の建造物は、本丸の東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、二之丸の二之丸東二之門、二之丸表二之門、御深井丸の西北隅櫓の 6 棟のみであった。石垣も被害を受け、天守台石垣周辺を中心に焼夷弾の炎熱による割れ、剥離等の被熱痕が生じた。

昭和 25 年(1950)には、焼失を免れた 4 棟の建造物と本丸御殿障壁画が、文化財保護法の施行により、重要文化財に指定、昭和 27 年(1952)には戦前の史跡指定地が特別史跡に指定された。

被熱し劣化が進行した天守台石垣については、昭和 25 年に積み直しのための国庫補助申請を行い、同 27 年から積み直しが行われた。



図 2-5 空襲後の天守台石垣周辺(名古屋城総合事務所蔵)

昭和 34 年(1959)には、市民の機運の高まりもあり、約 6 億円の経費の内、2 億円余を寄付で集め、大小の天守が、SRC 造で外観復元された。この際、天守台石垣の一部および穴蔵石垣の一部が改変を受けた。

その他の石垣についても、昭和 35 年(1970)の御深井丸北面での石垣崩落をきっかけに変状が著しい箇所や空襲により被熱した箇所の積み直しが順次進められた。

平成 14 年(2002)、本丸搦手馬出では、石垣面の変状等是正のため、同年より解体、積み直し工事が始まり、令和 8 年(2026)に積み直しが完了した。積み直しにあたっては伝統工法を主体としつつ、「ジオテクスタイル」等現代技術も併用し、安定した構造体としての石垣を実現した。

平成 21 年(2009)、本丸では本丸御殿の木造復元の計画を進め、平成 30 年(2018)に全面公開された。

令和 25 年(2013)、二之丸では名勝名古屋城二之丸庭園の保存整備のため、発掘調査等が開始された。調査では園路や築山の一部等が検出された。令和 7 年(2025)には近代に民間へ払い下げられ、城外へ移築されていた茶屋「余芳」が庭園内に再移築された。整備、調査は現在も継続中である。

令和4年(2022)、西之丸での遺構等の復元整備のため、西之丸御蔵城宝館周辺において発掘調査を実施した。藩政期に存在した蔵跡の礎石等が確認され、蔵等の正確な位置が明らかとなった。これら成果をもとに、六番御蔵等の礎石、地覆石等が復元された。整備では令和7年(2025)に完了した。



図 2-6 外観復元された天守閣(名古屋城総合事務所蔵)



図 2-7 木造復元された本丸御殿(名古屋城総合事務所蔵)

3 節 名古屋城跡石垣の文化財的価値

『保存活用計画』では、特別史跡名古屋城跡の本質的価値として「御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡」、「現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡」、「現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡」の3点を挙げている。

『石垣整備のてびき』では、石垣の本質的価値として「歴史の証拠」としての性質、「安定した構造体」としての性質を挙げ、これらを有形・無形の両面からの確に評価するための指標として、(1)形態・意匠、(2)技術、(3)地域性、(4)時代性、(5)精神性の5点を掲げている。以下では『石垣整備のてびき』がしめす各指標を用いて名古屋城跡石垣の文化財的価値を示す。

(1)文化財的価値

ア 「歴史の証拠」としての性質

名古屋城跡の石垣は、徳川家康の命により20家の大名を動員して築かれたものである(公儀普請)。関ヶ原の戦い以後、徳川家を中心とした全国支配が固まりつつあった当時の政治情勢を現代に伝えるものといえる。

この時築造された石垣は、高さ20mに達する高石垣、精加工された石材を用いた算木積みなど、規模、技術ともに当時の最高峰であり、織豊期を通して培われた城郭築造技術を伝えるものとして、重要な遺構である。築城以後も名古屋城石垣は尾張藩や陸軍、宮内省など、当時の管理者によって修理等が行われ、その痕跡は現在でも確認することができる。

このように、名古屋城石垣は築城期の公儀普請、近世から近代にかけての石垣修理の実態を現代に伝えるものとして、歴史の証拠としての性質を備えている。

イ 「安定した構造体」としての性質

名古屋城跡の石垣は、築石、裏込め(栗石層)、背面基盤層(地山・盛土層)の3層構造により成り立ち、現在までその姿を残している。天守台周辺石垣ではレーダー探査によって、栗石層の厚さや、築石の控えの長さなど、その実態が明らかとなった。築城期の慶長15(1610)年と宝暦2〜5年に「宝暦の大修理」で積み直された箇所では厚さ、控え長が異なることが分かっている。

さらに、石垣の地中部分では盛土を掘り込んで根石を据える「地業根切」とみられる痕跡も見られている。場所を変えて水堀沿いの御深井丸北面石垣においては、根石下に胴木を設けたことが知られている。石垣を「安定した構造体」とするため、周辺環境に応じ様々な工夫が施されている。

(2)文化財的価値を評価する属性・指標

ア 形態・意匠

名古屋城跡には高さ19mにのぼる天守台石垣、長大な長さを有する水堀沿いの石垣など多様な形状の石垣が存在する。

築城期に築かれた石垣は、割石を用いた乱積みを主体とするが、築造を担当した大名家丁場ごとに細かな差異が見られる。

加藤(清)家が担当した天守台石垣では、築石部は石材間の横目地がやや通った布積み崩しである。石垣の石材は白みを帯びた花崗閃緑岩、花崗岩、黒みを帯びた美濃帯砂岩が混在しており、白黒モザイク状の色調を帯びている。

一方、前田家が担当した二之丸空堀沿いの石垣では、築石部は割石を使用した乱積みだが、石材の自然面を石垣面に向ける箇所もあり、一見野面積みに似た印象も受ける。石材は隅角部を除き美濃帯砂岩が大半を占め、石垣全体が黒みを帯びる。

このように、築城期の石垣は、普請を担当した大名家や曲輪ごとに使用した石材やその加工方法に差異があり、形態、意匠も多様である。

築城以後に築き直された石垣は、布積み、落とし積み等により積み直されており、築城期石垣とは形態、意匠が異なる。一例として、宝暦大修理時(宝暦2～5年(1752～1755))に積み直された天守台石垣は方形石材を用いた布積みであり、新補石材として岩崎山産とみられる石材を使用したことから局所的に白みを帯びている。大正10～12年(1912～1914)に積み直された西南隅櫓下の石垣は、長方形の石材を用いた落とし積みだが、旧来の石材を再加工していることから石垣表面には刻印が多数みられる。

このように、名古屋城には、様々な形態、意匠を持った石垣が存在し、時代や施工者ごとの特質を知ることができる点が名古屋城石垣の価値の一つとなっている。

イ 技術・技能

近世初頭、各地で城郭の築造が盛んにおこなわれた。名古屋城で用いられた石垣に関する技術もこれら一連の流れの中で培われたものである。石垣の採石、加工は鉄製の「矢」と玄翁を用いた矢穴技法、石垣の築造は、隅角部では長方形の石材を長短交互に組み上げた算木積み、築部では不定形の石材をかみ合わせながら積み上げた乱積み等の技術がみられた。

これらの技術を現場で指導した技能者としては、幕府や各大名家が召し抱えた穴太等があげられるが、史料の不足によりその実態は十分に明ではない。ただし、石垣の勾配等の設計は、これらの技能者により主導されたとみられ、現在に残る石垣からその技能を知ることができる。

これらの技術、技能により築かれた石垣は、数多くの災害を経てもなお大部分が現存しており、近世城郭石垣築造技術、技能の一つの到達点である。

ウ 地域性

幡豆地域および西浦半島沿岸(愛知県西尾市、蒲郡市)等の花崗閃緑岩、養老山地山麓(岐阜県海津市)等の美濃帯砂岩など、愛知、岐阜県下で産出される多様な石材が使用されている。これは、公儀普請に参加した各大名家が、名古屋城周辺に点在する小規模な採石地を活用したためであり、近辺で石材が産出されない名古屋城の地域的な特徴を物語っている。

エ 時代性

江戸時代初期、徳川家康の号令の下、公儀普請による城郭の築造が進められた。

名古屋城石垣もその一つであり、西国、北国の大名20家が結集し築き上げられた。石垣の表面にもそれら大名の官職名や様々な刻印が刻まれており、丁場割図等の史料と合わせてその実態をよく伺い知ることができる。徳川政権が諸大名を組織的に動員し、権力を確立していった過程を具体的に示している。

ア「歴史の証拠としての性質」でも述べた通り、築城以後は管理者が変遷し、各時期の積み直し痕跡が残る。これ自体も近世、近代にかけて様々な役割が与えられた名古屋城の時代性を示すものである。

オ 精神性

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、当初清須城を徳川家の拠点としたが、清須城は手狭であり、水害の危険もあったことから、慶長14年(1609)に名古屋への遷府が決定され、翌年から名古屋城石垣普請が始まった。こうして築かれた石垣は総延長約10kmにおよび、東海地方における要の城としての名古屋城を形成した。

築城以後も、名古屋城の石垣は、徳川家康の縄張りの一部として尾張藩により大切に維持、管理されてきた。水堀の高石垣等は『尾張名所図会』等にも詳しく描かれている通り、城外からでもよく見渡すことができ、市井に武家の権威を示す装置でもあった。

第3章

石垣の履歴

1 節 築城期における石垣構築

2 節 築城以後の石垣修理、改変履歴

第3章

石垣の履歴

1 節 築城期における石垣構築

名古屋城石垣の構築は公儀普請とされ、20 家の大名が動員された(表 3-1)。家康から各大名への動員命令は慶長 15 年 1 月から 3 月までに下され、名古屋城での普請が始まった。

石垣普請における役高は、各国の石高がその基準となったが、慶長 14 年(1609)の丹波篠山城普請に参加しなかった大名は 3 割増とされた。また、各大名家の担当箇所については「丁場割図」の記載により明らかとなっているが、近隣の姻戚・昵懇の大名同士を隣接させるなど、幕府普請奉行は各大名間の関係に注意しながら、各大名家普請奉行との交渉・調整により設定されたという。

こうして開始された石垣普請は、早くも同年 6 月中にはおおよそ一段落し、各大名は一部の家臣を残して帰国していった。

築城期に築かれた石垣は、天守台の一部、東南隅櫓台等を中心に城内各所に残存する(図 18)。その全体的な特徴としては、築石部は矢穴技法により加工された割石を用いた乱積みまたは布積み崩しであり、隅角部は方形に加工された角石を用いた長短の振り分けが明確な算木積みがみられる。ただし、角石の大きさや石材表面加工の仕方など、細部は担当した大名家や曲輪ごとに差異がある。また、石垣表面に刻銘、刻印が多数みられることも築城期石垣の特徴である。天守台石垣北東隅角石の刻銘「加藤肥後守内小代下総」などがその代表例であり、石垣の歴史的価値を示すものとなっている。

石垣に用いられた石材は、愛知県三河湾沿岸の幡豆地域一帯に分布する花崗閃緑岩(領家帯古期花崗岩類)、愛知県小牧市岩崎山における花崗岩(苗木花崗岩)、岐阜県海津市を中心とする養老山地一帯や同本巣市舟木山で産出される砂岩(美濃帯コンプレックス)等が知られており、愛知県、岐阜県下等名古屋城の比較的近辺で採石が行われていたようである。一方、火山碎屑岩、花崗斑岩等、比較的遠方から輸送された石材も一部には見られる。



図 3-1 東南隅櫓台の石垣 (021H)



図 3-2 石垣の刻印



図 3-3 天守台石垣に刻まれた刻銘「加藤肥後守内小代下総」

表 3-1 名古屋城普請に参加した大名一覧

大名	丁場割図の記載名	領国／居城	役高	割増分	本高
前田利常	松平筑前守	加賀・能登・越中 ／金沢	134 万 2510 石	三割増	103 万 2700 石
黒田長政	黒田筑前守	筑前／福岡	40 万 3000 石	三割増	31 万石
細川忠興	羽柴越中守	豊前／小倉	39 万石	三割増	30 万石
鍋島勝茂	鍋島信濃守	肥前／佐賀	46 万 4146 石 8 斗	三割増	35 万 7036 石
田中忠政	田中筑後守	筑後／柳川	39 万 2710 石 5 斗	三割増	30 万 2085 石
寺澤広高	寺澤志摩守	肥前／唐津	12 万 3689 石 8 斗	三割増	9 万 5146 石
毛利高政	毛利伊勢守	豊後／佐伯	2 万 4700 石	三割増	1 万 9000 石
竹中重利	竹中伊豆守	豊後／府内	2 万 6000 石	三割増	1 万 9000 石
稲葉典通	稲葉彦六	豊後／臼杵	6 万 5078 石	三割増	5 万 60 石
木下延俊	木下右衛門大夫	豊後／日出	3 万 9000 石	三割増	3 万石
金森可重	金森出雲守	飛騨／高山	4 万 9923 石 2 斗	三割増	3 万 8042 石
池田輝政	羽柴三左衛門	播磨／姫路	80 万 7500 石		80 万 7500 石
生駒正俊	生駒左近大夫	讃岐／高松	8 万 5900 石		8 万 5900 石
福島正則	羽柴左衛門大夫	安芸・備後／広島	49 万 8200 石		49 万 8200 石
浅野幸長	浅野紀伊守	紀伊／和歌山	37 万 4200 石		37 万 4200 石
山内忠義	松平土佐守	土佐／高知	20 万 2600 石		20 万 2600 石
毛利秀就	松平長門守	長門・周防／萩	20 万石		20 万石
蜂須賀至鎮	蜂須賀阿波守	阿波／徳島	18 万 6700 石		18 万 6700 石
加藤嘉明	加藤左馬助	伊予／松山	19 万 1600 石		19 万 1600 石
加藤清正		肥後／熊本			52 万石

※丁場割図の記載名および役高は「名古屋御城石垣絵図」、本高および加藤清正の欄は「蓬左遷府記稿」から引用

2 節 築城以後の石垣修理、改変履歴

名古屋城石垣は、築城以後、現代にいたるまで災害や戦災等により石垣修理、**改変等**が行われてきた。時代別に修復状況を概観する。なお、本節に示す修理、改変履歴は現時点での成果であり、今後の調査研究により追加、修正されるものである。

(1) 藩政期【慶長 5 年(1600)～明治 5 年(1872)】

近世においては、幕府が尾張藩へ提出した名古屋城修理許可の「老中奉書」等により、断続的に石垣修復が行われたことが知られている。

被災の要因は様々だが、豪雨や地震に起因する事例が散見される。例として、寛永7年(1630)頃には「二丸石垣」(表3-2 No.3)、元禄7年(1694)には二之丸の「西鉄門土橋南の方石壁」(153N か)9間(表3-2 No.10)が雨により崩落したほか、宝永5年(1708)12月29日の老中奉書(表3-2 No.13)では、本丸、西之丸、二之丸内計9か所で石垣の変形が生じたことが記されている。変形の原因については記載されていないが、同年3月19日に発生した宝永地震に由来する可能性がある。

大規模な修理事例としては、天守の荷重等による石垣の膨らみ是正のため、宝暦2年～5年(1752～1755)に実施された天守台石垣の積み直し等が挙げられる(表3-2 No.16)。

ただし、近世期史料の大半は、絵図等の欠落により詳細な破損位置を特定することが困難な場合が多く、表3-2～3-3に示した積み直し事例の多くも詳細な箇所は不明である。

(2) 陸軍期【明治 5 年(1872)～明治 26 年(1893)】

明治維新後、尾張藩は消滅し、名古屋城は明治政府へ引き渡され、明治 5 年(1872)より陸軍の所管となった。

陸軍期においては現在のところ関連史料が発見されておらず、この時の石垣修理の実態については明らかでない。ただし、明治 24 年(1891)に発生した濃尾地震による石垣被害については、二年後に宮内省への移管を控えていたことから宮内省技師の木子清敬により詳細が記録され、石垣の被害状況が明らかになっている。地震による被害の範囲は、本丸、西の丸、御深井丸に及び、少なくとも 11 面で石垣面の膨らみ、12 面で崩落が発生したようである(二之丸は当時陸軍所管であったため記録されていない)(表 3-3 No.24)。被害を受けた石垣の修理は、陸軍が費用を負担し、積み直しの実務は宮内省が担ったとされている。ただし、以後の修復状況については不明な部分も多い。

(3) 離宮期【明治 26 年(1893)～昭和 5 年(1930)】

離宮期においては、名古屋離宮としての便益向上のため通行の障害となる石垣の撤去、改変が進められた。明治 43 年(1910)には本丸大手馬出の東側空堀が埋め立てられ、馬出内の石垣や雁木が撤去されたほか(表 3-3 No.27)、明治 44 年(1911)には西之丸榎田門への江戸城蓮池門櫓の移設に伴い、周辺石垣の撤去、増改築が行われている(表 3-3 No.28)。

災害による石垣の被害もあり、明治 35 年(1902)には濃尾地震時に崩落した御深井丸 2320、2330 石垣が、豪雨により再び崩落した(表 3-3 No.26)ほか、大正 10 年(1921)においても豪雨により本丸 004H、005H 石垣が上部の西南隅櫓とともに崩落し(表 3-4 No.29)、宮内省により積み直しが行われた。

(4) 市営期(戦前)【昭和 5 年(1930)～昭和 20 年(1945)】

市営期(戦前)においては、石垣修理の記録は今のところ発見されていない。

この間に勃発した太平洋戦争では、空襲により天守台石垣周辺を中心に、多くの石垣が被熱した。特に天守台石垣北面の 010H および堀を挟んだ対岸の 013H 等は被熱により多数の石材に割れ、剥離が生じた。戦時中ということもあり、これらの修理は戦後実施された。

(5) 市営期(戦後)【昭和 20 年(1945)～現在】

戦後においても、名古屋城の管理は引き続き名古屋市が担い、戦災により被熱した石垣の積み直しが進められた。積み直しは焼夷弾により大小天守が炎上、焼失した穴蔵石垣から着手され、昭和 27 年(1952)から昭和 31 年(1958)にかけて段階的に石垣の積み直しが進められた(表 3-4 No.30～34)。昭和 31 年(1958)、名古屋城再建準備委員会の設立により、天守閣再建計画が始動すると、昭和 33 年(1958)頃には穴蔵石垣内も新たな天守閣の建設に合わせ改変された(表 3-4 No.36)。このほか、同年には、天守閣の再建に合わせて、戦災により焼失した西之丸榎田門の再建も進められ、被熱した門櫓形石垣の一部(269W～271W 等)が積み直された(表 3-4 No.35)。また、昭和 46 年(1971)には二之丸では愛知県体育館の建設に合わせ二之丸東門櫓形石垣の一部(201N)が撤去された。

こうした新たな建築物の設置に伴う石垣の改変、積み直しとは別に、昭和 45 年(1970)に発生した、豪雨による御深井丸北面 224O 石垣の大規模崩落(表 3-4 No.38)をきっかけに、城内各所の崩落の危険性がある石垣に対して解体、積み直しが進められた。詳細は既に第 1 章 1 節に示したため割愛するが、令和 8 年現在に至るまで石垣 74 面分の積み直しが行われた。平成 14 年(2002)からは本丸搦手馬出周辺石垣の修復事業が開始され、伝統工法を主体とし、解体された旧石材を使用し、ほぼ同一の位置に戻す施工がおこなわれた。

表 3-2 名古屋城石垣の積み直し関係資料一覧 1

番号	被災等時期	積み直し時期	位置	該当石垣番号	石垣の被害状況	典拠	備考
0	-	慶長16年(1611年)	小天守か	不明	不明	穴太駿河家文書 慶長19年8月12日福島正則書状	穴太駿河による小天守石垣の修繕か。作業の具体的内容は不明。
1	慶長19年(1614年)8月21日～29日	慶長19年(1614年)9月21日修理開始。	「殿守の北東 石垣八十間余」	不明	暴風雨により崩落	當代記、張州舊話畧、蓬左遷府記稿	慶長19年8月29日に崩落、福島正則同年9月21日から修理(『當代記』)。
2	元和2～7年(1616～1621年)	-	①「二之丸之屏」 ②「三之丸小口石垣」	不明	不明	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	時期は白峰句2003「尾張国名古屋城修補許可の老中奉書について」三重大学人文学部考古学・日本史研究室編『三重大史学 第三号』pp. 1-14に拠る。
3	寛永7年(1630年)か	寛永7年(1630年)8月13日、幕府修補許可。	「二丸石垣」	不明	雨により崩落	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	
4	寛文2年(1662年)5月1日	-	不明	不明	地震による膨らみ	瑞廟御事録、瑞龍公御治世記、尾藩世記	寛文2年5月1日に地震発生(『尾藩世記』)。「(今回修理をする石垣は、)是去る壬虎五月朔日地震ニ而孕出石垣也(『瑞廟御事録』)」
5	-	寛文5年(1665年)5月18日、幕府修補許可。	「二之丸内多聞下石垣、同外側多聞下石垣」	不明	不明	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	
6	-	寛文9年(1669年)6月25日、幕府修補許可。	「名古屋城三之丸坤方、門升形之外石垣」	不明	崩落	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	
7	-	寛文13年(1673年)4月29日、幕府修補許可。	「松平図書康久前石垣」	146N～148N	不明	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写、瑞廟御事録	同年5月3日、尾張藩の普請奉行任命(『瑞廟御事録』)。
8	-	天和2年(1682年)2月21日、幕府修補許可。	「本丸惣構、東北之角石垣」(搦手馬出)	112H, 113H	石垣角部の崩落、「両脇」の膨らみ	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	
9	-	元禄2年(1689年)8月18日、幕府修補許可。	「二之丸惣構、東之方堀道通之方石垣」	不明	石垣の「裏土」2か所崩落。石材も少数落下。	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	
10	元禄7年(1694年)8月2日	元禄7年(1694年)9月11日、幕府修補許可。	「西鉄御門土橋南の方石壁」(續岩淵)	153Nか	雨により石垣9間崩落(『鵜飼籠中記』)	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写、續岩淵、鵜飼籠中記、『写真集 尾張徳川家の幕末維新』	該当の153Nは石垣下に煉瓦造暗渠があるが、暗渠直上以外は、幕末～明治期の写真に現況とほぼ同じ姿が写されている。
11	-	元禄10年(1697年)以降か	絵図上に記載	038H, 071H, 072H, 073H, 090H, 091H, 099H, 222O	石垣の膨らみ	元禄十年御城絵図	元禄10年に石垣修復のため幕府に提出した絵図の控えとされているが、関連する老中奉書等がないため、実際に修復されたかは不明。
12	-	元禄16年(1703年)10月晦日(29日)、幕府修補許可。	「二丸東之方石垣」	不明	石垣1か所崩落	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	
13	-	宝永5年(1708年)12月29日、幕府修補許可。	①「本丸天守之東、高塀土台際石垣」 ②「本丸南一之門外西」 ③「西丸門升形西之方石垣」 ④「同門外之土橋」 ⑤「二丸東鉄門之冠木内左右石垣」 ⑥「同門之左右石垣」 ⑦「二丸西鉄門内西南隅石垣」 ⑧「同所冠木門内石垣南之方」 ⑨「右門外門土橋之石垣」	①不明 ②039Hか ③不明 ④不明 ⑤192N, 193N, 194N, 195Nか ⑥136N, 137N, 144N, 145Nか ⑦181Nか ⑧176Nか ⑨153Nまたは164Nか	①1か所で「裏留石」の開き ②「台石」2か所で膨らみ ③1か所で「内外石押出」 ④「石水道銚子口」の折れ ⑤各3か所で「裏留石」の開き、台石の膨らみ ⑥左右石垣4か所で膨らみ ⑦1か所で膨らみ ⑧「裏留石」1か所下がる ⑨1か所で膨らみ	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	宝永5年(1708)3月19日の宝永地震による被害か。

表 3-3 名古屋城石垣の積み直し関係資料一覧 2

番号	被災等時期	積み直し時期	位置	該当石垣番号	石垣の被害状況	典拠	備考
14	—	享保12年(1727年)閏正月29日、幕府修補許可。	①「本丸東方多門下石垣」 ②「同東北之方多門下石垣」 ③「同所続多間下石垣折廻」 ④「二之門東之方多門下石垣」 ⑤「同所東一之門外台石垣南之方」 ⑥「同所東之方石垣」 ⑦「同所北之方石垣」 ⑧「二之丸西北之方土手下石垣」	①不明 ②不明 ③023H, 024Hか ④不明 ⑤188Nか ⑥不明 ⑦不明 ⑧不明	①～⑧各石垣の1か所で膨らみまたは崩落	瑞龍院様御代奉書并御書付類之写	各石垣の詳細な破損状況までは記載なし。
15	享保16年(1731年)10月14日	—	南御屋敷御構東御石垣(二之丸南東隅か)	146N～148N	地震により崩落	金城温古録、尾州名古屋城破損所圖	享保16年10月14日に地震発生。崩落箇所を示した絵図残る。名古屋叢書続編14巻pp. 275-277にも掲載。
16	寛延3年(1750年)頃	宝暦2年(1752年)～宝暦5年(1755年)	大天守台	008H, 009H, 010H, 056H	石垣面に膨らみ	御記録、國秘録御天守御修復	宝暦大修理(宝暦2年(1752年)3月～宝暦5年(1755年)2月)で修復。
17	享和2年(1802年)10月20日	—	「三之丸本町御門続西之方塀下石垣」(『尾張徳川家系譜』)	不明	地震により石垣崩落	古楽園隨筆、金明録(猿猴庵日記)、尾張徳川家系譜	享和2年10月20日に地震発生。
18	文化元年(1804年)	—	不明	不明	水害により膨らみまたは崩落	朝日村誌、櫻井村史、三河國西加茂郡誌、飛騨編年史要、尾張徳川家系譜	「尾州御石垣所々孕、或窪候付～」(『尾張徳川家系譜』)
19	—	文化2年(1805年)	「石垣北上市十七間、及、東上市十五間」	222O, 250O, 251Oか	「破損」との記載あり	石垣碑文(250O)、金城温古録	
20	文政2年(1819年)6月12日	天保7年(1836年)修理完成	「東一之御門升形之西北御石垣曲の手」	074H	地震により崩落	金城温古録	文政2年6月12日に地震発生、石垣崩落。『名古屋叢書続編14巻』p162にも掲載。
21	文政2年(1819年)6月12日	天保9年(1838)修理完成	「西北は御多門の石垣なり。此石垣西側の所」	267Wか	地震により膨らみ	金城温古録	文政2年6月12日に地震発生、石垣変形。『名古屋叢書続編14巻』p283にも掲載
22	天保7年(1836年)	—	不明	不明	石垣各所で膨らみ、窪み	名陽見聞圖會、青窓紀聞	
23	嘉永3年(1850年)	—	「御城大下馬東」	不明	雨により石垣十間が崩落	松濤棹筆	
24	明治24年(1891年)10月28日	—	城内各所	★膨らみ 005H, 006H, 013H, 015H, 040H, 042H, 221O, 261W, 263W, 264W, 287W ★崩落 012H, 014H, 027H, 036H, 041H, 144N, 145N, 224O, 232O, 260W, 280W, 289M	濃尾地震により各所で崩落、膨らみ	辛卯震災録、愛知県大震災録、濃尾地震文献目録、名古屋城(名古屋離宮)本丸・深井丸・西之丸地図(震災石垣被損箇所調査ほか)	「名古屋城(名古屋離宮)本丸・深井丸・西之丸地図(震災石垣被損箇所調査)」(東京都立中央図書館蔵)に被災箇所の記載あり。同史料では113Hの一部を「崩壊」としているが、明確な痕跡は発見できず。
25	—	明治30年(1897年)	「天守閣脇石垣坪百三於四坪四合八勺 不明門外九於六坪九合五勺五分 深井丸外濠石垣百一坪貳合四勺老分」	012H, 232Oか	不明	工事録8明治30年	濃尾地震被災箇所修復の可能性もあり。
26	明治35年(1902年)	明治35年(1902年)～明治36年(1903年)	御深井丸塩蔵構北側石垣	232O, 233O	雨により一部崩落	工事録2明治35年、工事録8明治35年、工事録7明治36年、名古屋城沿革誌	
27	—	明治43年(1910年)	大手馬出(現西の丸東端)	126H	園路拡張に伴う堀の埋設、石垣の延長	名古屋城沿革誌	東西の拍子木門撤去の際、西境堀を併せて現状とおり変更か。

表 3-4 名古屋城石垣の積み直し関係資料一覧 3

番号	被災等時期	積み直し時期	位置	該当石垣番号	石垣の被害状況	典拠	備考
28	-	明治44年(1911年)	榎多門跡周辺	256W, 257W, 267W, 268W, 269W, 270W, 271W, 272W, 273W, 274W, 275W, 276W, 277W, 282W, 280W, 281W, 282W	江戸城蓮池門移築に伴い石垣を増改築	名古屋城沿革誌、明治四十三年稟議書	
29	大正10年(1921年)	大正12年(1923年)	西南隅櫓下	004H, 005H	雨により一部崩落	名古屋城沿革誌、工事録11 大正10年	
30	昭和20年(1945年)	昭和27年(1952年)	天守橋台内	459H~462H	戦災による損傷	名古屋城天守閣一部積替及防水補強工事関係書一括	
31	昭和20年(1945年)	昭和28年(1953年)	小天守穴蔵	444H~449H, 453H, 458H, 053H	戦災による損傷	名古屋城小天守閣石垣補強関係一括	
32	昭和20年(1945年)	昭和29年(1954年)	大天守穴蔵	426H~429H, 432H, 433H	戦災による損傷	名古屋城旧天守閣内部石垣積替及防水舗装関係一括	
33	昭和20年(1945年)	昭和30年(1955年)	大天守穴蔵	429H, 431H, 435H~440H, 442H, 443H	戦災による損傷	昭和29年度石垣補修工事(旧天守閣)関係書一括	
34	昭和20年(1945年)	昭和31年(1956年)	大天守穴蔵	430H, 434H	戦災による損傷	昭和31年3月竣工石垣積替工事写真帖	
35	昭和20年(1945年)	昭和33年(1958年)	榎多門跡周辺	269W, 270W, 271W, 280W, 281W, 282W	戦災による損傷、榎多門再建に伴う解体	名古屋タイムズ	
36	昭和20年(1945年)	昭和33年頃(1958年頃)	大小天守台天端付近、大小天守穴蔵等	007H, 008H, 009H, 010H, 049H, 050H, 051H, 052H, 054H, 055H, 056H, 426H~456Hか、461H, 462H	戦災による損傷、天守閣再建に伴う解体	名古屋タイムズ、ガラス乾板との比較、各種報告書等	
37	-	昭和46年(1971年)	二之丸東門跡	201N	愛知県体育館建設に伴う解体	名古屋城二の丸二の丸復元工事始め3件	
38	昭和45年(1970年)6月17日	昭和47年(1972年)	御深井丸北側	224O	雨による崩落	名古屋市編1970年『名古屋城石垣修理調査報告書』	
39	昭和20年(1945年)	昭和47年(1972年)	三之丸東門南側	312S, 313S, 314S, 315S, 316S	地震による崩落	特別史跡名古屋城跡東御門櫓形跡地の現状変更について／史跡名勝天然記念物関係綴 昭和47.3~11, 中日新聞(1972年3月16日)	中日新聞に昭和20年(1945)地震による崩落との記載あり。同年1月13日に生じた三河地震による被害か。
40	-	昭和47年(1972年)	三之丸巾下門南側	342S, 343S, 366S	石垣面の膨らみ	特別史跡名古屋城跡東御門櫓形跡地の現状変更について／史跡名勝天然記念物関係綴 昭和47.3~11	
41	-	昭和50年(1975年)	塩蔵門跡東側	241O, 242O, 243O	石垣面の膨らみ	朝日新聞名古屋版(1975年4月19日)、名古屋市編1989年『特別史跡名古屋城跡塩蔵門跡石垣保存修理工事報告書』	
42	昭和20年(1945年)	昭和52年(1977年)	不明門跡	062H, 064H, 065H, 066H	空襲による石材被熱	名古屋城総合事務所1978年『不明門跡石垣保存修理実績報告書』	
43	昭和20年(1945年)	昭和53年(1978年)	東二之門跡	086H, 087H, 088H, 089H, 090H, 091H	空襲による石材被熱	ガラス乾板写真、名古屋城総合事務所2022年『特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出周辺石垣修復事業 積み直し基本計画』	
44	-	昭和55年(1980年)	御春屋門跡周辺	122H, 123H	石垣面の膨らみ	名古屋城総合事務所1980年『名古屋城跡「御春屋門跡」石垣保存修理』	
45	-	昭和56年(1981年)	大手馬出東端	127H, 128H, 129H	石垣面の膨らみ	名古屋城総合事務所2022『特別史跡名古屋城跡 本丸搦手馬出周辺石垣修復事業 積み直し基本計画』	

表 3-5 名古屋城石垣の積み直し関係資料一覧 4

番号	被災等時期	積み直し時期	位置	該当石垣番号	石垣の被害状況	典拠	備考
46	昭和20年(1945年)	昭和57年(1982年)～昭和60年(1985年)	表一之門跡	039H, 040H, 099H, 100H	石垣面の膨らみ、空襲による石材被熱	名古屋市教育局委員会ほか1985年『特別史跡名古屋城跡表一之門跡石垣保存修理工事報告書』	
47	-	昭和61年(1986年)～昭和63年(1988年)	塩蔵門跡周辺	036H, 238O, 239O, 240O	石垣面の膨らみ	名古屋市1989年『特別史跡名古屋城跡塩蔵門跡石垣保存修理工事報告書』	
48	昭和20年(1945年)	平成元年(1989年)～平成4年(1992年)	東一之門跡	072H, 073H, 074H	空襲による石材被熱	名古屋市1992年『特別史跡名古屋城跡 東一之門(西側)石垣保存修理工事報告書』	
49	-	平成4年(1992年)～平成6年(1994年)	塩蔵構跡・くるみ林周辺	037H	石垣面の膨らみ	名古屋市1994年『特別史跡名古屋城跡くるみ林・塩蔵構跡石垣保存修理工事報告書』	
50	平成6年(1994年)9月30日	平成6年(1994年)～平成9年(1997年)	二之丸東二之門跡	135N, 136N, 137N, 187N, 188N, 189N, 190N, 191N, 192N, 193N	石垣面の膨らみ、台風による石垣崩落	名古屋市1997年『特別史跡名古屋城跡二之丸旧東二之門跡北側・二之丸東面石垣保存修理工事報告書』	
51	-	平成9年(1994年)	塩蔵門跡周辺石垣	036H	石垣面の膨らみ	名古屋市1998年『特別史跡名古屋城跡塩蔵構南面石垣保存修理工事報告書』	
52	-	平成10年(1998年)～平成11年(1999年)	二之丸東一之門跡	200N, 202N, 203N	石垣面の膨らみ	名古屋市1999年『特別史跡名古屋城跡二之丸東一之門跡石垣保存修理工事報告書』	
53	-	平成11年(1999年)～平成12年(2000年)	二之丸東二之門跡	144N, 145N, 192N～198N	石垣面の膨らみ	名古屋市2000年『特別史跡名古屋城跡二之丸東二之門跡石垣保存修理工事報告書』	
54	-	平成12年(2000年)～平成14年(2002年)	塩蔵構南壁面西側および塩蔵門多聞台・塩蔵門橋台北壁面	036H, 229H, 230N, 241H, 242H	石垣面の膨らみ	名古屋市2002年『特別史跡名古屋城跡不明門北東石垣保存修理工事報告書』	
55	-	平成14年(2002年)～現在	本丸搦手馬出	111N, 112H, 113N, 115N, 116N, 117N, 118N	石垣面の膨らみ	現在整備中	現在整備中

(4) 名古屋城内における積み直し石垣の位置

残された史資料をもとに近世から現代にいたる名古屋城石垣の修理履歴を整理した。

以上の成果および目視による石垣観察により、名古屋城内における石垣修理位置の概略図を図 3-4～3-11 に示している。本図においては、史資料から積み直し範囲が明確であり、目視でも積み直し範囲を視認できる石垣、史資料は無いが目視で積み直し範囲を視認できる石垣を図示し、明確な積み直し範囲が記載されていない史資料の内容については、該当石垣不明として図示していない。従って、本図に示す積み直し範囲は現時点での評価によるものであり、今後の調査研究により更新される。

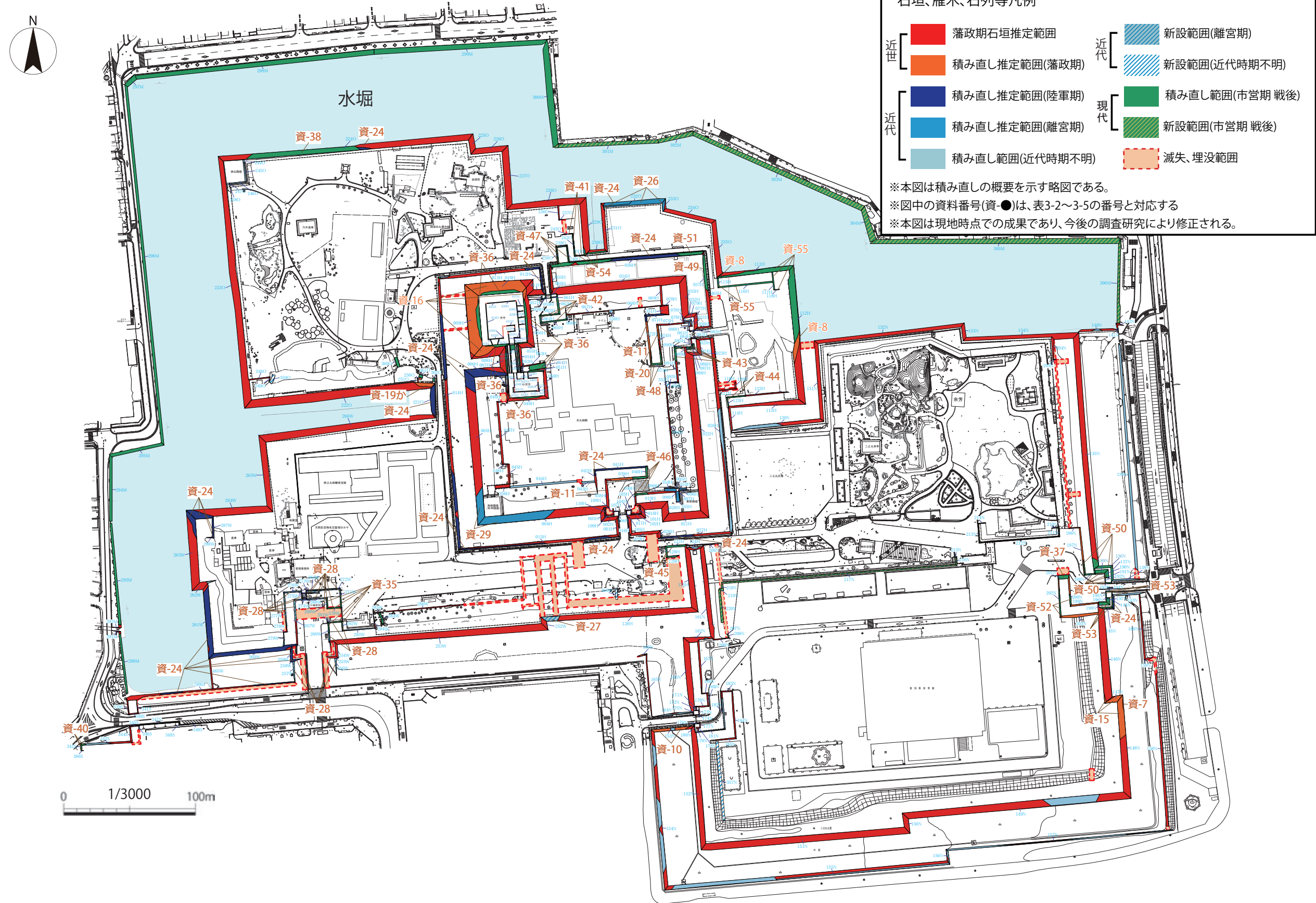


図 3-4 石垣位置図（三之丸の一部を除く）

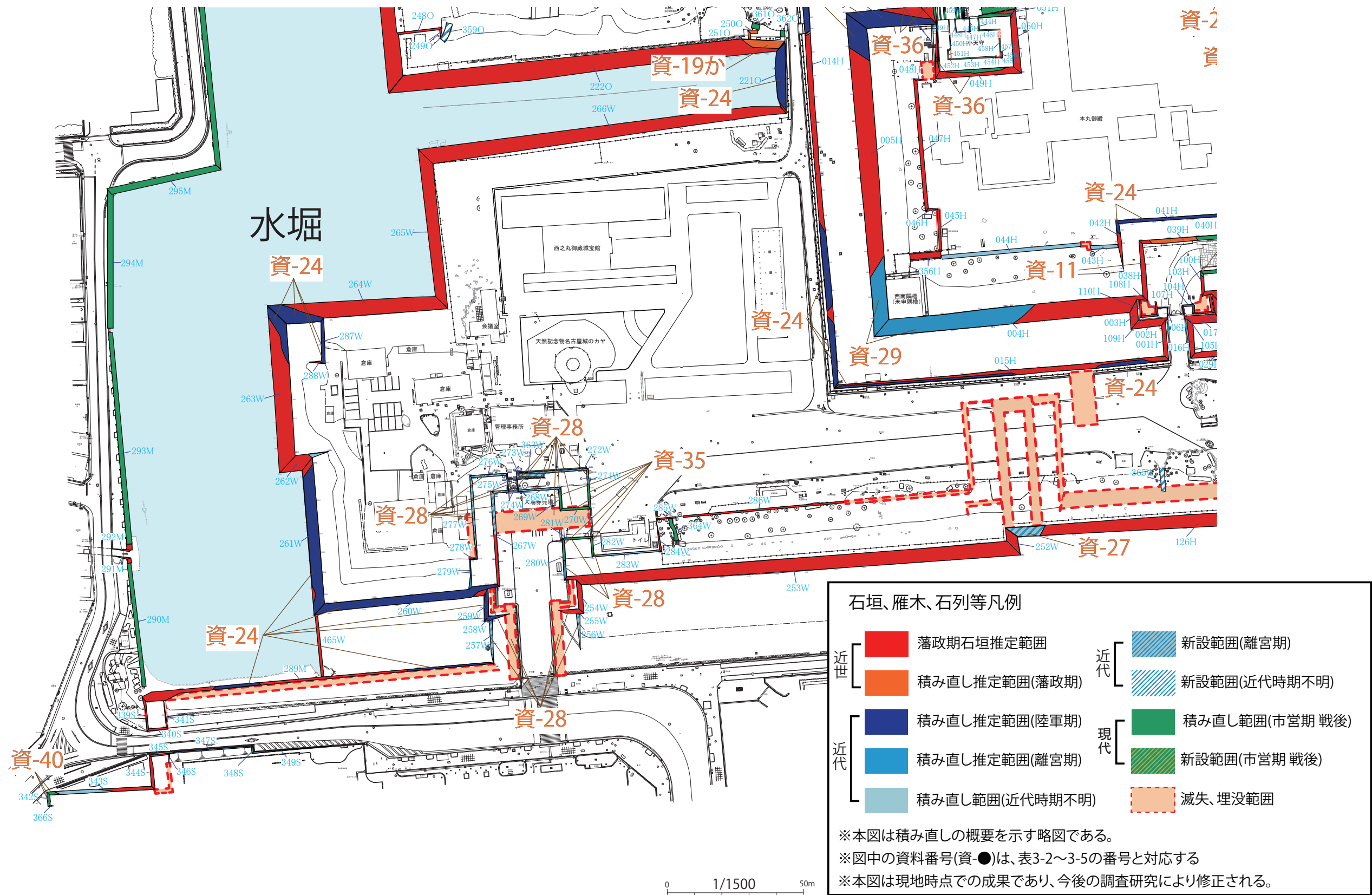
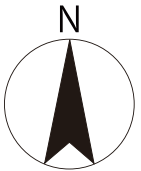


図 3-5 石垣位置図（西之丸周辺）

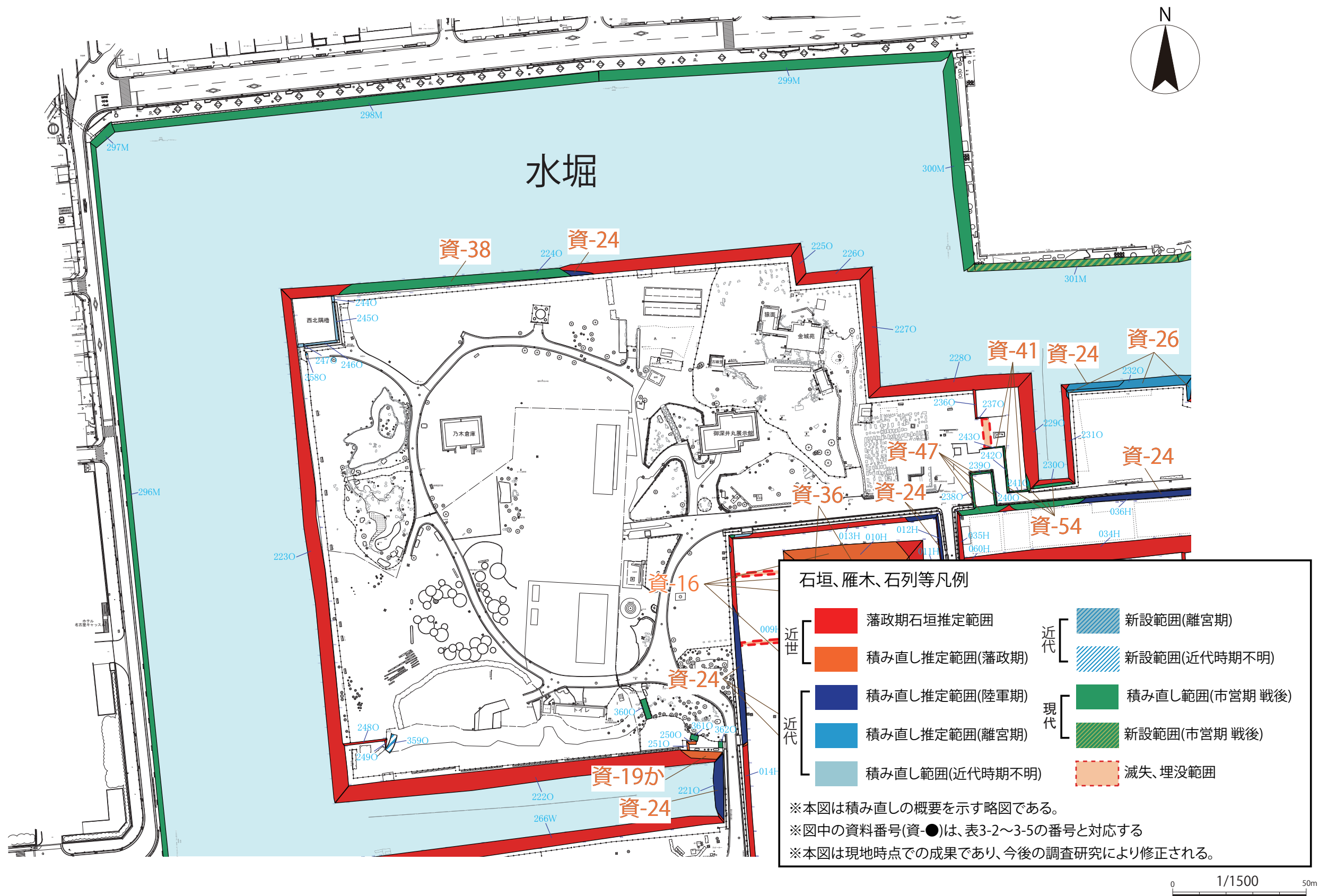


図 3-6 石垣位置図（御深井丸周辺）

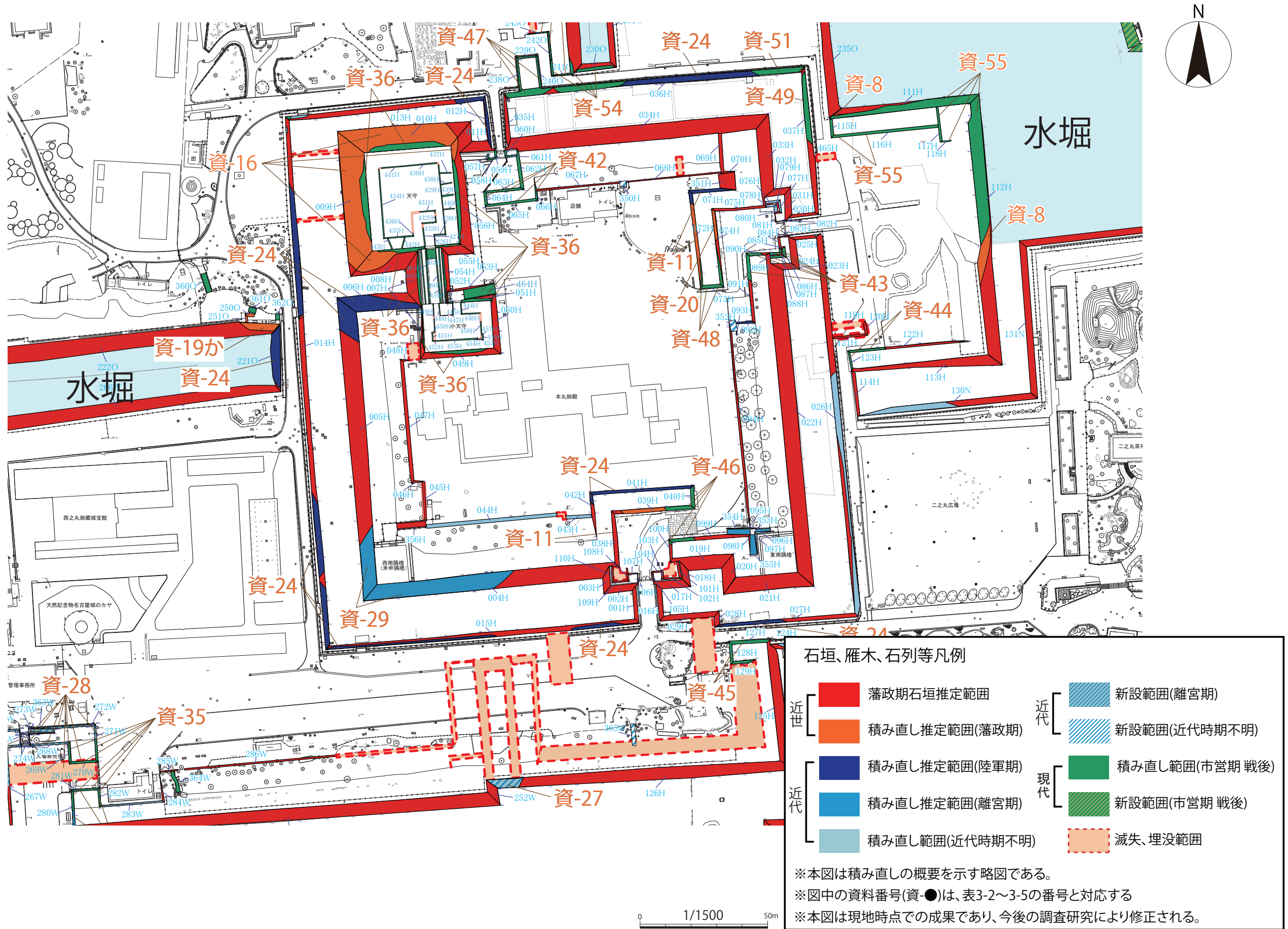


图3-7 石垣位置图(本丸周边)

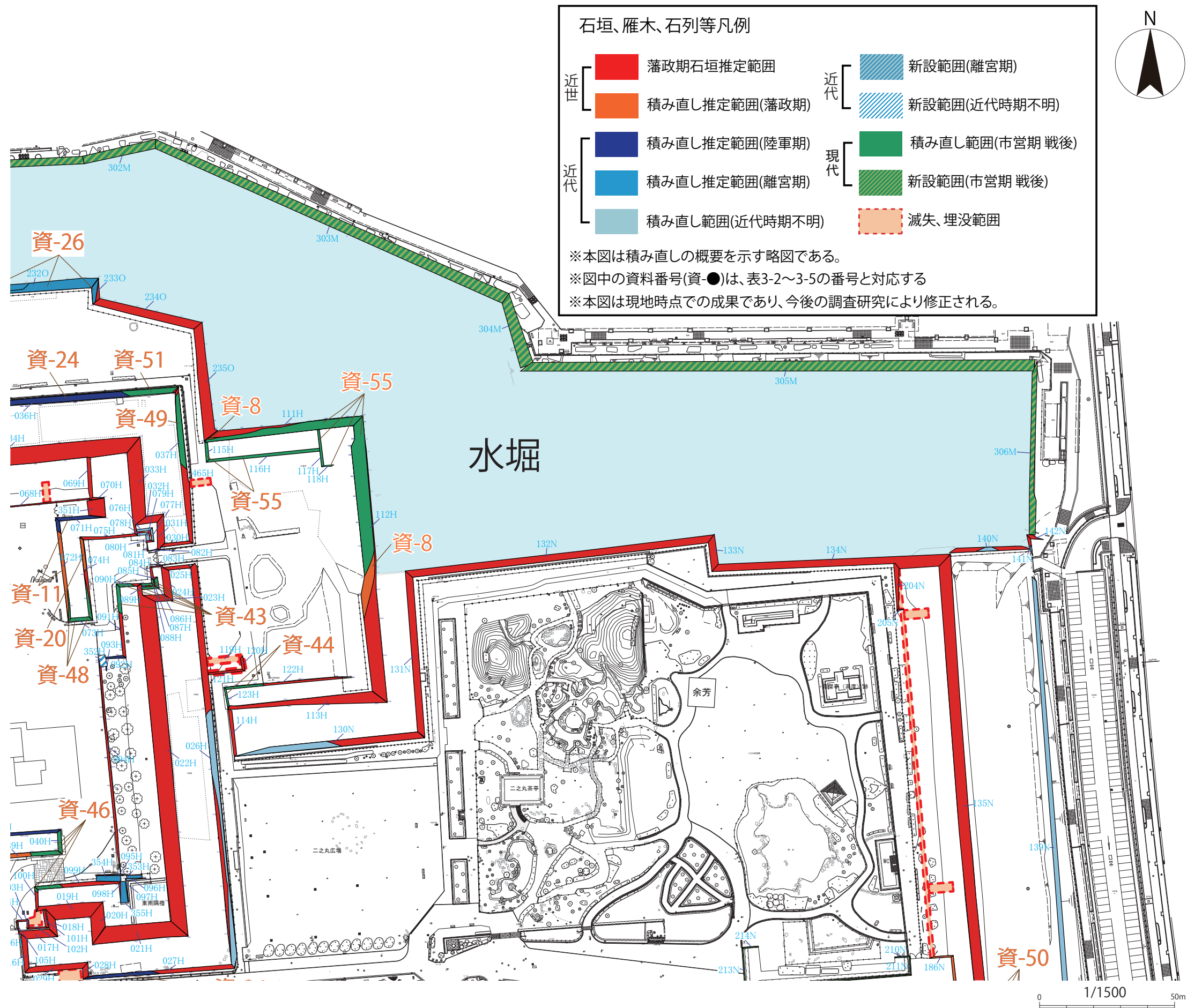


図 3-8 石垣位置図(二之丸北部周辺)

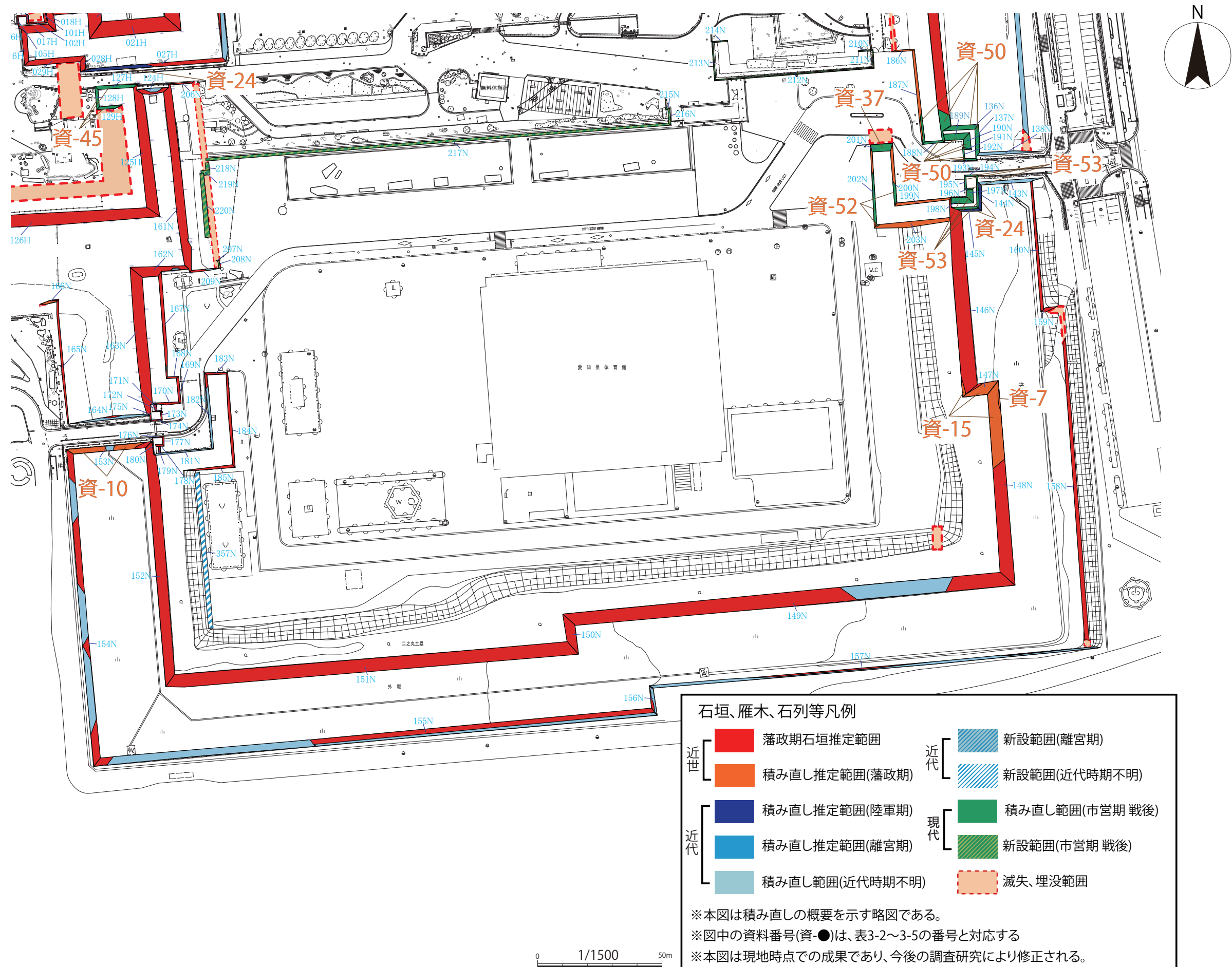


図 3-9 石垣位置図（二之丸南部周辺）

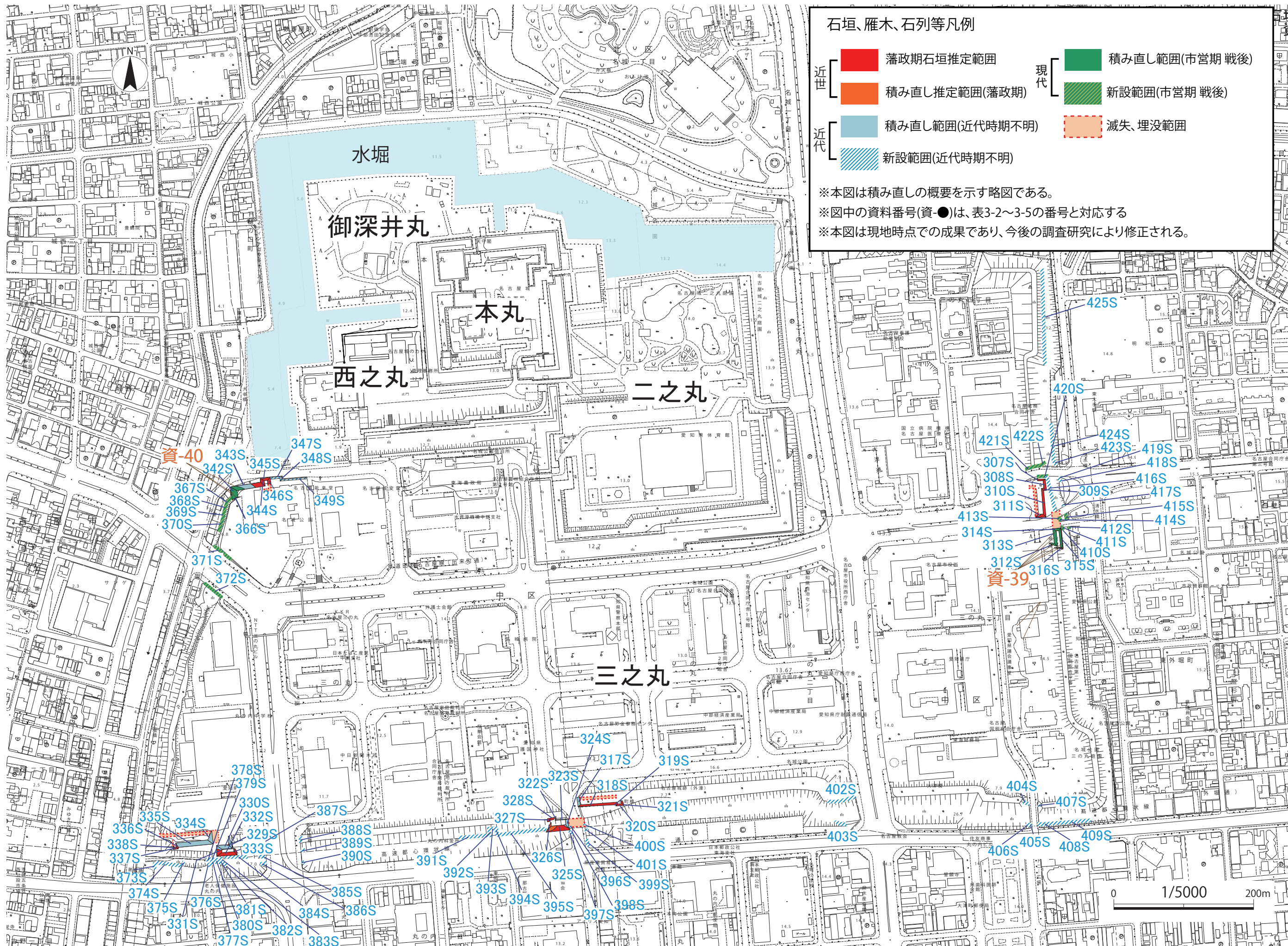


図3-10 石垣位置図(三之丸)



※天守閣再建時(資-40)に穴蔵石垣周辺は全面的に積み直し、改変されている。

図 3-11 石垣位置図(穴蔵石垣)

(5)各時期における石垣の特徴

目視による積み直し範囲推定にあたっては、史資料に積み直しの記録が残る石垣の状況(図 3-4～3-11)から石垣の積み方、矢穴痕の加工痕跡等を参考に、各時期の特徴をまとめた。なお、石垣の各部名称等は下記のとおりである。

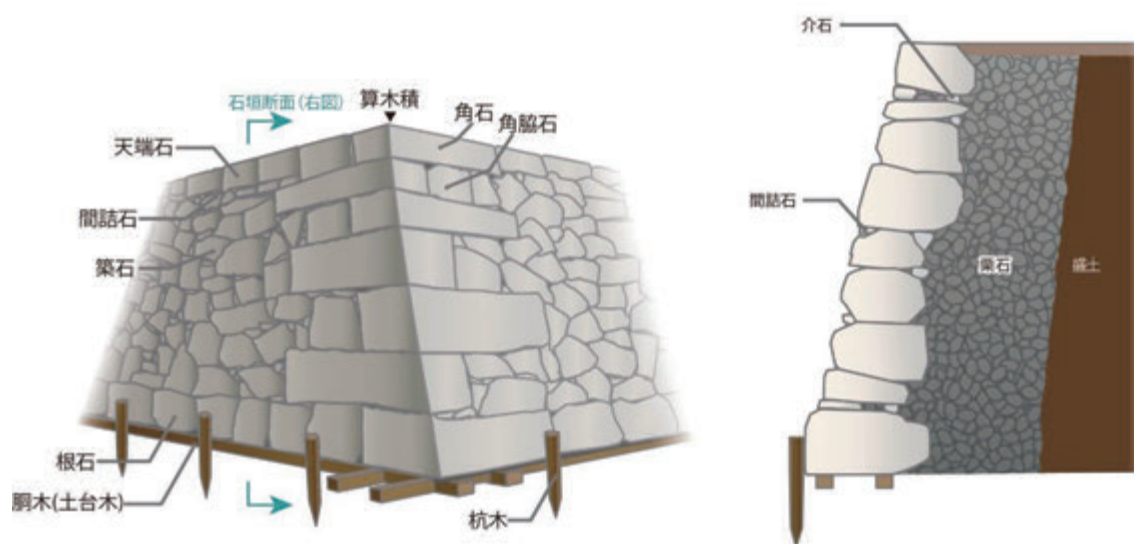


図 3-12 石垣の各部名称



乱積（本丸005H石垣）
石材の横のラインが乱れる



布積み崩し（本丸010H石垣）
石材の横のラインがある程度揃う



布積み（二之丸202N石垣）
石材の横のラインが揃う



落とし積み(谷積み)（本丸004H石垣）
石材のラインが斜めに揃う

図 3-13 石垣の積み方名称

ア 築城期石垣(図 3-14)

名古屋城築城時、慶長 15 年(1610)年頃に築造された石垣。築石部は不定形な割石を主体とした乱積み、布積み崩し、角石部は方形石材による算木積みである。矢穴痕の形状は矢穴口長辺 8～12 cm、深さ 4～12 cm 程度の台形である。公儀普請によって築かれたため、積み方、加工方法には担当大名ごとに差異がある。

イ 積み直し石垣【藩政期】(図 3-15)

慶長 15 年(1610)頃の築城期築城期以降に、近世期を通して積み直された石垣。築石部には割石だけでなく方形の切石を使用し、布積み崩し、布積みとなるものもみられる。角石部は方形石材による角石と角脇石で積む算木積みである。矢穴痕の形状は矢穴口長辺 4～7 cm、深さ 3～7 cm 程度で U 字状のものを主体とする。

ウ 積み直し石垣【陸軍期・離宮期】(図 3-16)

明治維新後、太平洋戦争の敗戦までに陸軍、宮内省等が管理のもと、新規築造、または積み直した石垣。築石部は方形石材を利用した布積みに加え、長方形石材による谷積み(落とし積み)がみられる。築城期、近世期に比べ小型の石材を利用する場合もある。角石部は方形石材による算木積みである。矢穴痕の形状は矢穴口長辺 3 cm、深さ 4 cm 程度で U 字状のものがみられる。築石表面に工具によるハツリの痕跡が残るものも散見される。

エ 積み直し石垣【名古屋市期】(図 3-17)

戦後から現代に至るまでに積み直されている石垣。近代石垣と同様に落とし積みだけではなく、割石による乱積み、切石による布積みにより、近世の姿を再現しようとしたものが見られる。矢穴口長辺 4～7 cm、深さ 3～7 cm 程度で U 字状のものに加え、ドリルにより石材を分割した柱状の痕跡も散見される。

また、令和 8 年度に修理が完了した本丸搦手馬出のように、できる限り在来の石材を使用し、伝統技法を用いつつ近世の姿に積み直したものも存在する。

(6) 名古屋城石垣における積み直し箇所の分布

名古屋城内における積み直し石垣の分布は広範であり、積み直された時期、積み直しへ至った理由も様々だが、土橋や枳形など、石垣背面に地山や盛土がなく、両側面に石垣面がある石塁状の石垣では、崩落や石垣面の変形を理由とした積み直しが目立つ。加えて、勾配が急な空堀外縁部の石垣でも同様に積み直しが散見される。

また、数度に渡り崩落や変形、積み直しを繰り返した石垣も少数みられる。一例として、塩蔵構北面の 2320 石垣では、明治 24 年(1891)に発生した濃尾地震時に石垣が崩落、その後積み直されたが、明治 35 年(1902)に豪雨により再度一部が崩落し、翌年に積み直された。

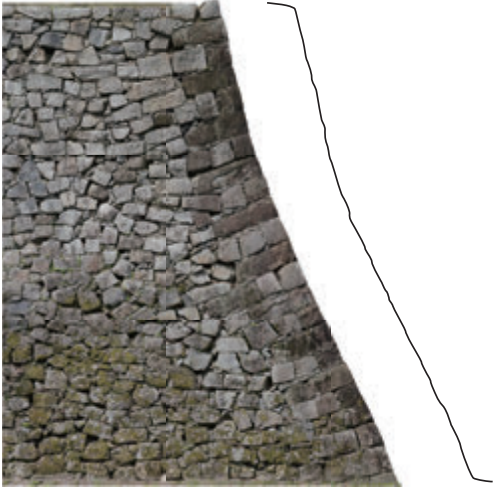
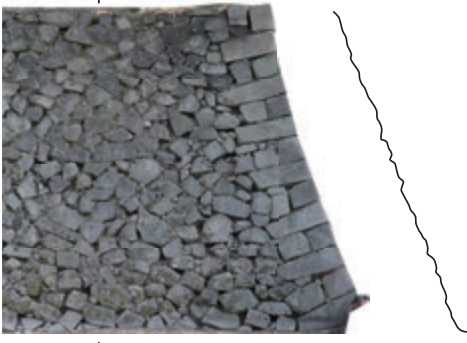
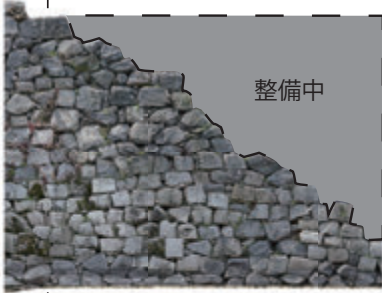
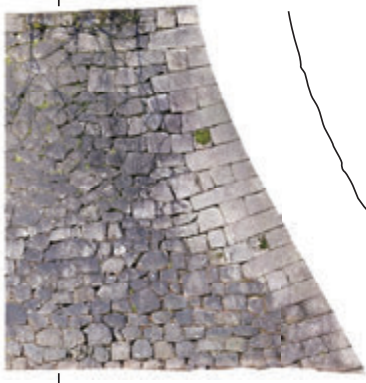
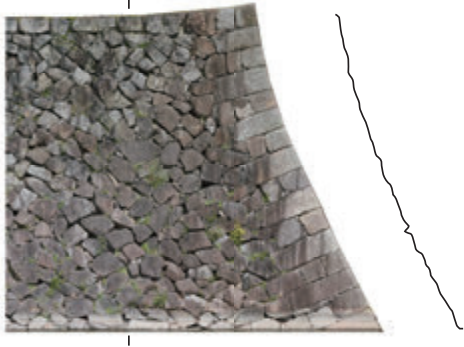
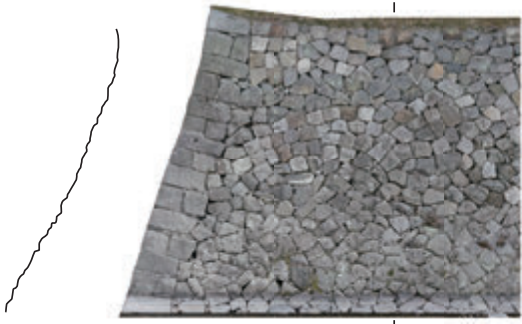
築城期石垣【慶長 15 年 (1610)】	
本丸 033H(浅野丁場) 	【勾 配】 傾斜角約 65 度。石垣中段からは反りがつき、約 75 度。 【隅角部】 算木積み。方形に加工された角石、角脇石 1 ～ 2 個で構成。 【築石部】 乱積み。大きさは不揃いながら方形に近い石材が目立つ。部分的に築石の横使いも散見される。 【石材種】 角石は熊野酸性岩（花崗斑岩）、和泉砂岩。角脇石、築石は熊野酸性岩（花崗斑岩）を主体としつつ、美濃帯砂岩、花崗閃緑岩等が混在する。
二之丸 152N(池田丁場) 	【勾 配】 傾斜角約 70 度。石垣中段からは若干の反りがつき、約 75 度。 【隅角部】 算木積み。方形の角石、不定形の角脇石 1 ～ 2 個で構成。 【築石部】 乱積み。個々の石材は不定形ながら、極端な大きさの違いは見られない。 【石材種】 角石は花崗岩、火山砕屑岩。角脇石、築石はほぼ美濃帯砂岩で占められている。
二之丸 132N(前田丁場) 	【勾 配】 傾斜角約 70 度。反りがほぼつかない。 【隅角部】 算木積み。方形ながら尻部がやや不定形の角石、大きさが不揃いで方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 乱積み。個々の石材は不定形、不揃い。 【石材種】 角石は花崗岩主体。角脇石、築石はほぼ美濃帯砂岩で占められている。

図 3-14 各時期の石垣の特徴 1

積み直し石垣【藩政期 慶長 15 年(1610)～明治 5 年(1872)】	
本丸搦手馬出 112H【天和 2 年以降】 	【勾 配】 傾斜角約 60 度。反りがほぼつかない。 【築石部】 布積み。石材はやや不揃いながら方形に近い。 【石材種】 築城時石材を再利用した花崗閃緑岩、美濃帯砂岩を主体としつつ、新補石材として花崗岩（岩崎山産）が散見される。
本丸天守台 009H(U60)【宝暦 2～5 年】 	【勾 配】 傾斜角約 55 度。下端より約 1/3 の高さから反りがつき約 70 度。さらに上端付近で約 80 度。 【隅角部】 算木積み。方形だが尻部がやや不定形の角石、大きさが不揃いだが方形の角脇石 1～2 個で構成。 【築石部】 布積み崩し。不揃いながら方形に近い石材が目立つ。 【石材種】 角石は花崗閃緑岩を主体としつつ、新補石材として花崗岩（岩崎山産）が散見される。角脇石、築石は美濃帯砂岩、花崗閃緑岩等が混在する。
二之丸 148N【享保 16 年以降か】 	【勾 配】 傾斜角約 60 度。石垣中段から反りがつき約 70 度。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 布積み。大半が方形に近い石材。 【石材種】 角石、角脇石は花崗岩（岩崎山産）築石は美濃帯砂岩が主体。

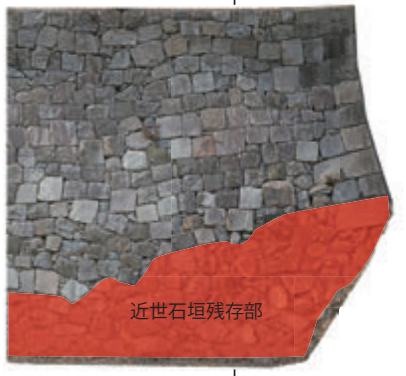
0 10m

図 3-15 各時期の石垣の特徴 2

積み直し石垣【陸軍期・離宮期 明治 5 年(1872)～昭和 5 年(1930)】	
本丸 041H【明治 24 年以降】 	【勾 配】 傾斜角約 80 度。石垣中段でわずかに反りがつき約 85 度。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1～2 個で構成。 【築石部】 谷積み。大きさはやや不揃い。当初石材を長方形に加工。
西之丸 261W【明治 24 年以降】 	【石材種】 花崗閃緑岩、美濃帯砂岩が主体。 【勾 配】 傾斜角約 60 度。石垣中段で反りがつき約 70 度。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 谷積み。大きさはやや不揃い。当初石材を長方形に加工。 【石材種】 花崗閃緑岩、美濃帯砂岩が主体。
御深井丸 232O【明治 35 年～ 36 年】 	【勾 配】 傾斜角約 60 度。石垣上端付近で反りがつき約 80 度。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 谷積み。一部布積み。大きさはやや不揃い。当初石材を長方形に加工。正方形に近い石材もある。 【石材種】 花崗閃緑岩、美濃帯砂岩が主体。新補石材として花崗岩。
本丸 004H【大正 12 年】 	【勾 配】 傾斜角約 60 度。石垣中段付近で反りがつき約 70 度。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 谷積み。大きさはやや不揃い。当初石材を長方形に加工。 【石材種】 花崗閃緑岩、美濃帯砂岩が主体。

0 10m

図 3-16 各時期の石垣の特徴 3

積み直し石垣【市営期（戦後）昭和 20 年（1945）～現在】	
御深井丸 224O【昭和 47 年】 	【勾配】 傾斜角約 60 度。石垣中段で反りがつき約 70 度。 【築石部】 乱積み。大きさはやや不揃い。当初石材を加工せず使用か。方形の新補石材が僅かに混在する。 【石材種】 花崗閃緑岩、美濃帯砂岩が主体。新補石材は花崗岩。
三之丸 315S【昭和 47 年】 	【勾配】 傾斜角 75 度。上端付近で反りがつき約 85 度。近世石垣残存部と勾配が異なる。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 布積み。大きさが揃った方形の新補石材で構成。当初石材も若干混在。 【石材種】 新補石材は花崗岩主体。当初石材は花崗閃緑岩、美濃帯砂岩。
西之丸 269W【昭和 33 年】 	【勾配】 傾斜角 80 度。反りはほぼみられない。 【隅角部】 算木積み。長方形の角石、方形の角脇石 1 個で構成。 【築石部】 乱積み。大きさ不揃いの当初石材と大型方形の新補石材で構成。間詰石を隙間なく詰める。 【石材種】 新補石材は花崗岩主体。当初石材は花崗閃緑岩、美濃帯砂岩。

0 10m

図 3-17 各時期の石垣の特徴 4

第4章

石垣の現況評価

- 1 節 石垣の調査状況
- 2 節 石垣の現況評価
- 3 節 保存、安全管理上の課題

第4章

石垣の現況評価

1 節 石垣の調査状況

特別史跡名古屋城跡では、石垣の現況を把握するため、平成 29 年（2017）度より石垣カルテの作成をおこなってきた（表 1-2）。また、天守台石垣および天守台周辺石垣については、木造天守復元事業の一環として、それに先行して総合外観調査を実施し、保存方針を検討している。石垣カルテは、図 4-1 を書式として統一的な項目で石垣の基礎的な情報や状況を記録している。令和 8 年 3 月現在、314 面のカルテを作成している。これらは名古屋城調査研究センターで、元データおよび PDF によるデータで保管している。令和 7 年度に全石垣のカルテ作成が一巡したが、これにより完成とするのではなく、石垣を随時観察し、継続的に更新し石垣の状態を経年的に記録する。

石垣カルテの調査成果は本書別添 CD に格納している。

名古屋城石垣基本調査(石垣カルテ)

地区名	本丸	石垣番号	037H		石垣部位	本丸内堀	石垣面の方位	西		
立地面	平坦面堀底			立地地盤	熱田層地山	管理環境	バックヤード			
所有者	名古屋市	管理者	名古屋市		関係法令	文化財保護法 都市公園法	利用形態	都市公園		
現在の 利用状況	搦手馬出積み直し工事のため、来城者は進入 禁止となっている。				築造時期	慶長期				
沿革	石垣北半で膨らみが目立ったため平成4～5年に積み直し				修復履歴	平成4～5年「くるみ林塩蔵構石垣」解体修理				
絵図・古文書	－									
丁場割図における普請担当大名		松平筑前守(前田利常)、黒 田筑前守(黒田長政)			既往の発掘調査・研究		－			
延長	天端	56.43m			裾部		54.06m			
高さ(鉛直高)	左端部	4.72m		中央部		5.77m	右端部	6.20m		
	石垣高に1m以上の差がある場合									
	①	6.98	②	－	③	－	④	－	⑤	－
立面積	327.38㎡				変形の観測 (モニタリングの方法)		無			
変状の程度	左端部の裾部から中央部にかけて膨らみが観察される									
破損要因 特記事項										
備考	上部は園路に接するが擬木柵により遮蔽される 現在、本丸搦手馬出周辺石垣工事のため見学者の立入制限。本丸内堀部は見学者の進入はない。堀底には本丸搦手馬出周辺石垣の解体材が仮置きされる									

位置図

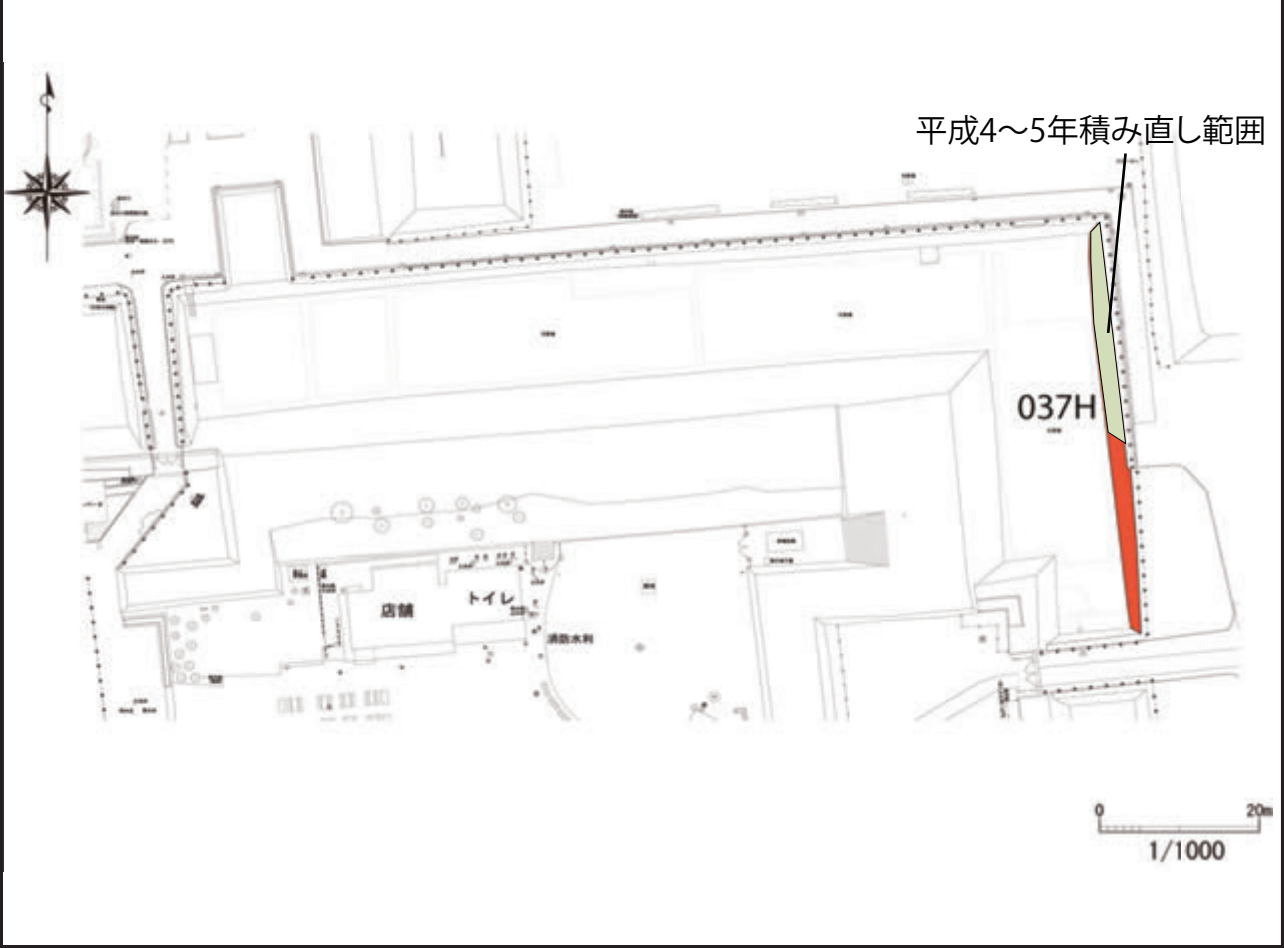


図 4-1 石垣カルテ作成例 1

名古屋城石垣基本調査(石垣カルテ)

隅角部 037H

隅角	左		右	
平面形状	入角		入角	
稜線	段数	－	段数	－
	勾配	－	勾配	－
	反り	－	反り	－
気負い	－		－	
積み方	技法	－	技法	－
	角脇石の個数	－	角脇石の個数	－
はさみ石 間詰石	－		－	
石材加工 の有無	角石	－	角石	－
	角脇石	－	角脇石	－
石材寸法 控え長	最小	－	最小	－
	最大	－	最大	－
石材形状 規格性の有無	－		－	
加工痕跡等	－			
石質	－			
石材の 石質比率	－		－	
刻印の状況	－		－	
矢穴の状況	－		－	
植物	－		－	
近代以降の付加物 (モルタル・鉄筋など)		－		
観察事項 (角石の形態・角脇石の状態な ど)				

隅角部 破損状況

	剥離	ヒビ	割れ	膨らみ	ズレ	抜け	歪み	その他の状況
天端								
中段								
裾部								
観察事項								

図 4-2 石垣カルテ作成例 2

名古屋城石垣基本調査(石垣カルテ)

築石部 037H

平面形状		直線									
立面形状	勾配	左端部	75.0度		中央部	74.5度		右端部	77.8度		(現地表より1間)
		標準的な勾配と異なる場合									
	①	-	②	-	③	-	④	-	⑤	-	
	反り	ほぼ反りなし									
排水口・出水口の有無		有(境門暗渠)									
積み方		乱積み									
間詰石		有(河川礫・割石)									
石材加工の有無		ノミ(砂岩表面のスダレ加工) 粗割 野面									
石材寸法		最小	0.34m		最大	1.29m		標準	0.68m		
石材形状規格性		無									
石材種別		粗割 野面									
加工痕跡など		ノミ 刻印									
石質		花崗岩 花崗閃緑岩 斑レイ岩 花崗斑岩 砂岩(右端部に花崗閃緑岩が多い箇所があり、そこに斑レイ岩が点在、左側は砂岩が主体となる 平成4・5年解体修理時に花崗岩(豊田)、花崗斑岩(尾鷲)による新補材有)									
石材の石質比率		花崗岩1%未満 花崗閃緑岩14%程 斑レイ岩1%未満 花崗斑岩1%未満 砂岩83%程									
刻印の状況		有 20%程									
矢穴の状況		有 7～13cm程									
植物		目地に草、表面に苔									
近代以降の付加物 (モルタル・鉄筋など)			無								
観察事項 (築石の形態・状態など)											

築石部 破損状況

	剥離	ヒビ	割れ	膨らみ	ズレ	抜け	歪み	その他の状況
天端			○			○		間詰抜け
中段				○				間詰抜け
裾部			○	○				間詰抜け
観察事項	左端部の裾部から中央部にかけて膨らみが観察されるが、全体としての変状はない 積直部の石材にワレが確認される							

図 4-3 石垣カルテ作成例 3

名古屋城石垣基本調査 本丸エリア 037H 石垣カルテ(拡大位置及び縦断面図)

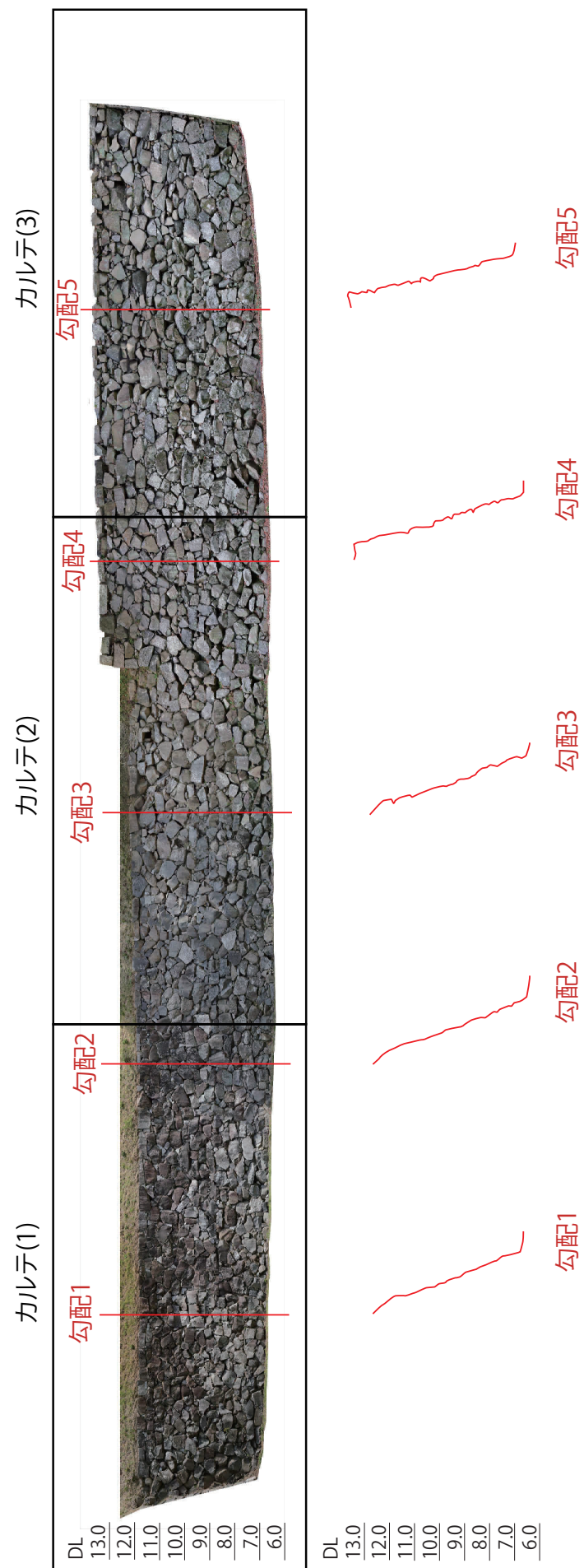


図 4-4 石垣カルテ作成例 4

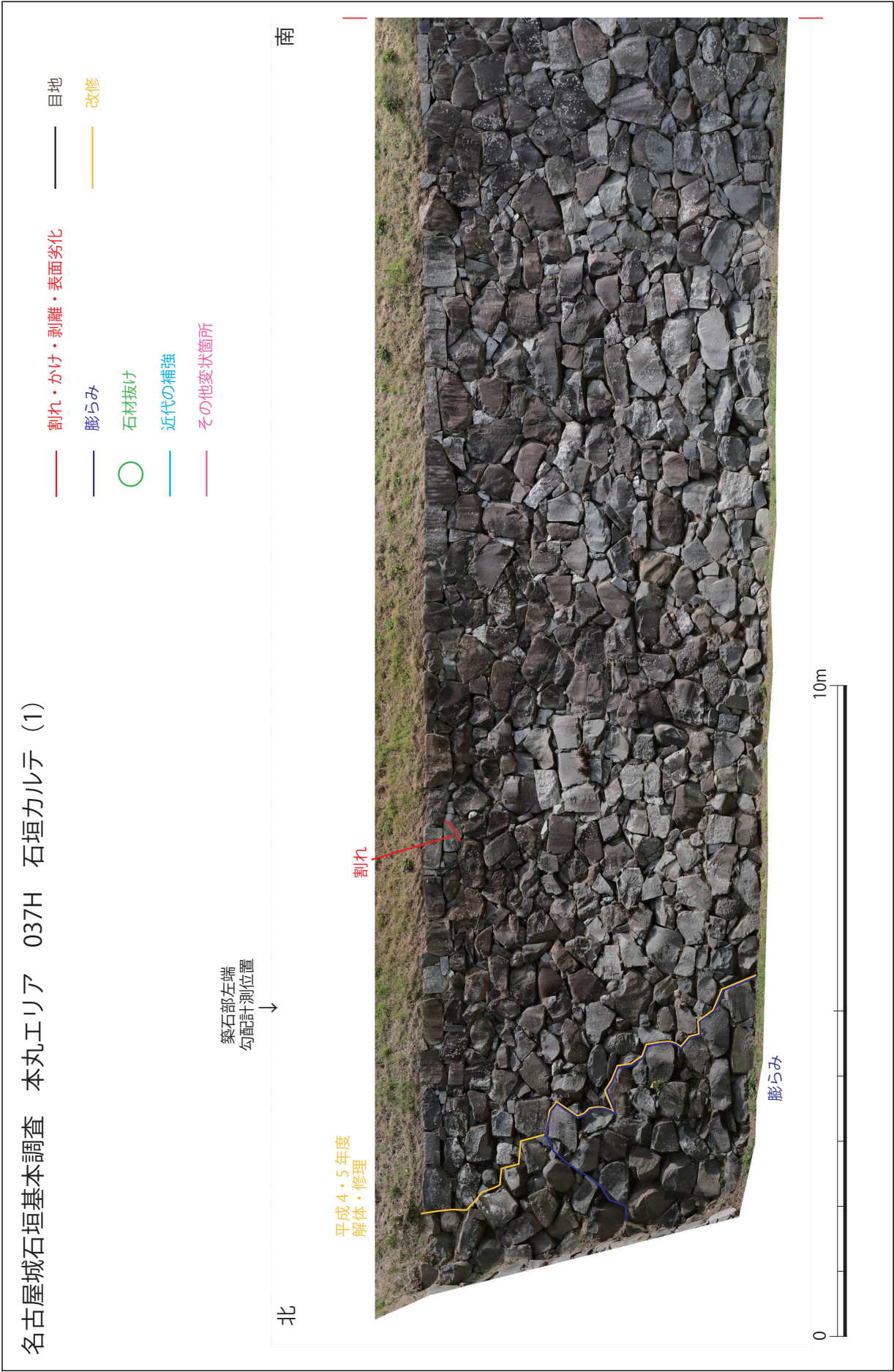


図 4-5 石垣カルテ作成例 5

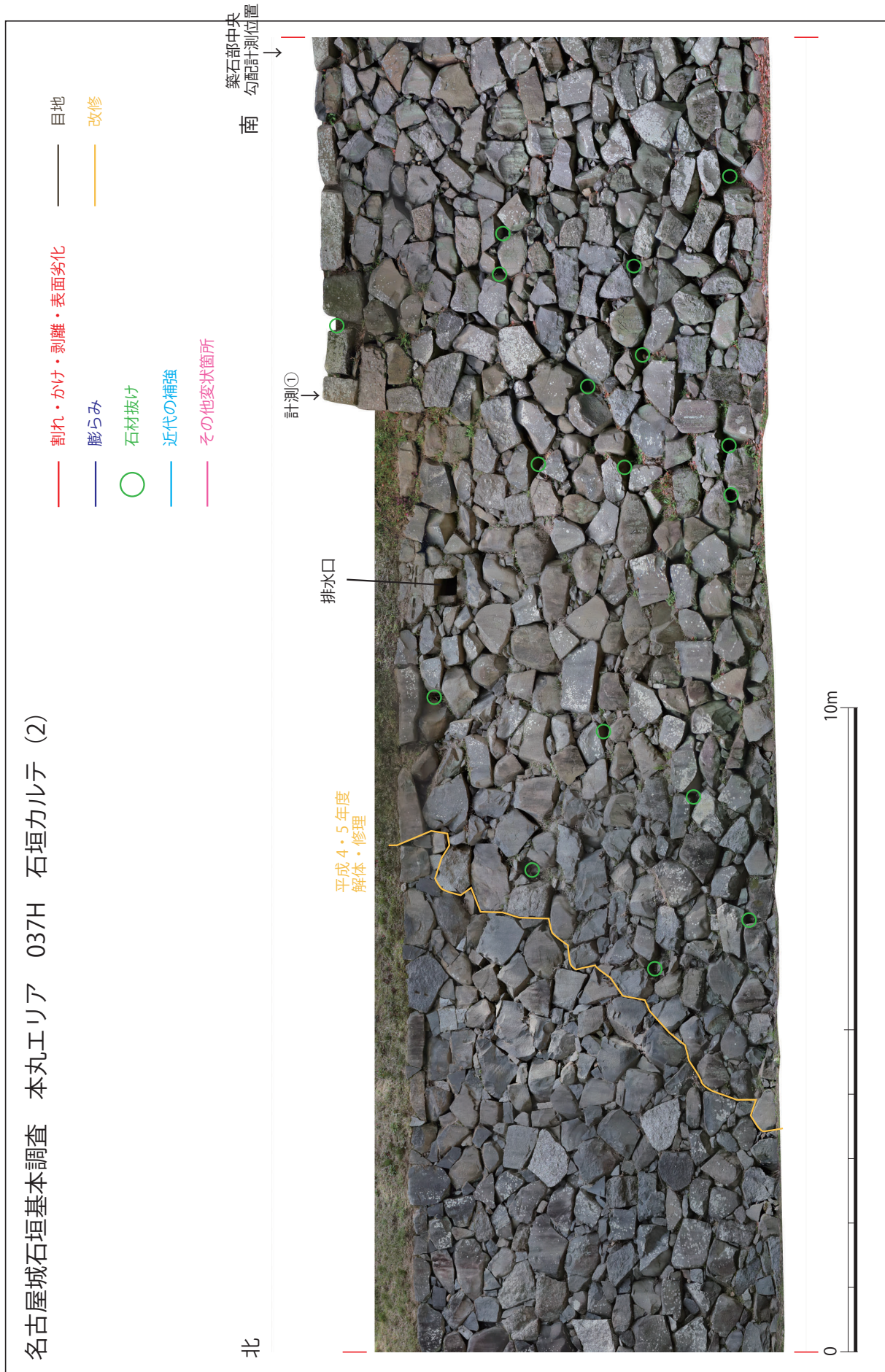


図 4-6 石垣カルテ作成例 6

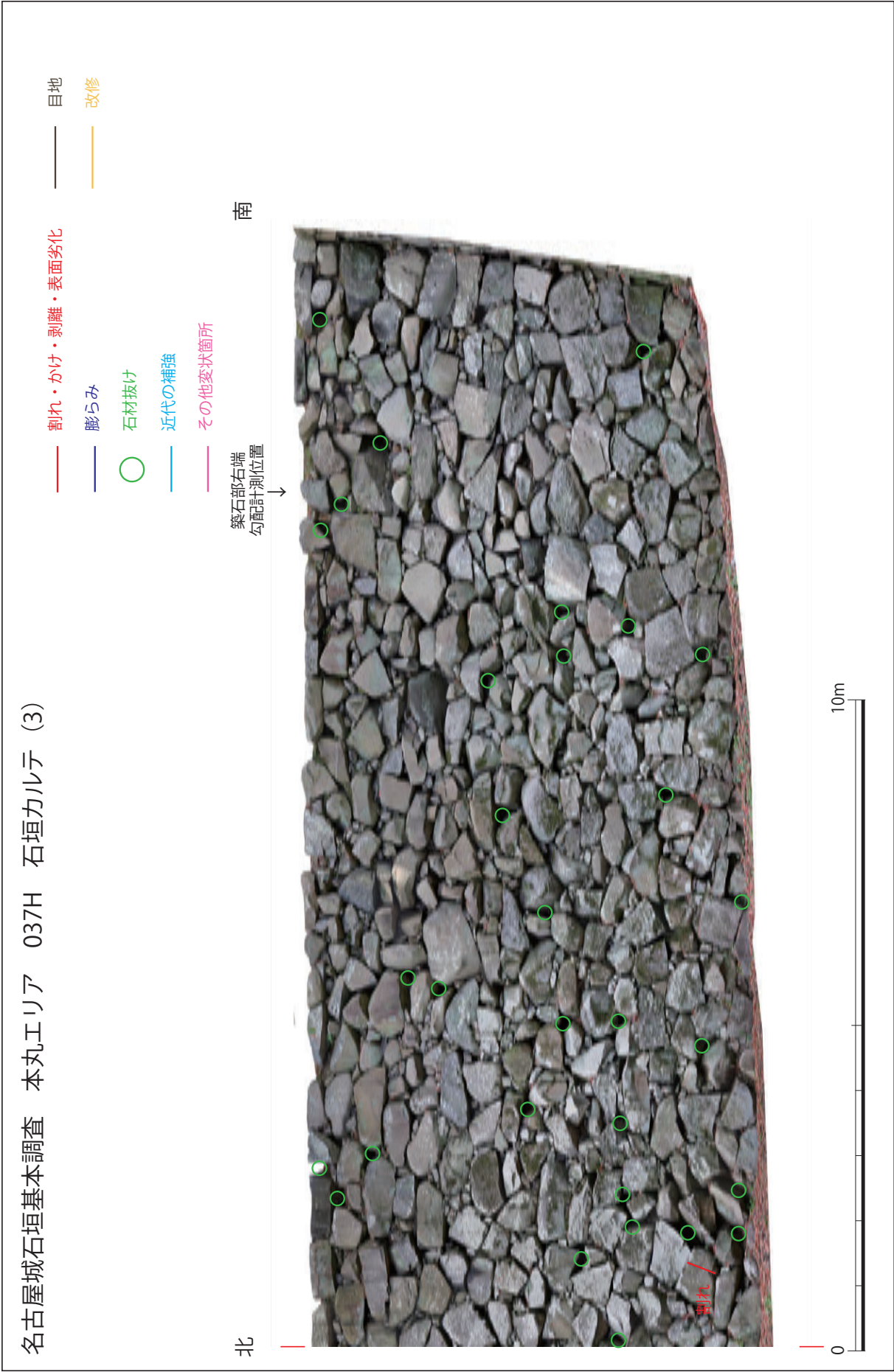


図 4-7 石垣カルテ作成例 7



No.: 1
石垣名称 本丸地区 037H
内容 石材の割れ



No.: 2
石垣名称 本丸地区 037H
内容 間詰の抜け



No.: 3
石垣名称 本丸地区 037H
内容 間詰の抜け



No.: 4
石垣名称 本丸地区 037H
測点: 天端部の状況



No.: 5
石垣名称 本丸地区 037H
測点: 天端部の状況



No.: 6
石垣名称 本丸地区 037H
測点: 排水口(飛出し)



No.: 7
石垣名称 本丸地区 037H
測点: 天端石の積替え



No.: 8
石垣名称 本丸地区 037H
測点: 平成4～5年度解体
修理箇所



No.: 9
石垣名称 本丸地区 037H
測点: 平成4～5年度解体
修理新補材

2 節 石垣の現況評価

(1) 現況評価の目的

保存方針を策定するにあたり、石垣カルテをもとに、特別史跡名古屋城跡内の石垣を一定の基準で網羅的に評価することで、石垣の現状と保存、維持、管理にかかる課題の抽出を行い、今後の保存対策の方法および優先度を考えるための基礎資料とする。なお、現況評価については固定的なものとはせず、石垣カルテの更新や調査の進展等とともに更新していく。

(2) 現況評価の項目

ア 保存状況からみた石垣の評価

石垣の立地状況等の基礎項目および変状項目は文化庁による『文化財石垣予備診断実施要領(案)』を参考とし、所見、来城者との位置関係を項目に加え、総体的に評価する。

評価に関しては、「天守台石垣の保存方針」において設定した評価方法である「石垣の変状に対する評価」、「来城者との位置関係」を一部改変する。

・石垣面の状況を変形・変状の程度により以下の a～c に分類する。

a：現時点で 明確な変形、変状などは見られない石垣

b：変形、変状はあるが、範囲や程度が限定的である石垣

c：顕著な変形、変状などがあり、現況に課題があると判断される石垣

さらに、石材の割れや劣化、一部の抜けなど個別石材に起因する変状については a1・b1・c1 で区分し、石垣面の膨れやズレなど石垣面の変状については a2・b2・c2 で区分する。

イ 来城者の安全面からみた石垣の評価

石垣の保存対策の検討に際しては、地震をはじめとする災害時等に石垣が崩落するなどした場合の来城者の安全確保の観点からの検討もあわせて行う必要がある。

x：石垣面の崩落等があっても、来城者に影響を及ぼさない石垣

y：石垣面の崩落等があった場合、来城者に影響が及ぶ可能性がある石垣

さらに、y については、石垣面と来城者の位置関係から y1 と y2 に分類する

y1：来城者が石垣の前面もしくは下に恒常的に来る可能性がある石垣。石垣の崩落の際は、頭上からの被害が想定される。

y2：来城者が石垣の上を恒常的に歩行する可能性がある石垣。石垣の崩落の際は、石垣とともに滑落する可能性がある。

表 4-1 石垣の評価と対応案

現状調査による分類			文化財的価値のき損の可能性	現状への対応方針
a	a1	明らかな変形、変状などは見られない石垣	なし	日常管理
	a2	(a1：個別石材、a2：石垣面)		
b	b1	変形、変状はあるが、範囲や程度が限定的である石垣	なし	日常管理 モニタリング 修理(復旧)
	b2	(b1：個別石材、b2：石垣面)	あり	
c	c1 c2	顕著な変形、変状などがあり、現況に課題があると判断される石垣 (c1：個別石材、c2：石垣面)	なし	

表 4-2 石垣評価表項目例

石垣 No.	1.基礎点項目					2.変状点項目						3.石垣の保存状況		4.来場者との位置関係			
	a.地盤	b.石垣の形状		c.過去の履歴			a.築石の変状			b.周辺の変状		c.変状 の進行 状況	d.湧水	保存状況所見	保存状 況評価	来城者との位 置関係所見	来場者 との位 置関係 評価
		ア.石垣タ イプ	イ.石垣の 高さ、勾 配	ア.被災履歴		イ.修理 方法	ア.緩み	イ.膨らみ	ウ.割れ、 抜け落 ち、崩れ	ア.天端栗石 部の沈下、 地割れ	イ.基礎 部の変 状						
				被災 状況	典拠 史料												

ア. 緩み	イ. 膨らみ
①緩みがみられない	①膨らみがみられない
 ②築石の緩み、ズレが若干がみられる (199N)	 ②膨らみがわずかにみられる (200N)
 ③築石の緩み、ズレが顕著にみられる	 ③膨らみがある (005H 【U56】)

図 4-11 石垣評価表「a. 築石の変状」の評価段階 1

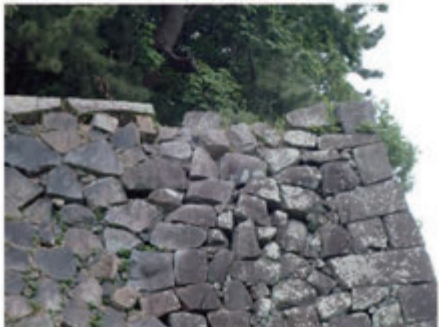
ウ．割れ	ウ．抜け落ち、崩れ
①割れがみられない	①抜け落ち、崩れがみられない
 ②築石の割れが若干みられる (038H)	 ②間詰石の抜けが若干みられる (002H)
 ③築石の割れが随所でみられる (056H【U62】)	 ③間詰石の抜けが随所でみられる (236O)  ③築石の抜けがみられる (135N)

図 4-12 石垣評価表「a. 築石の変状」の評価段階 2

ア．天端栗石部の沈下、地割れ	イ．基礎部の変状
①見られない	①見られない
 ②天端石の沈下がみられる (340S)	 ②積み替えの下部に段差 (221O【S10】)

図 4-13 石垣評価表「b. 周辺の変状」の評価段階

(3) 石垣の現況評価

石垣評価の位置図（別添資料の通り）を添付

3 節 保存、安全管理上の課題

(1) 石垣の保存、管理上の課題

名古屋城跡内の石垣では、各所で石材の破損や変状等が確認される。

これらのうち、個別の石材単位では築石、角石等の割れ、表面剥離、石材の抜け等があり、石垣面単位では膨らみ、緩み等が見られた。

これら変状の要因は、経年劣化、樹木等周辺環境の影響、後世の施工等様々だが、中には変状の要因が十分に判断できていないものも含まれる。また、時間経過による変状量の把握を行っている石垣は一部に限られるため、現時点での変状により石垣を評価せざるを得ない点も石垣保存上の課題である。石垣および周辺環境の正確な把握により、変状要因および変状量を把握し、適切な保存対策を実施する必要がある。

安全管理上の課題としては、これらの変状を有する石垣の付近に動線が設定されている箇所が複数存在する点があげられる。このうち、枳形内や土橋上は石垣崩落時における退避経路が限られるため、石垣の安全対策を優先して検討する必要がある。

以下に、石垣の保存状況等についての具体的な事例を示す。

(2) 本丸

ア 石垣の立地状況

本丸は天守台石垣を中心とし、曲輪内には天守閣、本丸御殿など主要な建造物が所在し、表二之門から本丸御殿へ至り不明門から抜けるルートは城内観覧の主要動線となっている。

ルート中では天守台周辺、不明門、表門、東門の各枳形石垣、本丸御殿東側の通路付近において観覧者が石垣の前面を通る形となっている。

石垣の上を観覧者が通る箇所は表二之門、東二之門、不明門の各土橋のほか、本丸内堀の外側部がある

イ 石垣の現況

(ア) 来場者が石垣の前を通る箇所(動線評価 y1)

表門周辺の 038H、039H、099H 等では石垣面の膨らみ、東門周辺の 075H、081H、082H、084H、090H 等では石材の突出やズレが見られる。前面の動線は枳形内のため退避場所が限られている。



図 4-11 表門枳形内の石垣



図 4-12 038H 石垣面の膨らみ

本丸御殿東側の 094H では石垣の各所で膨らみが見られ、間詰め石の抜けも目立ち落石の危険性がある。本丸御殿と石垣の間を通る動線は幅が狭く、開園中は来場者で混雑することが多い。



図 4-13 094H 前の動線



図 4-14 094H 石垣面の膨らみ

天守台東側周辺の 050H～056H(136H～U62)、表二之門枳形の 041H などでは名古屋空襲による石垣表面の被熱痕(割れ、剥離)が著しく、表面の刻印、矢穴痕等が欠落する恐れがある。来場者の安全対策として 056H(U62)前面では落石防護用の仮設屋根を設置、他の箇所ではコーンを設置しているが、来場者への周知が十分にできていない。



図 4-15 041H の表面被熱と前面の動線



図 4-16 056H(U62) の表面被熱と動線上仮設屋根

(イ) 来場者が石垣の上を通る箇所(動線評価 y2)

本丸北辺の 013H(U65)は、名古屋空襲時の被熱による石材の割れ、剥離がめだち、石垣面自体にも石材の突出や膨らみ等の変状が見られる。割れ、剥離については補修工事により破損部の接着を行い、変状部については鉄筋の挿入、間詰石の充填等を行った。ただし、変状自体は解消されておらず、石垣上は天守台石垣や天守閣を観覧する来場者の動線とることから注意を要する。



図 4-17 013H(U65) 全景



図 4-18 013H(U65) 石垣面の破損状況

本丸西辺の 014H(U66)では、石垣中央部が御深井丸 221O(S10)と対となり石塁状となっている。014H(U66)は複数回の積み直しが想定され、一部は根石付近まで及ぶ可能性がある。背面の

221 O(S10)は発掘調査により根石付近の状況が不安定であることが確認されており、221 O(S10)に変状があった際影響を受ける可能性がある。



図 4-19 014H(U66)と石垣上の動線



図 4-20 014H(U66)近景

本丸東側の 026H では、石垣面に膨らみが見られるため、前面に土嚢を置いて石垣前面を補強しているが、設置から年数がたつため今後の方針について検討する必要がある。026H など内堀外側部の石垣や、東南隅櫓下の 021H などは、勾配や変状、石材劣化の面で健全といえない石垣であり、注意が必要である。



図 4-21 021H 隅角石の風化



図 4-21 026H と前面の土嚢

(ウ) 来場者の動線から離れている箇所(動線評価 x)

天守台北面の 010H(U61)、内堀の 005H(U56)、022H 等では石垣表面に大きな膨らみが見られ、東北隅櫓下の 069H、070H では石垣上の樹木により石垣面の上部が変形している。これらは動線から離れているため来場者への影響は少ないが、変状の進行により石垣が失われる可能性がある。



図 4-23 005H(U56)表面の膨らみ



図 4-24 070H 樹木による石垣の変形

(2)本丸大手馬出**ア 石垣の立地状況**

本丸南側に面する馬出である。離宮期の改変により馬出上の石垣、堀の一部が撤去されたが、馬出南面、東面の石垣等を中心に残存している。

イ 石垣の現況**(ア) 来場者が石垣の前を通る箇所(動線評価 y1)**

馬出東側の 127H では、石垣面に若干の膨らみが見られたほか、隅角石に割れが生じていた。その他の石垣では大きな変状は見られなかった。



図 4-22 127H 全景



図 4-22 127H 隅角石の割れ

(イ) 来場者が石垣の上を通る箇所(動線評価 y2)

馬出北面の 015H、027H は、石垣面の一部に膨らみが見られる。石垣面の勾配も 90 度に近く、不安定な構造をしている。これらの石垣は濃尾地震時に一部が崩落し、積み直されている。



図 4-22 027H 石垣の状況



図 4-22 027H 石垣面の膨らみ

(ウ) 来場者の動線から離れている箇所(動線評価 x)

馬出南面の 126H では、石垣裾部から中央部にかけて局所的に膨らみ、間詰め石の抜け等が見られるほか、隅角石の割れ等が確認されている。



図 4-42 126H 全景



図 4-42 126H 隅角石の割れ

(2)本丸搦手馬出

ア 石垣の立地状況および現況

本丸東側に面する馬出である。馬出を構成する石垣は、北面、東面が一部崩落し、天和 2 年(1682)に修復された。現代に入り同じ箇所に膨らみが生じたため、令和 8 年(2026)に積み直された。この際、馬出上の石垣も同様に積み直されている。このため、現状では石垣面等に変状は見られない。

(3)二之丸

ア 石垣の立地状況

二之丸は、曲輪の北側に名勝二之丸庭園、南側には愛知県体育館が立地する。曲輪の東側には東門改札が設置され、来城者の主要な出入口の一つとなっている。

二之丸の石垣は、曲輪を囲う水堀・空堀の側面、東西の枳形を中心に存在する。特に、名城線名古屋城駅から東門改札へ至るルート上では、枳形、土橋があり、来城者の往来も多い。

イ 石垣の現況

(ア) 来場者が石垣の前を通る箇所(動線評価 y1)

本丸大手馬出との接続部にある 206N は石垣上に巨大な樹木が根を張っており、石垣面も影響を受け一部変形している。石垣前面には来場者動線もあり、動線幅が狭いため、開園中は来場者の混雑が生じやすい。



図 4-25 206N と前面の動線

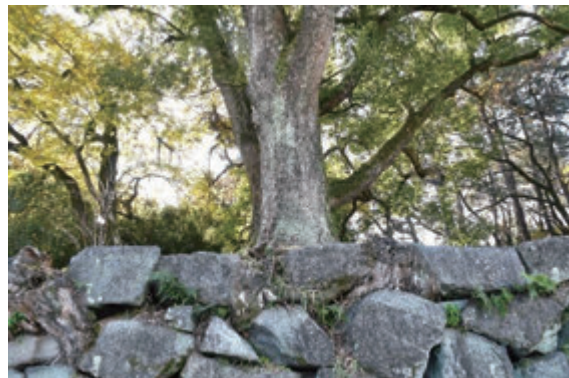


図 4-26 206N 樹木根による変形

二之丸東門の枳形を構成する 200N では、石垣面で膨らみが見られ、特に「鏡石」周辺が目立つ。200N 背面の 202N 石垣でもわずかに膨らみが見られる。本石垣は動線の至近にあり、日中は多くの来場者が来場する。

二之丸東門の枳形を構成する 200N では、石垣面で膨らみが見られ、特に「鏡石」周辺が目た

つ。200N 背面の 202N 石垣でもわずかに膨らみが見られる。本石垣は動線の至近にあり、日中は多くの来場者が往来する。



図 4-29 200N(左)と周辺の動線



図 4-30 200N 石垣面の膨らみ

二之丸西鉄門周辺の 167N では、間詰石の抜けが著しいほか、石垣面の膨らみ、緩みも目立ち、築石の一部が栗石層の方向へ倒れるような様相もみられる。209N では、石垣上の樹木により石材の飛び出し等が目立つ。同石垣前面は樹木が生い茂り、来場者の往来も多くはないが、立ち入り制限等はされていない。



図 4-31 167N 石垣面の緩み



図 4-32 209N 石垣上の樹木

(イ) 来場者が石垣の上を通る箇所(動線評価 y2)

二之丸南部を囲う空堀外側の 153N～155N では、石垣面の膨らみが各所でみられる。それぞれの変状自体は小さいが、石垣面の勾配が急であり、近代の積み直しとみられる痕跡も散見されることから注意を要する。

石垣上には植栽と竹柵が設置されているが、一部が出来町通沿いの歩道に近接している。



図 4-33 二之丸空堀外側の石垣



図 4-34 154N 石垣面の凹凸

(ウ) 来場者の動線から離れている箇所(動線評価 x)

寅隅櫓台北辺の 135N は空堀、水堀沿いにあり来場者への影響は少ないが、石垣上部が欠落し、天端石によるが押さえを欠いた状態となっている。上端の角石、築石が落下する恐れがある。

二之丸西辺の 161N も同じく空堀沿いで来場者への影響は少ないが、天端部、築石部の一部が欠落している。



図 4-27 135N 天端の一部欠落

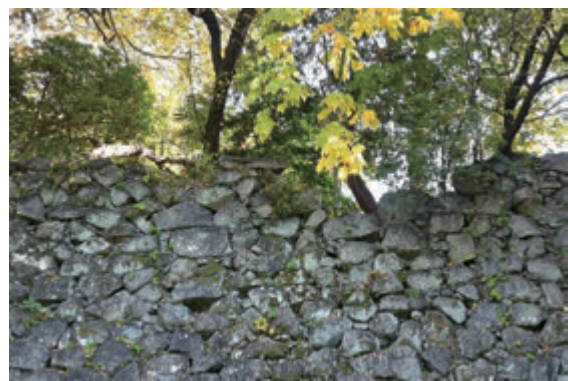


図 4-28 161N 天端部の欠落

空堀内側の 149N では、石垣天端の一部が崩落しているほか、石垣裾部で僅かに膨らみがみられた。なお、空堀内側の石垣は、前面は空堀で遮られ、背面は立入禁止となっている。



図 4-35 二之丸空堀内側側の石垣



図 4-36 149N 石垣上の局所的崩落

(5) 西之丸

ア 石垣の立地状況

西之丸は、榎田門の枡形石垣、曲輪を囲う水堀、空堀の石垣を中心とする。榎田門は来場者の

入場門として利用されており、榎田門前の土橋から門を通るルートは来場者の主要動線となっている。門周辺では来場者が石垣の前を歩く形となっている。

イ 石垣の現況

(ア) 来場者が石垣の前を通る箇所(動線評価 y1)

名古屋城の正門として利用されている榎田門の周辺石垣では、正門前トイレ裏側の 283W、284W で石垣面に局所的な膨らみが見られるほか、来場者等の駐車場、駐輪場が前面にある 267W でも、樹木の根による局所的に天端石のずれ等が見られる。これらは立地上来場者への影響が大きい。



図 4-37 267W 全景



図 4-38 283W 天端石のズレ

(イ) 来場者が石垣の上を通る箇所(動線評価 y2)

西之丸では来場者が石垣の上を通る箇所は存在しない。

(ウ) 来場者の動線から離れている箇所(動線評価 x)

榎多門前の土橋東側の 254W では、石垣面に僅かな膨らみ、間詰石の抜けがみられる。なお、石垣上の植栽により来場者は付近まで進入できない。



図 4-39 254W 全景

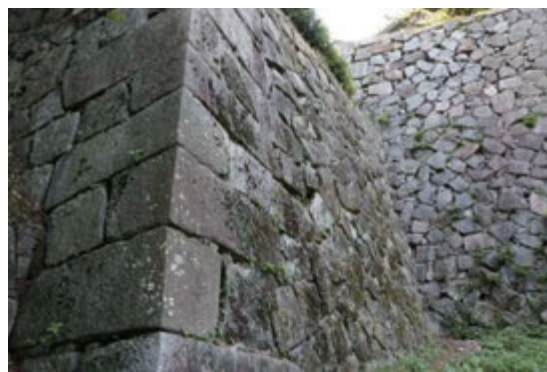


図 4-40 254W 石垣面の膨らみ

西之丸空堀内側の石垣の多くでは、石垣面の膨らみが見られる。このうち、253W では石垣裾部で膨らみが目立つ。



図 4-41 253W 石垣面の膨らみ

(6)御深井丸**ア 石垣の立地状況**

御深井丸は、塩蔵門の枡形石垣、曲輪を囲う水堀、空堀の石垣を中心とする。主要な文化財としては、西北隅櫓、天守台礎石、乃木倉庫などがあり、西北隅櫓は石垣上に立地する。このうち、西之丸と御深井丸の接続部に所在する土橋石垣(221〇および、014Hの一部)は両曲輪をつなぐ唯一の経路であり、来場者の主要動線となっている。

イ 石垣の現況**(ア) 来場者が石垣の前を通る箇所(動線評価 y1)**

塩蔵門周辺の 236〇では、角石のズレのほか、石垣面に緩みが生じ、築石間に隙間が生じている。なお、本石垣付近は水堀の景色を眺める来場者の動線となっている。



図 4-43 236〇 全景



図 4-44 236〇 築石間の隙間

(イ) 来場者が石垣の上を通る箇所(動線評価 y2)

西之丸、御深井丸を繋ぐ土橋西面の 221〇は、濃尾地震後の積み直しに際し、近世石垣の後方で積み直しを行っている。これにより石垣下部が不安定な構造となり石垣自体の安定性に課題がある。石垣上には来場者の動線があるが、土橋であるため動線幅が狭く、石垣崩落時、来場者に与える影響が大きい。



図 4-45 221〇全景



図 4-46 221〇 地中部の段差

御深井丸北側の水堀に面する 224〇は、昭和 45 年(1970)の豪雨により崩落し、崩落箇所は残存箇所より後方に積み直されたため、残存部と崩落後の積み直し部の間に段差が生じている。石垣上には西北隅櫓が構え、来場者の安全確保の点で課題がある。



図 4-47 224〇 石垣面の段差

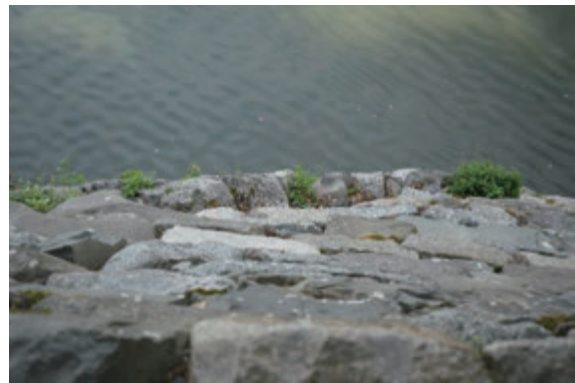


図 4-48 224〇 石垣面の段差(上から)

その西側にある 223〇は石垣裾部の広範囲に膨らみがみられる。加えて、223〇から 222〇にかけては石垣直上に樹木が多数生え、一部は石垣に接触している。石垣の保存に悪影響を与えている。



図 4-49 223〇 石垣上の樹木



図 4-50 223〇 石垣にもたれかかる樹木

(ウ) 来場者の動線から離れている箇所(動線評価 x)

御深井丸南西角の 248〇は、石垣上に複数の樹木が生えており、根によって石垣の上部が変形している。



図 4-51 248〇 樹木根による石垣の変形

(7)三之丸

ア 石垣の立地状況

三之丸は、曲輪全体が土塁、堀で囲われており、清水門跡を除く 4 箇所の門跡周辺に枡形石垣が築かれている。主要な文化財としては、西北隅櫓、天守台礎石、乃木倉庫などが存在する。このうち、西之丸と御深井丸の接続部に所在する土橋石垣(221〇および、014Hの一部)は両曲輪をつなぐ唯一の経路であり、主要動線となっている。

イ 石垣の現況

(ア) 来場者が石垣の前を通る箇所(動線評価 y1)

巾下門跡周辺の 339S では、石垣の天端部分が一部崩落している。該当箇所は立ち入り禁止範囲内にあるが、歩道にも近い。343S では、石垣上の樹木によって石材の一部に突出がみられる。本石垣前面は草木に覆われ通行は少ないが、「長畝街園」として都市公園の一部となっている。巾下門周辺は車道にも近く、常時車両通行時の振動を受けている点にも懸念がある。



図 4-52 339S 天端石の一部崩落



図 4-53 343S 石垣上樹木による石材飛び出し

(イ) 来場者が石垣の上を通る箇所(動線評価 y2)

三之丸では来場者が石垣の上を通る箇所は存在しない

(ウ) 来場者の動線から離れている箇所(動線評価 x)

本町門跡周辺の 320S、321S では、石垣面の中段から裾部にかけて膨らみがあり、石等の割れもみられる。石垣は空堀内にあるため、来場者が石垣の付近を通行することはない。



図 4-54 320S-321S 全景



図 4-55 320S-321S 隅角部の状況



第5章

石垣の保存方針

- 1 節 石垣保存の原則
- 2 節 石垣保存、管理の手段と方法
- 3 節 今後の石垣保存、管理に向けて

第 5 章

石垣の保存方針

1 節 石垣保存の原則

石垣を適切に保存するため、a:「石垣の管理」、b:「周辺環境の管理」を継続的に行うほか、変形・破損が進んでいる石垣については、c:「復旧(修理)」を適切に行う。あわせて、d:「石垣についての調査研究」を進める。

a 石垣の管理

石垣の文化財的価値を適切に継承するため、日常的な観察を行い、石垣面の変化や石材の劣化等を把握する。現在、石垣については、半年に一度の定期的な目視確認調査を実施している。こうした日常的な観察は、今後も継続的に実施する。加えて、一部の保存上、安全管理上の影響が大きい石垣では測量機器を用いたモニタリング等も検討する。

b 周辺環境の管理

石垣の保存を進めるためには、石垣それ自体だけではなく、石垣周辺の環境も良好な状態に保つ必要がある。

石垣面に対する植栽の維持管理、雨水等の石垣背面への流入対策等、変形・破損の原因を取り除く等、保存条件の改善をはかる。

c 復旧(修理)

石垣の文化財的価値を適切に継承するため、現在積まれている石垣を、築石のみならず背面構造も含めて、最大限維持することを原則として、変形、変状が進んでいる石垣面に対して、復旧(修理)を行う。

・ 復旧(修理)の方法・手法

復旧(修理)は、石垣面を、中長期的に安定して維持することを目的として実施する。

具体的な方針は、①現状にできるだけ手を触れず、保存すること、②個々の石材も、できる限り既存石材を維持すること、加工等は最小限とすること、③破損・変形などの石垣面の変形・劣化の進行を抑えること、④変形・変状の進んだ石垣面の強度を回復すること、⑤実際の施工に際しては伝統的工法を基本としつつ、石垣の安定的な維持に必要な工法を検討することである。

方法としては、ア：応急的措置、イ：部分補修、ウ：部分補強、エ：解体修理が考えられる。石垣面に対する復旧(修理)に加え、その原因が周辺の状況にあると考えられる場合には、石垣面だけでなく、周辺状況の改善をあわせて検討する。

d 石垣の調査研究・普及啓発の推進

石垣の歴史資料の検討、現地調査など、調査研究を継続的に行い、築城期における石垣の構築プロセスや、石垣の改変や修復の履歴など、歴史的変遷等の調査を進める。またそうした成果を広く外部に発信し、名古屋城の石垣の価値や魅力を伝え、市民の間に、その保護・保全の意識を醸成する。

あわせて、石垣の保存に関する調査研究を充実させるとともに、他城郭や他機関との連携事業等にも積極的に取り組み、適切な保存の在り方に関する検討を継続的に行う。

2 節 石垣保存、管理の手段と方法

適切に石垣を保存、管理するため、第 1 節で示した石垣保存の原則に則り、状況に応じた保存、管理の手段と方法を示す。

a 石垣の管理

石垣の保存には、日常的に石垣周辺を整備し、良好な保存環境を実現することが不可欠である。維持管理には石垣周辺の除草や清掃、周辺排水の管理等がある。

ア 石垣の定期観察

名古屋城調査研究センターでは、半年に一度学芸員による石垣の観察を行っている。定期的に観察することで、変状の進行等を把握する。

イ 石垣カルテの更新

平成 29 年度から令和 7 年度に渡り、観察可能な全石垣面の石垣カルテを作成した。定期観察等により新たな変状や変状の進行が確認された場合は、石垣カルテを更新することで、今後の石垣管理、整備のための基礎資料とする。

ウ 変状の動態観測(モニタリング)

変状の進行が懸念される石垣、崩落時等に来場者への影響が大きい石垣については変状の動態観測(モニタリング)を行う。

動態観測(モニタリング)については主要な方法として下記が挙げられる。石垣の状況に応じ、適切な方法を検討する。

(ア) クラックゲージ、ガラス棒の設置

石材間の緩みやズレ、割れの広がり等を把握するため、石垣表面に設置するもの。クラックゲージには目盛があり、ガラス棒は小さな力で割れるため、石材自体の微細な動きを把握することができる。

石材、石垣面に変状がある石垣を対象に、石垣表面における変状進行の状況を把握するために設置する。

(イ) トータルステーションによる三次元座標観測、三次元モデルの差分分析

石材面における変状の進行を把握するもの。石垣表面に対空標識等を設置し、定期的にトータルステーション等で座標を計測することで、三次元(縦、横、高さ)での、石材、石垣面の動きを把握する。

三次元モデルの差分分析においても、同様に三次元座標を用いるが、三次元モデル同士の比較を行うため、石垣面の動きを面的に把握することができる。

石垣面の変状が広範囲にわたる石垣を対象に、石垣表面における変状の詳細な位置を把握するために設置する。

(ウ) 伸縮計の設置

石垣と背面盛土間の伸び縮みを把握するもの。天端での地割れ等をまたぐ形で杭を 2 点設置、インバー線でつなぎ、線の伸縮で地割れ等の動きを計測する。

杭の設置等に掘削を伴い、設置にも場所を要するためすべての石垣で実施できるわけではないが、背面盛土に雨水が多量に浸透する恐れがある石垣、背面盛土の強度が脆弱な石垣を対象に、石垣背面での地割れ、地滑りの兆候を把握するために設置する。

(エ) 通信モジュール付き傾斜計等の設置

機器に内蔵された電子チップ等により、築石、栗石、背面盛土等の動きを計測するもの。通信モジュールが搭載された機器を選択することで、常時観測結果を把握できる。大雨、地震時等により大きな変動挙動が観測された場合は、その都度管理者へ警報を発することも可能である。

動線付近等、来場者への影響が大きい石垣を対象に、石垣付近の危険を早期に警報するために設置する。

表 5-1 動態観測(モニタリング)の実施対象

優先 順位	該当石垣	動線の状況	実施する動態観測例
1	b2,c2評価を含む石垣	y1,y2のうち動線との離隔が難しいもの	・通信モジュール付き傾斜計等の設置 ・伸縮計の測定機器設置
2	c2評価を含む石垣	y1,y2	・トータルステーションによる定点観測
3	b2評価を含む石垣	y1,y2	・三次元モデルの差分分析
4	c2評価を含む石垣	x	・クラックゲージ、ガラス棒の設置
5	上記以外の石垣		・目視による定期観察

エ 人為的被害の除去

落書き、いたずら等による被害を防ぐため、ウェブ、看板等による注意喚起を行う。

b 周辺環境の管理

石垣とその周辺環境を定期的に観察し、過去の調査成果等と比較する。これにより石垣の変状を早期に発見し、石垣の保存、整備のための基礎資料とする。

ア 除草、植生管理

名古屋城総合事務所では定期的に石垣面および石垣前面の除草を行っているほか、令和 6 年度には『名古屋城植栽管理計画』を策定し、文化財に近接し影響を及ぼす恐れのある樹木を把握、順次剪定、伐採を進めている。今後も定期的に実施していくことで、草木の根等による石垣への影響を最小限に留める。

イ 石垣周辺の排水管理

近年、台風や豪雨等によって、各地の城郭石垣が崩落する事例が多発している。第 3 章 2 節でも示したように、名古屋城跡でも豪雨等の水害による石垣崩落が過去に発生している。

水害等による石垣の破損や崩落を未然に防ぐため、名古屋城内における石垣付近への雨水等の流況状況を調査し、雨水の影響が大きい石垣、今後影響を受ける恐れがある石垣を把握する。

これらの石垣に対し日常的な維持管理の中で実施する作業としては、暗渠等の排水設備の点検、清掃、水分を含みやすい石垣上の落ち葉、腐葉土等の除去、およびそれらの供給源となる樹木の伐採等があり、状況に応じて適切な方法を検討する。台風等が予想される場合は、事前に土嚢等を仮設置し雨水の流入を抑制する。

ウ 周辺環境および耐震性能等の調査

石垣の変状は、石垣自体のみならず、周辺の環境が原因となる場合もあるため、周辺地盤の状況等について、土木、工学的な観点からの耐震性能の調査等、様々な視点から調査を行う。

また、2 節「イ 石垣周辺の排水管理」でも述べた通り、雨水については石垣周辺での流況調査等を実施し、石垣への影響を確認する。

c 復旧(修理)

保存上の懸念、来場者への影響等がある石垣については、石垣の保存、復旧(修理)を行う。保存、復旧(修理)方法は、石垣の状況や周辺環境に応じ、下記に示す方法を選択する。

ア 応急的措置

各種修理等の準備が整うまでの応急的措置として実施するもの。

(ア)立ち入り制限区域の設定

石垣の変状が著しく、来場者への影響が避けられない石垣については、石垣周辺に立ち入り制限区域の設定を検討する。区域の設定方法や範囲は、石垣や周辺の環境に応じて検討する。

イ 当面の保存

現状の石垣の形状を保存するために実施するもの。

(ア)石垣表面の保護

石垣面の緩みにより間詰石等が落下する恐れがある石垣、石材の風化や被熱等によって、動線上に石材破片が落下する恐れがある石垣等については、石垣面に落石防護ネットの設置を検討する。設置にあたっては地下遺構を傷つけない方法を選択する。

(イ)石垣前面の補強

石垣に膨らみ等がある場合、後世の積み直し等によって石垣下部の構造が不安定となる場合は、石垣の前面に、はばき石垣等の補強石垣の設置、または盛土、布団籠等の設置を検討する。設置にあたっては地中地盤の強度や、周辺の修景も踏まえ、最も適切な方法を検討する。

(ウ)破損・変形の要因の除去

石垣上の樹木や石垣周辺排水経路の機能不全等、石垣の安定性に悪影響を及ぼしている要因の除去を行う。除去の方法等は『名古屋城植栽管理計画』に従い検討していく。

石垣背面の回復等は、石垣の解体修理時に合わせて検討する。

ウ 部分補修

石垣の破損のうち、石垣の構造に大きな影響が生じないと判断されるものについては、破損部分及びその周辺を中心に部分補修を行う。

(ア)破損石材の補修

石材表面が剥離するもの、石材に割れが生じているもの等については、破損部分の補修を行う。補修の方法は接着剤による接合、金属器具による緊縛等があるが、破損の状況に応じて適切な方法を選択する。

(イ)石材の補充

石垣面に緩みが生じ、間詰め石等が欠落した場合は石材の補充を行う。この際、過剰な補充により石垣の意匠を損なわないよう留意する。

エ 解体修理

これまでに示した方法により対応が不可能なほど石垣に大きな破損、変状が生じている場合は、石垣の解体修理を実施する。解体修理の具体的手法は石垣の状況等に応じて個別に検討する。解体前には発掘調査、石材調査等を実施し、石垣の内部構造を適切に記録する。

3 節 今後の石垣保存、管理に向けて

前節まで記述した石垣保存の原則、石垣修理・管理の方法に則り、全体整備検討会議、石垣・埋蔵文化財部会等有識者の指導、助言を受けながら実際の対応に向けて具体的な計画を立てていく。計画にあたり留意すべき点を下記に示す。

(1) 石垣管理体制の強化

名古屋城跡内の石垣については、石垣カルテの作成を通して、石垣一面ごとに3Dモデル、オルソ画像の作成、変状箇所の把握等を行った。令和4年度からは、半年に1回の頻度で、学芸員による全石垣の目視確認を実施し、カルテ作成後の変状の動向を観察している。ただし、目視による簡易な観察であり、変状の定量的な把握までには至っていない。

今後は、動線に近接する石垣、変状が大きい石垣から順に動態観測(モニタリング)等を実施し、石垣の破損状況等を正確に捉え、以後の保存、管理に役立てるものとする。

ただし、現時点で変形等が目立ち、主要動線に密接する石垣については、動態観測と並行して保存、管理対策を計画する。詳細は(8)今後の実施計画のとおり。

(2) 石垣カルテの更新

令和7年度に名古屋城跡内の石垣カルテ作成がほぼ一巡した。今後は、上述した石垣観察等の中で変状が確認された場合は、その都度石垣カルテに記載し内容を更新していく。

石垣カルテの様式等についても、より効率的、的確に石垣の状況を把握できるよう改善する。

(3) 関連計画との連携

名古屋城総合事務所では、文化財の保存、管理のため「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」を関連計画として、「名古屋城植栽管理計画」、「重要文化財建造物等保存活用計画」を策定している。これらの計画と連携しながら石垣の保存、管理に努める。

「名古屋城植栽管理計画」では、石垣をはじめとする「文化財に近接している樹木」として、「枯損している樹木」397本、「文化財上部に傾倒している・枝が覆いかぶさっている樹木」485本を把握している。こうした樹木は日常管理とは別に、特別管理として地区ごとに計画的に伐採、剪定を行うことにしている。

重要文化財建物の修理に際しては、その土台となる石垣がある場合は、十分な調査・検討を行い、その文化財的価値を損なわずに両文化財が保全できるよう計画を立てる。「重要文化財建造物等保存活用計画」では、直近の課題として東南隅櫓および西北隅櫓下の石垣について以下の通り記載している。

「建造物直下の石垣は、今後詳細な調査や専門診断の実施を検討していく。一方で、直上の隅櫓は経年劣化が進行しており、建物自体が損壊してしまう危険性を鑑みて、まずは建造物の保存修理を進めていく。石垣の耐震対策として、詳細な調査や専門診断を実施し、石垣の補強工事が完了するまでは長期間に及ぶ可能性がある。その間は定期的な変位観察・動的モニタリングによって変状の進行を監視する。

なお、専門診断には調査地盤の物性値、石垣背面の構造等を把握する詳細な調査が必要となるため、事前のボーリング調査や発掘調査なども含めて計画的に実施する。専門診断の診断結果によって、石垣の積み直しや修理、補強、安全対策工などの工事が必要となる可能性がある。」

(4) 石垣管理者間等での情報共有

石垣の一部は、名古屋城総合事務所のほか、市の他部署等により管理されている。これらの石

垣についても名古屋城総合事務所が定期的に観察等を行い、変状等が発見された場合は情報を共有し、対策を協議の上適切に保存していく。

(5) 調査研究の継続

第1章では石垣の修復履歴について現段階での調査成果を示した。これらは石垣の脆弱な箇所や地盤構造の問題を把握する上で必要な情報であるため、今後も継続して調査を行い更新に努める。また、関連機関と協力しながら、新技術等の研究開発を進めていくことで、効率的な石垣調査、管理を行う。

石垣の文化財的価値をより明らかにするため、石垣自体の詳細観察、文献史料の調査等を実施し、築城期における公儀普請の施工過程等を検討する。また、採石場跡に対する調査も行い、石垣用材の供給過程も研究することで、名古屋城石垣構築過程の全体像を明らかにする。

名古屋城では、これまでも文化財石垣保存技術協議会会員より専門的な指導・助言を受けながら石垣整備を行ってきたが、さらに質の高い事業成果を目指し、令和3年10月に連携を図ることで合意した。今後も協力しながら、文化財石垣の保存、修理技術の調査研究、継承等に取り組む。

(6) 石垣用材の保存、管理

名古屋城跡内には、もとは石垣の一部であった築石等が庭石として利用されることがあり、バックヤード等にも一部が集積されている。これらについても石垣同様に文化財的な価値を有するため、保存、管理を進める。

(7) 活用のための整備

石垣は、本質的価値を構成する重要な要素であり、来場者が往時の名古屋城を実感し、理解を深めることができる遺構の一つである。しかしながら、近代、現代の改変によって失われた石垣、新たに増設された石垣も存在する。これらのうち、史実に忠実な復元整備ができる可能性が高いものについては、復元整備等も検討する。

(8) 今後の実施計画

名古屋城跡には全 465 面の石垣等がある。これらすべてを一度に対応することは不可能なため、動線付近の石垣、変形、崩落等によって名古屋城跡の文化財的価値や来城者に重大な影響を与える可能性がある石垣の保存・修理対策を行う優先順位を設定する。

①動線の離隔ができず、個別石材評価 b1 以上、石垣面評価 b2 以上の石垣、②動線評価 y1、y2 で石垣面評価 c2 の石垣、③動線評価 y1 で個別石材評価 c1 の石垣、④動線評価 y1、y2 で石垣面評価 b2 の石垣については、動態観測（モニタリング）を行い、一定方向への大きな変状が観測されたときは立ち入り禁止などの応急的処置を行う。

上記①の石垣については、現状で先行して対策を進めている石垣面もあり、引き続き優先的に対策を検討する。

上記に含まれない石垣についても、定期観察を続けながら、変状が進行した場合は動態観測（モニタリング）を行い、優先順位の変更、石垣周辺の離隔確保の検討、部分補修の検討などをおこなう。

(9) 地震発生時の対応

動線と石垣が特に近接する箇所では、日常より看板やアナウンス等によって地震時の危険性を周知し、来場者の滞留を抑制するとともに、地震時または緊急地震速報が発表された際には、速やかに石垣から離れるよう避難を促す。

地震発生後は周囲の安全を確認し、職員等による避難誘導により来場者を退避させる。崩落した石垣は立入を規制し、二次災害による人的被害を防ぐ。

天守台及び周辺石垣の保存対策について

(天守台西側内堀御深井丸側石垣及び鶉の首（小天守西）水堀側石垣の保存対策)

1 はじめに

(1) 前回会議での主な内容

これまでの石垣・埋蔵文化財部会にて、石垣 U66、S10 の安全性の向上を含んだ保存対策を検討するため、前提となる石垣の現況について発掘調査、現地視察の成果をもとに、今後の対応について議論してきた。史跡の保存と活用の観点より、石垣 U66、S10 の鶉の首（小天守西）周辺部について、来城者の安全、及び御深井丸エリアへの大型消防車両通路としての対策は、**鶉の首上の動線を維持し、早期の地震対策を行うこととし、布団籠による前押さえによる地震対策の検討を進めてきている**。石垣表面の補修については、現在工事中である。下記に、前回会議での主な内容を示す。

開催回	主な説明内容	主なご意見
第 71 回 (R8. 6. 5)	・布団籠の籠の形状による景観イメージについて示す。	・布団籠による前押さえは、文化庁が推奨している示力線による安定性も満足しており、籠はかなりの耐久性があるため、長い期間使用できる構造物として捉えても構わない。 ・観覧動線、防災上の動線という観点より、迅速な安全性の確保が必要な場所である為、一定の景観的な配慮を考えた上で蛇籠を積んでいくという計画でいいのではないかと。 ・蛇籠むき出しの修景はやめていただきたい。長い間使うことも想定されるのであれば、きちんとした修景まで含めた設計でお願いしたい。肥前名護屋城では布団籠に覆土を行い 25 年くらい経ってももっているという実績もあり、覆土をして具合が悪いということはない。 ・メインのエリアであるから、人工構造物ではなくて、周りの景観に違和感がないような工夫、案をセットで出してもらいたい。

(2) 今回議題の内容及び目標

内容	目標
石垣 U66、S10 鶉の首（小天守西）周辺部について ・地震対策として設置する布団籠に覆土を施す対策内容について示す	石垣 U66、S10 鶉の首（小天守西）周辺部について ・ <u>鶉の首周辺の地震対策として設置する布団籠による前押さえの対策内容について定め、現状変更許可申請に進める</u>

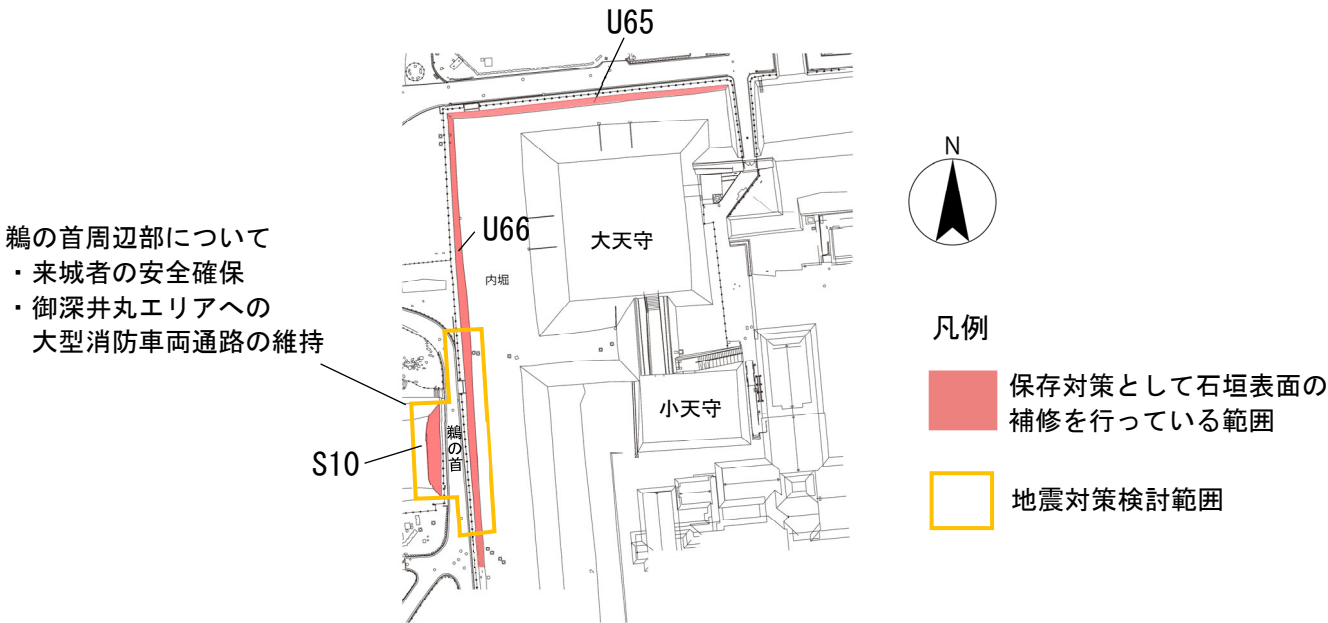


図 1 石垣 U66、S10 の保存対策及び地震対策検討範囲

(3) 石垣 U66、S10 の布団籠による前押さえによる地震対策の対象とする期間について
将来的に行う長期的な対策を行うまでの対策とするため、「短・中期的な対策」を目指す。下記に対策の対象とする期間のイメージ図を示す。

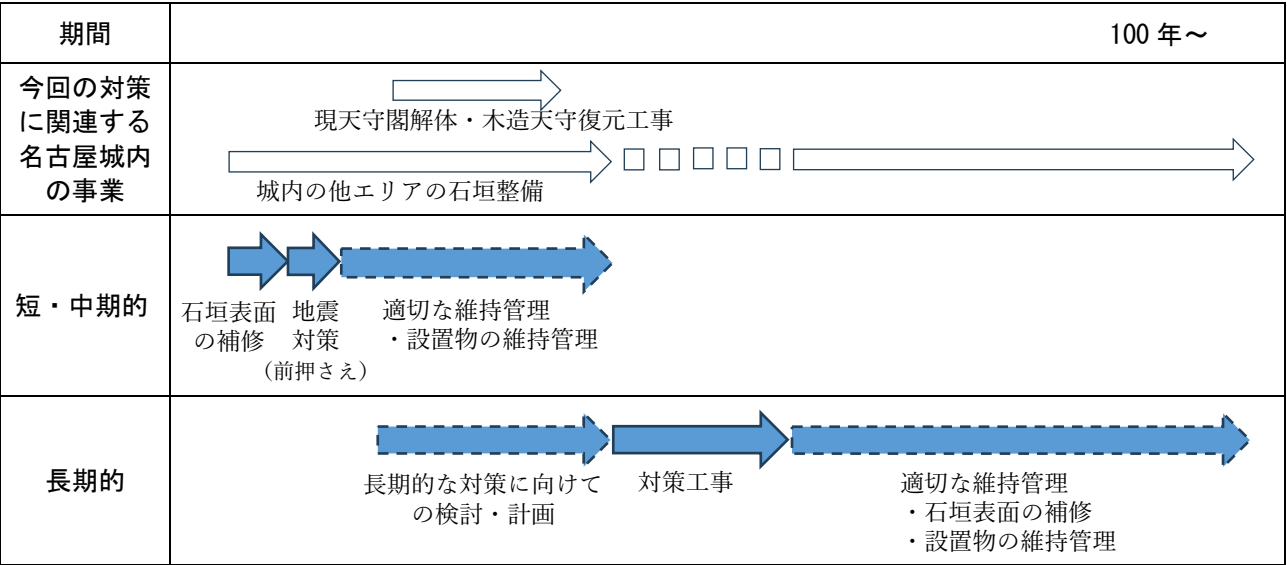


図 2 保存対策の対象とする期間のイメージ図 (U66、S10)

2 石垣 U66、S10 の鵜の首（小太守西）周辺部の前押さえ対策の景観への配慮について
(1) 布団籠による前押さえ対策に覆土を行うことについての検討

ア 考え方の整理

＜目標＞

石垣の確実な安定性向上を、内堀を中心とした歴史的景観に配慮した形態で図る。

＜考え方＞

(構造について)

- ①安定性向上は、定量的に設計（示力線及び円弧滑り解析）を行った前押さえ要素にて図る。
- ②前押さえは、継続的な安定性、保存石垣の排水、現地条件での施工性等を考慮して布団籠を採用する。（文化財石垣への影響、排水の悪い内堀の環境を考慮して布団籠の材料の防錆には十分配慮する）
 - ・覆土は、布団籠の形状は変更せずに付加する形で検討する。
 - ・前押さえの構造計算については、覆土は土の流出の可能性があるため、構造計算の荷重としては考慮せず、布団籠の構造計算のままとする。地盤への荷重増の影響については軽微であると考えられる。布団籠による前押さえの基本構成について図3に示す。

(覆土について)

- ③歴史的景観との親和性に考慮して、将来の緑化を目指した覆土を行う。
- ④覆土は土の流出防止、及び将来の植生を目指すため、盛土に植生マット敷き、又は土嚢（表層は植生土嚢）積みとする。
- ⑤植生マット及び植生土嚢は、周囲環境への影響を考慮し、天然素材のものを採用する。施工後は自然の植生を期待するが、初期には野芝の種を仕込む。（将来的には、自然の植生に入れ替わる想定）
- ⑥布団籠の上の覆土に一定程度の厚さが必要なことと、自然勾配で覆土を行うため、元の布団籠よりもボリュームが大きくなるが、堀底と同様の土と自然植生の構成になるため、景観に馴染みやすいと考えられる。

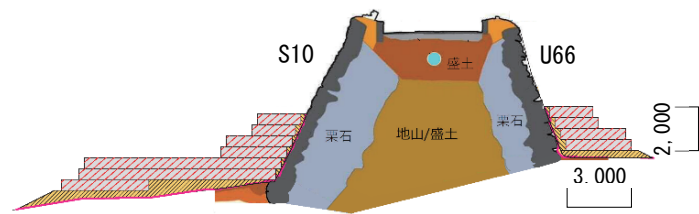
方法	布団籠による前押さえ
イメージ図	 [U66, S10 布団籠断面図]  [U66 布団籠イメージ図]
金網の仕様	網線径：φ5mm 網目 100mm×150mm（格子型網（連結タイプ）） 仕様：亜鉛アルミ合金先めっき溶接金網（めっき付着量 300g/㎡以上 アルミ含有量 10%以上 線材引張強さ 540N/㎡以上）
構造の考え方	現設計は籠同士を連結し、布団籠全体を一体化する仕様にて構造計算を行っており、全体のボリュームを抑えている。
材料の防錆について	亜鉛アルミ合金めっき鉄線の特徴： ・亜鉛めっき鉄線の耐食性を高めた材料である。 ・国交省の鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）では、使用する鉄線の要求性能として、耐食性を有し、淡水中での耐用年数 30 年以上を確保できるものとしている。亜鉛アルミ合金めっき鉄線は、この要求性能を満たす材料である。

図3 布団籠による前押さえ対策の基本構成について

イ 布団籠に覆土を行う手法について

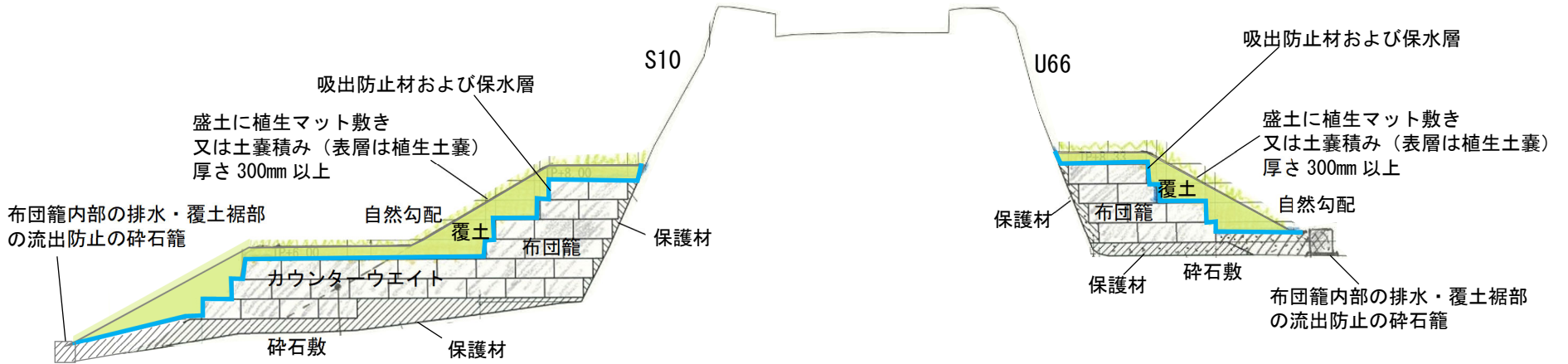
方法	イメージ図	参考写真
布団籠 + 覆土	 [布団籠に覆土を行うイメージ図] ・覆土は盛土（山砂や客土材）に植生マット敷き、または土嚢積み（表層は植生土嚢）にて行う。 S10 側は、重機を堀底に降ろしての作業が困難なため、土嚢積みも用いて覆土を行う。 ・覆土は自然勾配程度の法面とする。 ・覆土が布団籠に落ち込まないように吸出し防止材及び保水層を設置する。 ・法尻は碎石籠とし、排水機能（保存石垣面に対する水の停留への考慮）、豪雨時の浸水による覆土の法尻の損傷を軽減するものとする。 ・S10 側カウンターウェイト布団籠側面は、コスト面及び隣接石垣への影響を考慮し覆土は行わないものとする。	 [押さえ盛土 施工事例 明石城]  [押さえ盛土（植生土嚢）施工事例 洲本城]
	植生土嚢、植生マットについて	
	[植生土嚢の例]  （天然素材製品の例） 天然繊維（ジュート繊維）製品。 経年で分解。 ※表層で使用する場合は種を仕込む。 [植生マットの例]  （天然素材製品の例） 客土等（種入り）が入った植生基盤袋と、 侵食防止効果の高いヤシ繊維を成形加工 したネットを一体化させた腐食型植生マ ット。	 [布団籠+覆土 施工事例 肥前名護屋城]

図 4 布団籠による前押さえ対策に覆土を行う方法についての検討図

3 石垣 U66、S10 の鵜の首（小太守西）周辺部の前押さえ対策の詳細設計について
石垣背面全体の安定性評価（円弧滑り解析）結果を踏まえた前押さえ対策（布団籠＋覆土）の詳細図について示す。

(1) 今回使用する布団籠の基本的な仕様

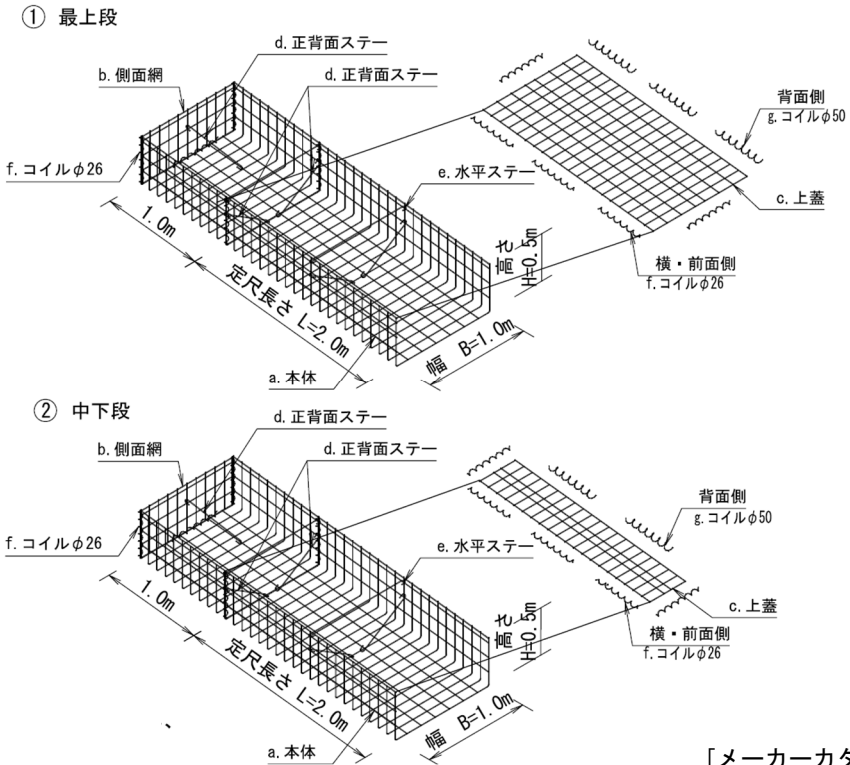
項目	内容
製品寸法	高さ：500 mm、幅：1000 mm、長さ（定尺）：2000 mm
主な部材規格	部材線径・網目：φ5 mm×100 mm×150 mm 仕様：亜鉛アルミ合金先めっき溶接金網
参考図	 [メーカーカタログより]
参考写真	 [メーカーカタログより]
その他使用材料	割栗石：布団籠の中詰め材、石垣面と布団籠の取り合い部の充填材 φ150～200mm ラブルネット：石垣面と布団籠の取り合い部の割栗石の拘束材 （ポリエステル繊維を使用したネット） 土木シート：再生ポリエステル繊維を使用した不織布

図5 今回使用する布団籠の基本的な仕様

(2) 前押さえ対策（U66、S10）平面図（案）

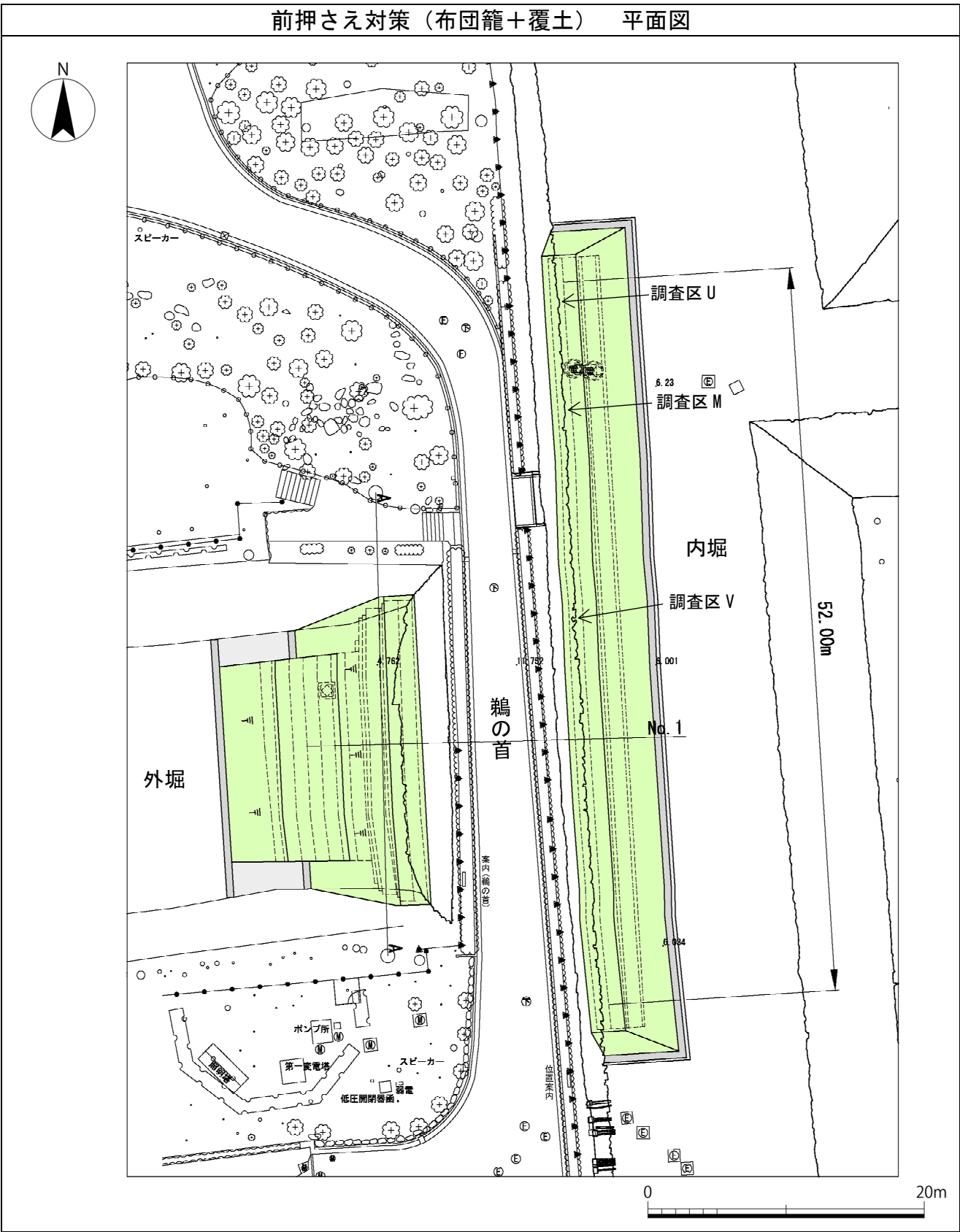


図6 前押さえ対策（布団籠＋覆土）（U66、S10） 平面図 1/400

(3) 前押さえ対策（布団籠+覆土）（U66、S10）断面図・正面図（案）

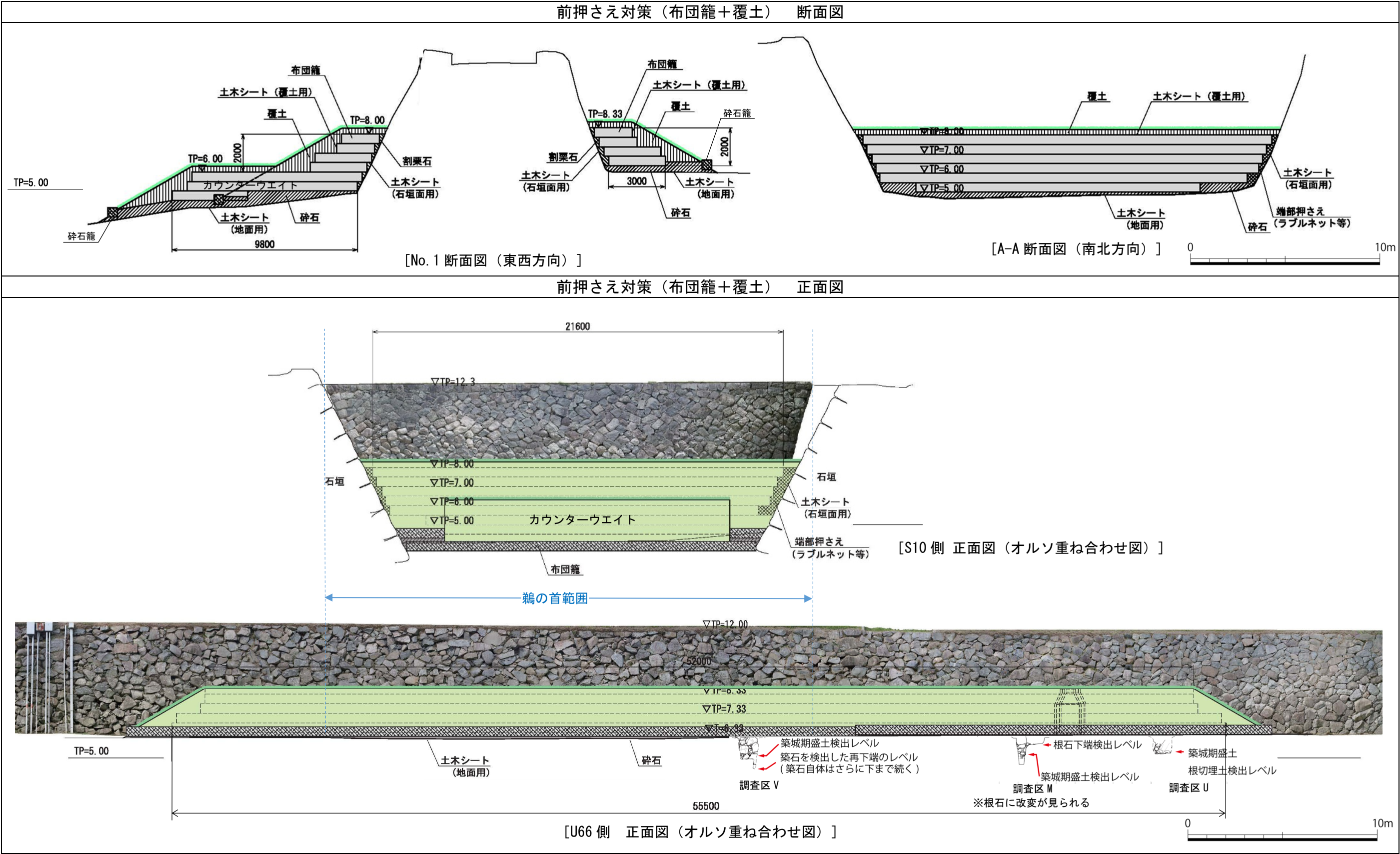


図 7 前押さえ対策（布団籠+覆土）（U66、S10）断面図・正面図 1/200

※籠枠が 2000mm 未満の部材については、現地合わせとする
※図に表記の布団籠に関する寸法は、現地状況により、変更することがある
※覆土端部は、土流出防止の措置を行う

(4) 前押さえ対策（布団籠+覆土）（U66、S10）後の景観について
主だった視点場からの景観について示す。



図8 前押さえ対策（布団籠+覆土）の景観イメージ（U66）



図 9 前押さえ対策(布団籠+覆土)の景観イメージ(S10)

4 石垣 U66、S10 の鵜の首（小天守西）周辺部の前押さえ対策（布団籠＋覆土）の予定
前押さえ対策（布団籠＋覆土）については、現在工事中の石垣表面の補修工事に引き続いて行う。